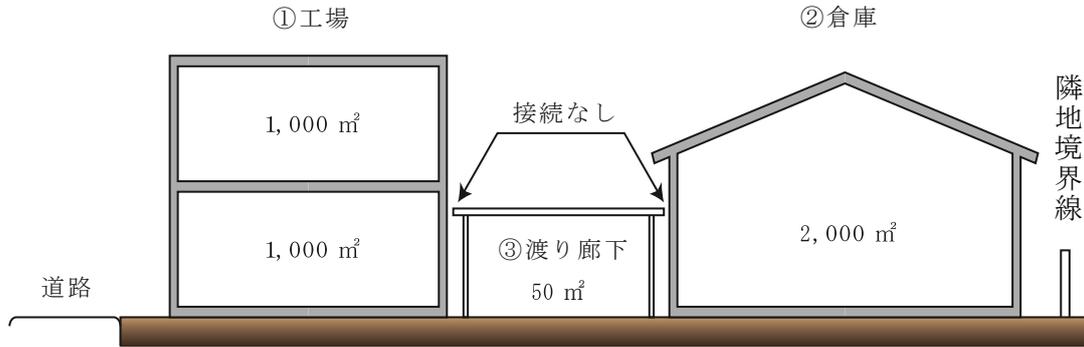


第2節 各 論

第1 消防用設備等の設置単位

1 建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り、棟であり、敷地ではないこと（第1-1図参照）。

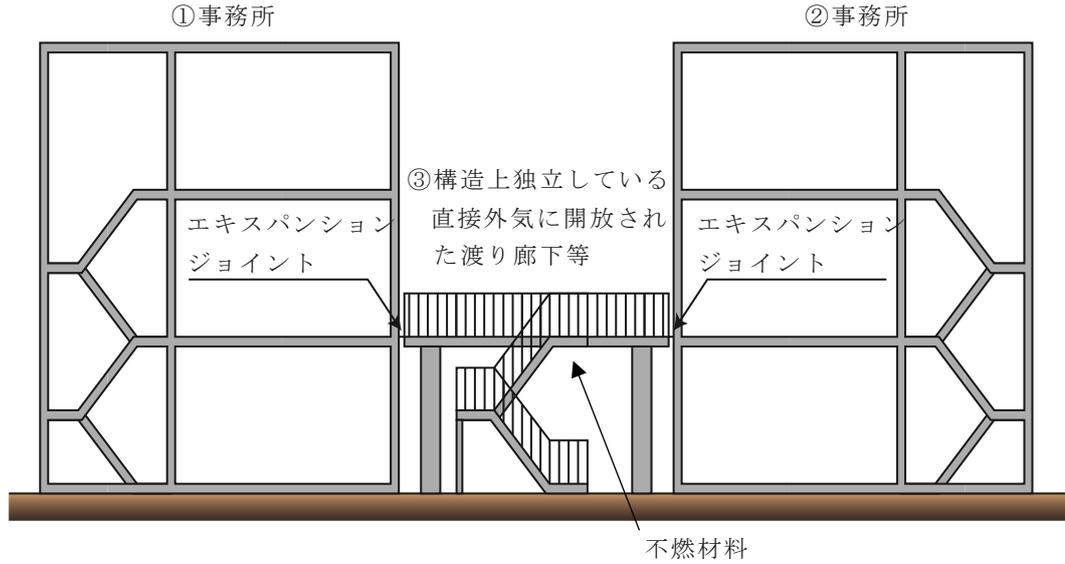


建築物	用 途	政令別表第1	階数	延べ面積
①	工 場	(12)項イ	2 / 0	2,000 m <sup>2</sup>
②	倉 庫	(14)項	1 / 0	2,000 m <sup>2</sup>
③	渡り廊下	(15)項	1 / 0	50 m <sup>2</sup>

(註) それぞれ別の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-1図

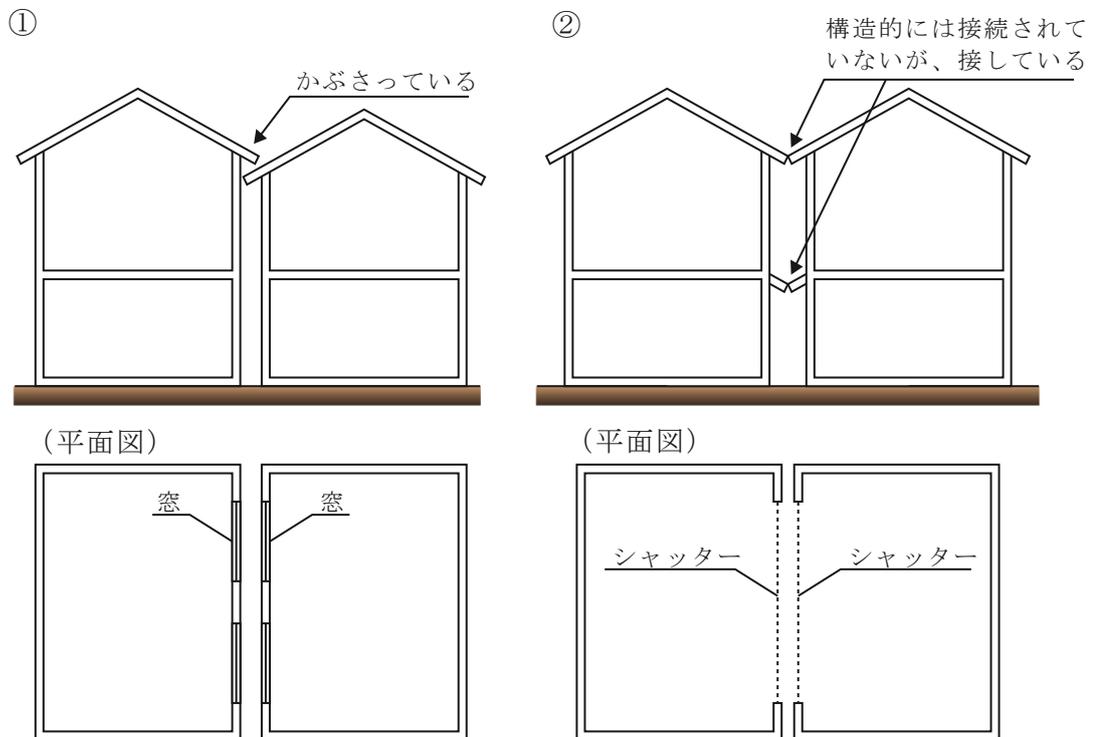
なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること（建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。）（第1-2図参照）。



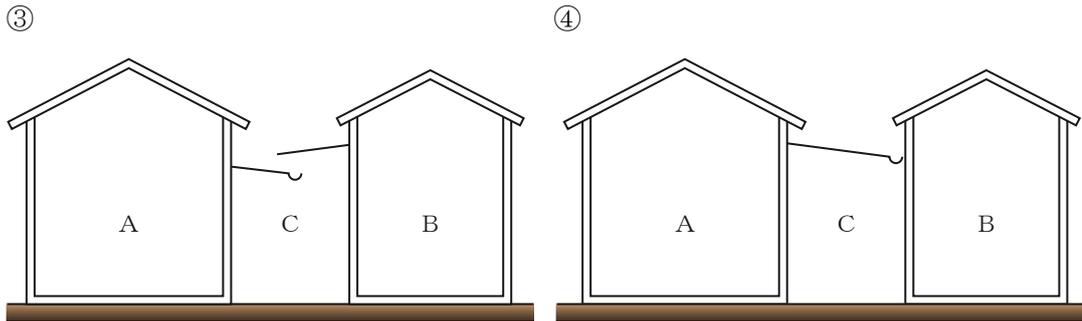
㉔ それぞれ別の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-2図

独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するに当たっては、第1-3図を参考とすること。

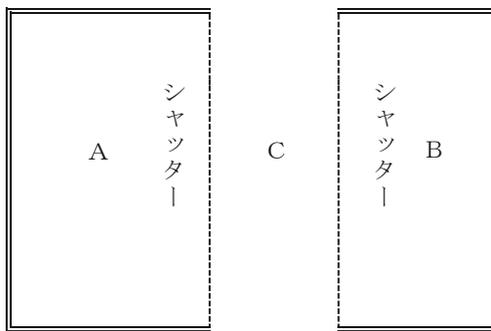


㉔ 建築物相互が構造的に結合されていないので、一の建築物には含まれない。



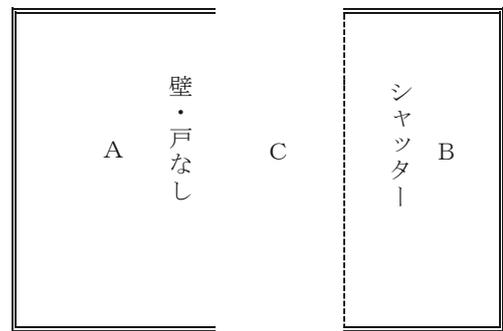
③ C部分は、貨物の積み下ろし場に使用されている。

(平面図)



④ 建具製作所で作業工程上A、C、B部分が関連している。

(平面図)



④ 建築物相互が構造的に結合されていないので、一の建築物には含まれない。

第1-3図

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）の設置について、別棟として取り扱うことができるものであること。

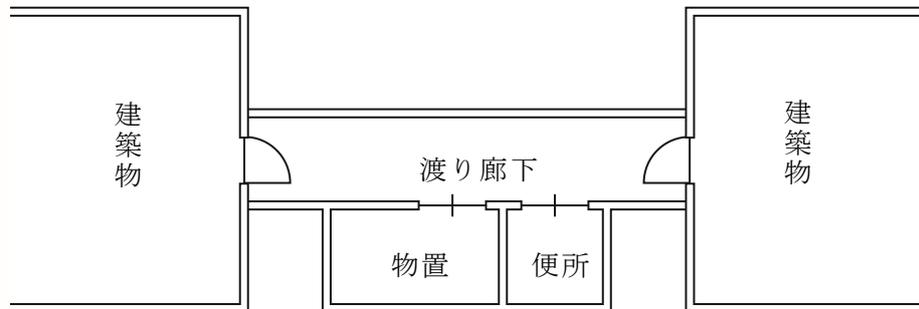
(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

(注) (1)の規定が適用されるものについても、開放式の渡り廊下を除き、次により指導すること。●

① 建築物の両端の接続部分には、防火設備を設けること。

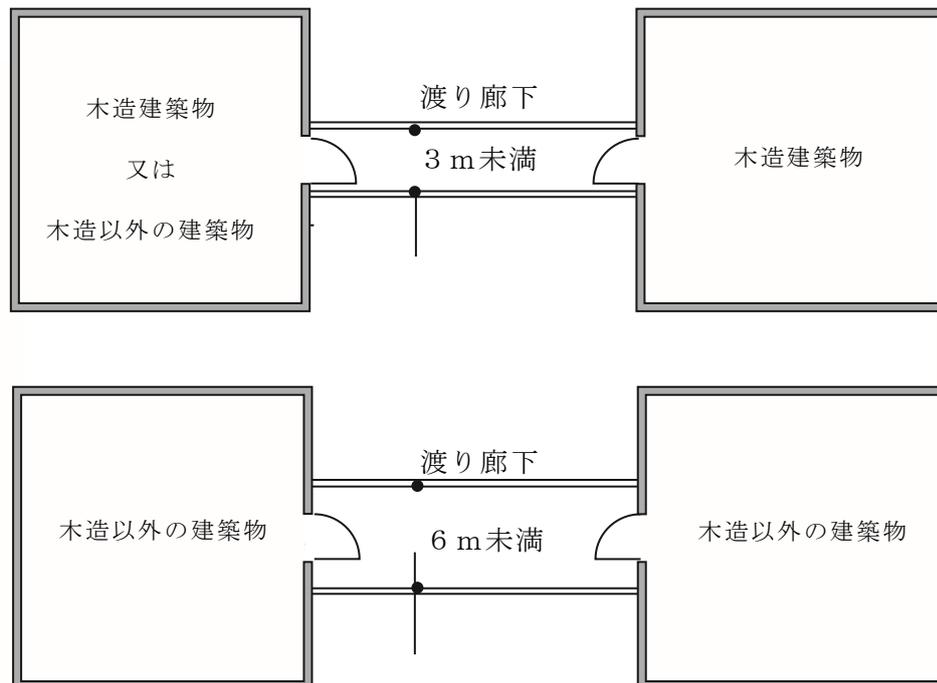
② 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること（第1-4図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。）。



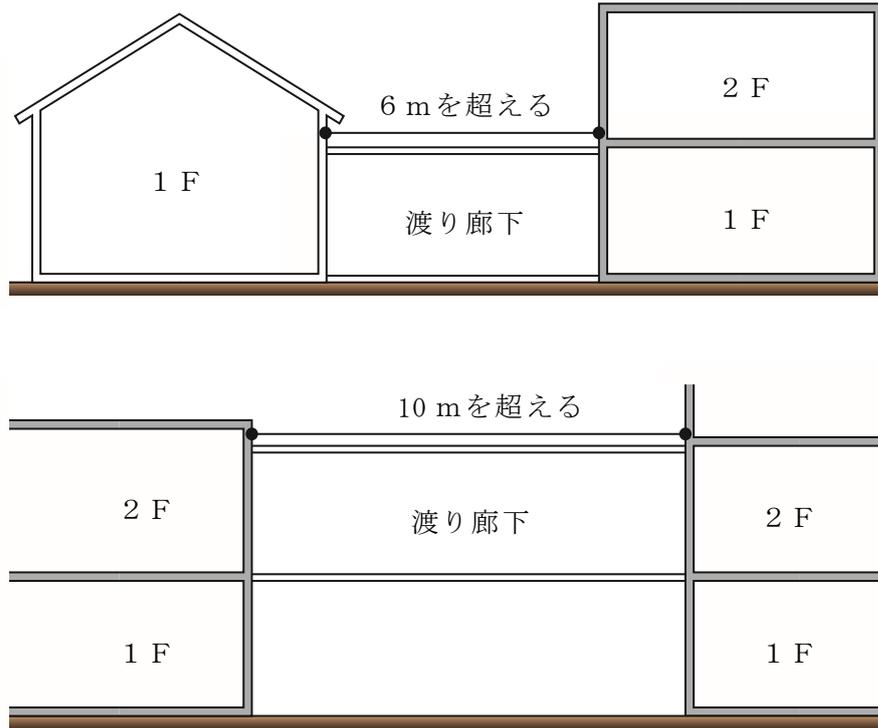
第1-4図

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること（第1-5図参照）。



第1-5図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(カ)までに適合する場合は、この限りでない（第1-6図参照）。



第1-6図

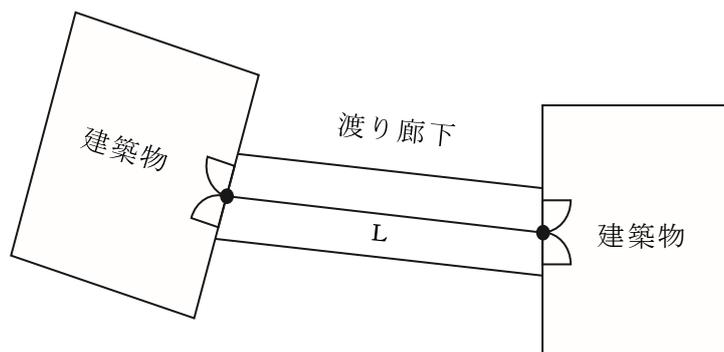
(注) 建築物相互間の距離（L）は、次によること。

- ① 渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること（第1-7図参照）。

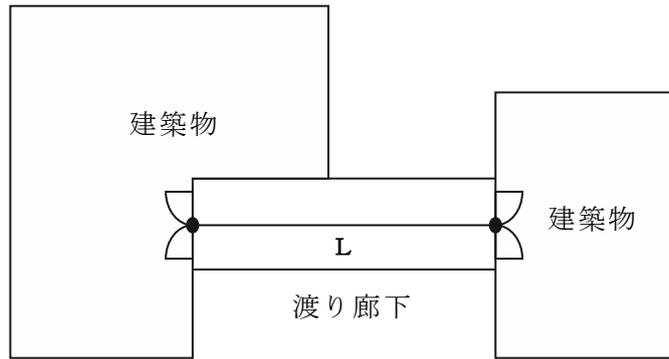
例1



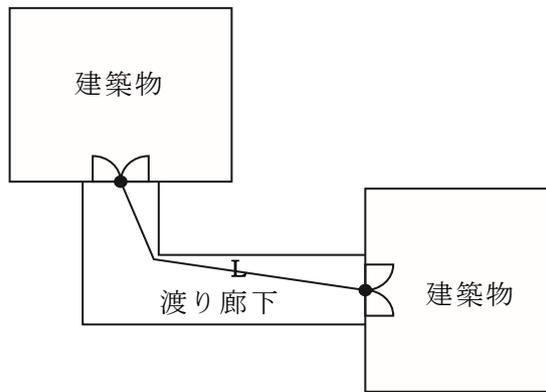
例2



例3

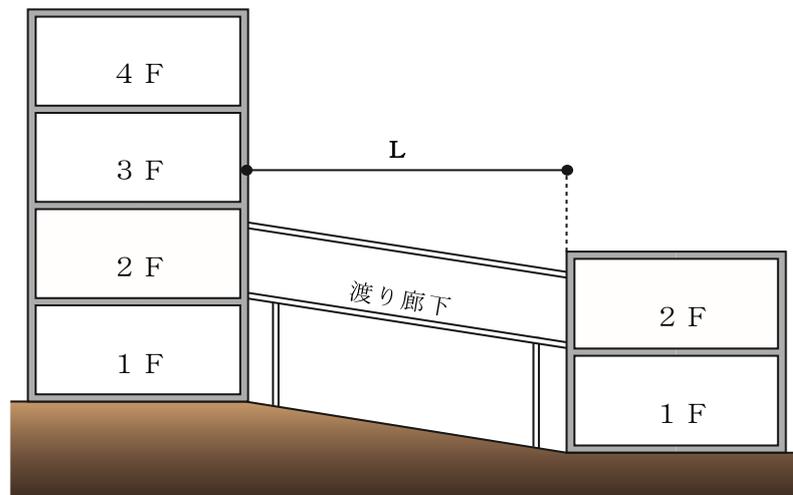


例4



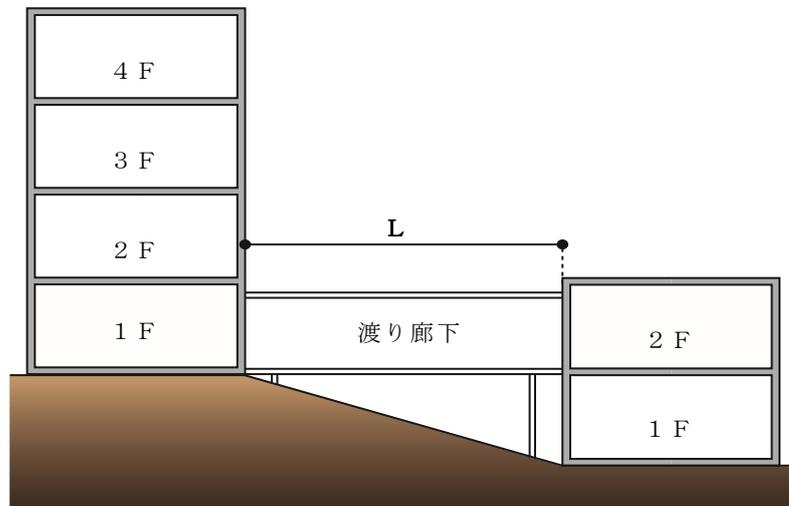
第1-7図

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること（第1-8図参照）。



第1-8図

- ③ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと（第1-9図参照）。

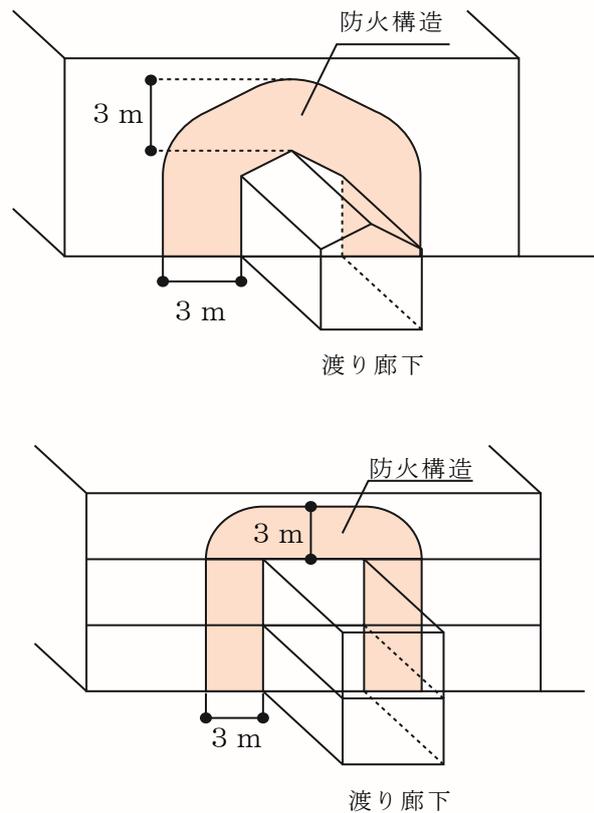


- ④ 2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと（10mを超える距離）。

第1-9図

- ④ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。
- ⑦ 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の④において同じ。）については、次のあ又はいによること。

あ 耐火構造又は防火構造で造られていること（第1－10図参照）。



第1－10図

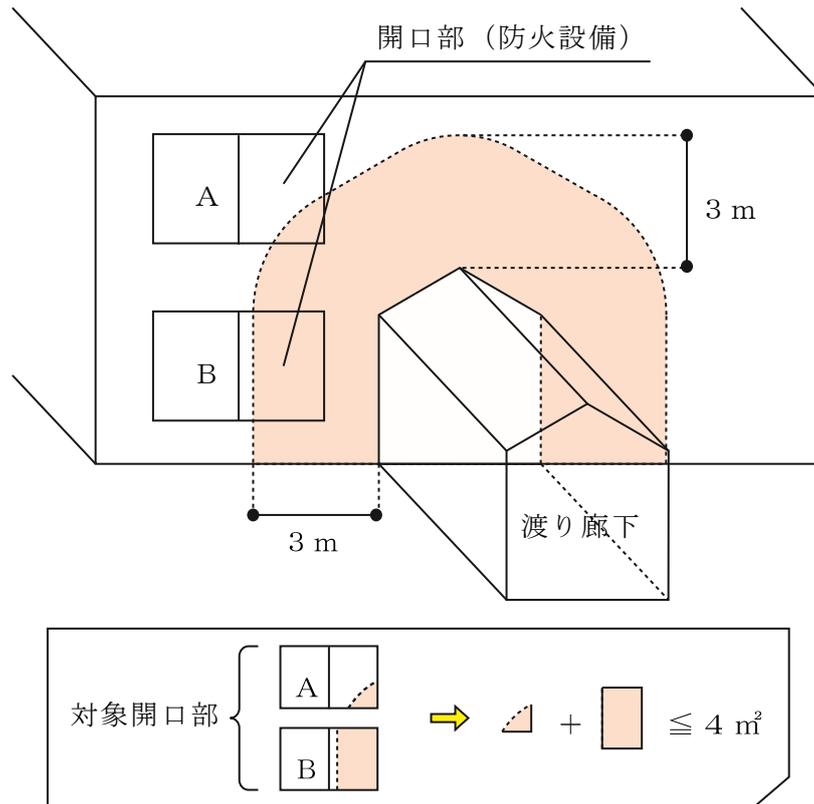
い あ以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(注) 渡り廊下の接続部分から3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合については、この限りでない（第1－11図参照）。

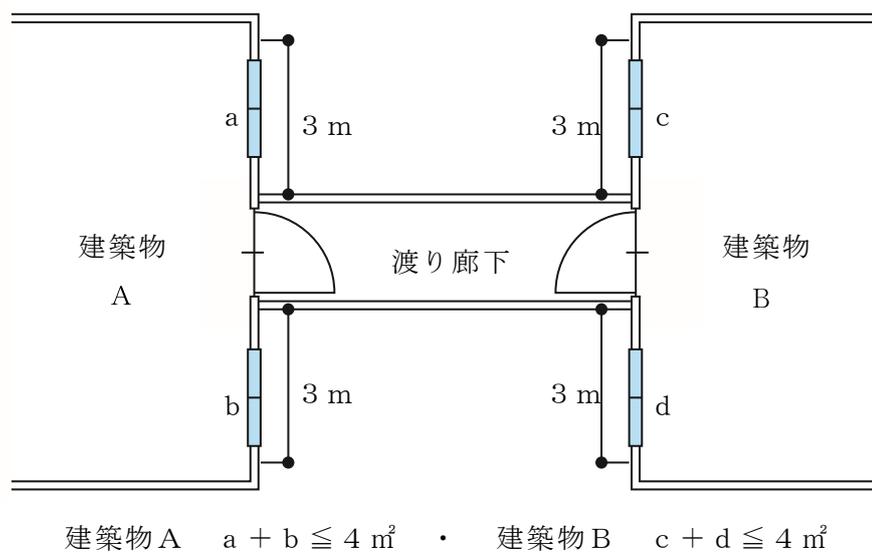
(注)

① ただし書の適用に当たって、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものについては、開口部面積を問わないことができるものであること。



第1-11図

② 面積  $4 \text{ m}^2$  以内の開口部とは、第1-12図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が  $4 \text{ m}^2$  以下のものをいうものであること。



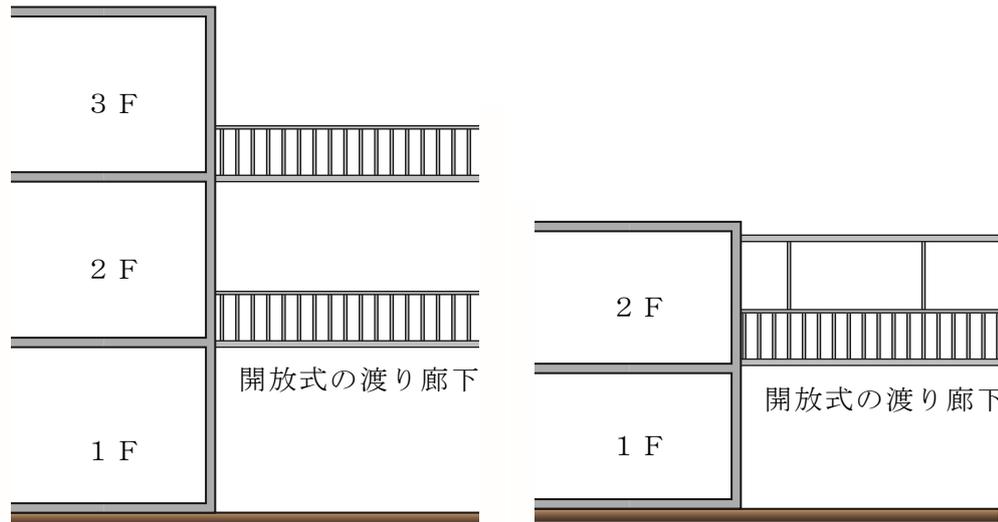
第1-12図

(7) 渡り廊下については、次のあ又はいによること。

あ 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

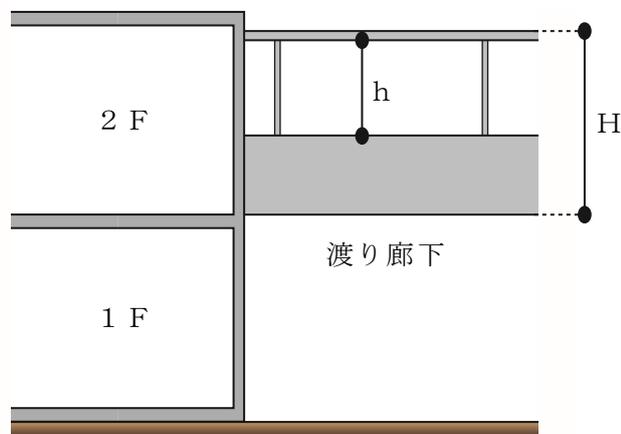
開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

① 廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第1-13図参照）



第1-13図

② 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの（第1-14図参照）

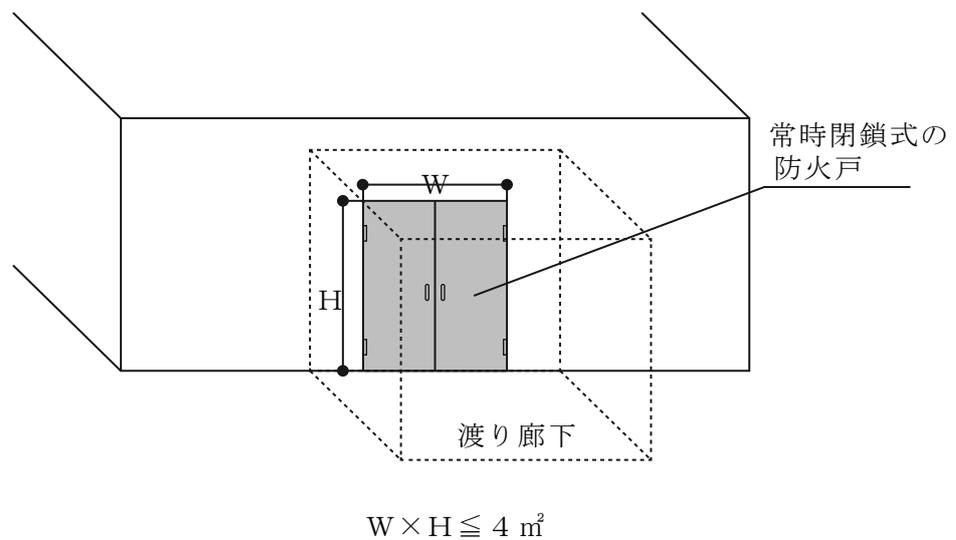


開放された部分（h）  $h \geq 1/2H$  又は 1 m 以上

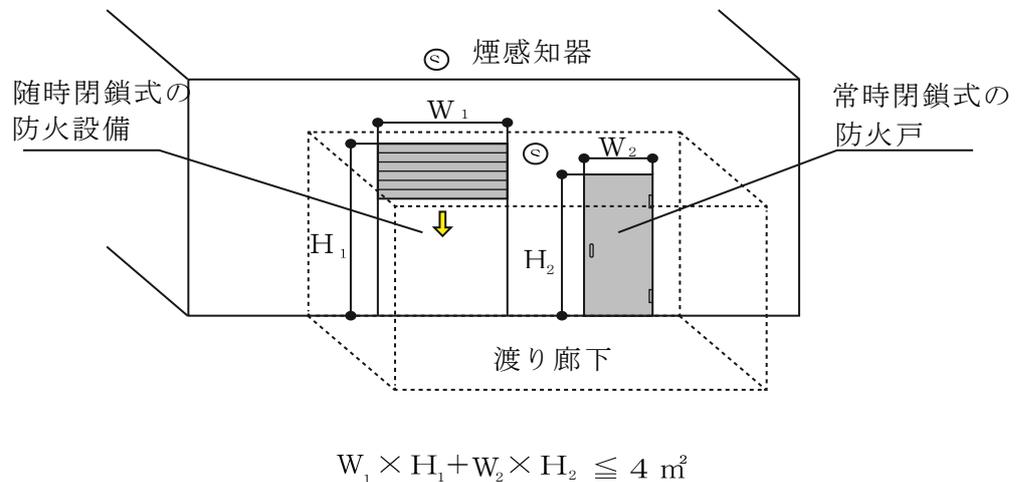
第1-14図

- い あ以外のものについては、次の (b) から (i) までに適合すること。
- (b) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (i) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも  $4 \text{ m}^2$  以下であり、当該部分には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること（第1-15図参照）。
- (注) 防火設備としてシャッターを設ける場合は、当該シャッターに近接して建基令第112条第19項第2号で定める防火戸を設けること。

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の防火設備を設ける場合の例)

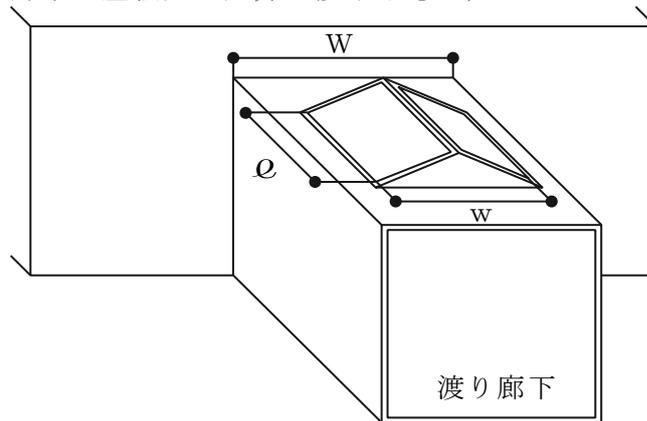


第1-15図

(i) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものについては、この限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が  $1 \text{ m}^2$  以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ  $1 \text{ m}$  以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること（第1-16図参照）。

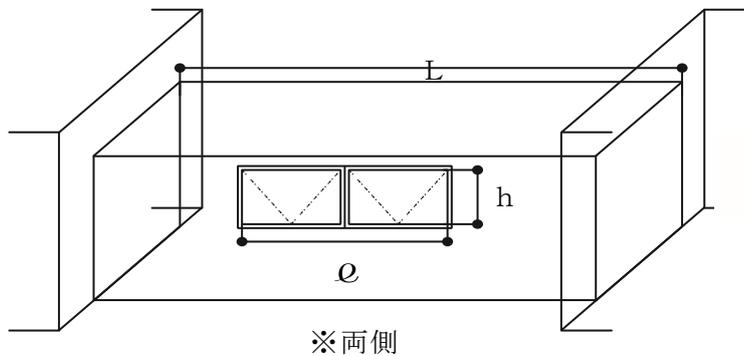
(渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



$$w \geq 1 / 3 W$$

$$l \geq 1 \text{ m}$$

(渡り廊下の外壁に設けるもの)



$$l \geq 1 / 3 L$$

$$h \geq 1 \text{ m}$$

第1-16図

b 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

(注) 自然排煙用開口部及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

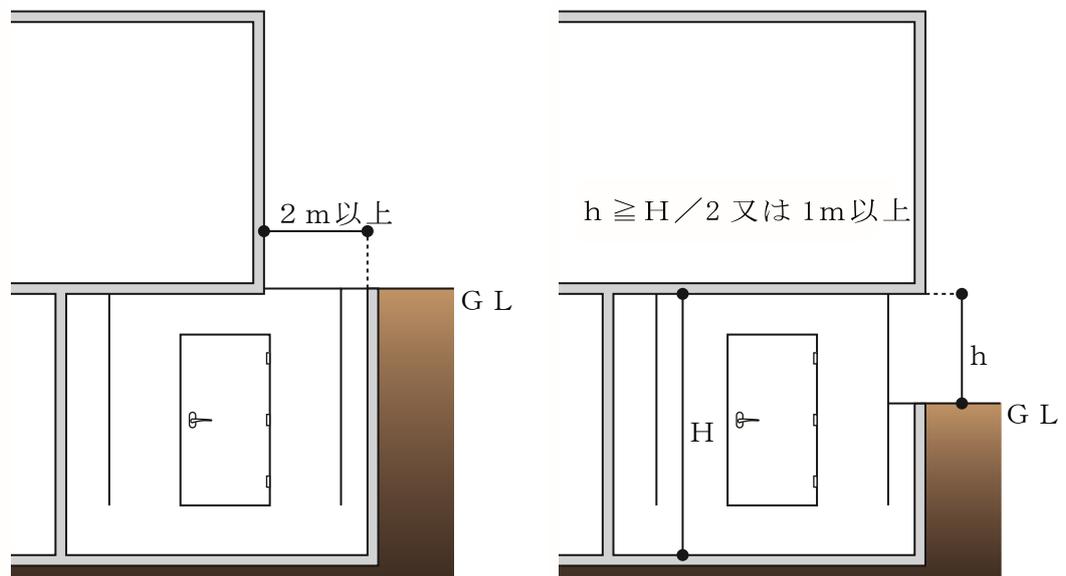
第1-1表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別	要 件										
廊下の用途	通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと										
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部が木造の場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満										
接続する建築物相互間の距離	建築物相互間の距離が1階の場合は6m超、2階以上の場合は10m超										
	上記の数値以下の場合	接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の1、2又は3のいずれか)又は開口部の大きさ等	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.防火構造であること</li> <li>2.防火構造の塀が設けてあること</li> <li>3.閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.面積の合計が4㎡以下であること</li> <li>2.防火設備であること</li> </ul> </td> </tr> </table>	}	}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.防火構造であること</li> <li>2.防火構造の塀が設けてあること</li> <li>3.閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ul>	}	}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.面積の合計が4㎡以下であること</li> <li>2.防火設備であること</li> </ul>
			}	}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.防火構造であること</li> <li>2.防火構造の塀が設けてあること</li> <li>3.閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ul>					
	}	}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.面積の合計が4㎡以下であること</li> <li>2.防火設備であること</li> </ul>							
	吹抜け等開放式で、かつ、建築物との接続部に自閉式若しくは煙感知器連動閉鎖式の防火設備を設置										
廊下の構造等	開放式以外の場合	構造	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.鉄骨造</li> <li>2.鉄筋コンクリート造</li> <li>3.鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">構造耐力上必要な部分(右の1、2又は3のいずれか)</td> <td>その他の部分-準不燃材料</td> </tr> </table>	}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.鉄骨造</li> <li>2.鉄筋コンクリート造</li> <li>3.鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ul>	構造耐力上必要な部分(右の1、2又は3のいずれか)		その他の部分-準不燃材料		
		}	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.鉄骨造</li> <li>2.鉄筋コンクリート造</li> <li>3.鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ul>							
構造耐力上必要な部分(右の1、2又は3のいずれか)		その他の部分-準不燃材料									
接続部の開口部	開口部の大きさ-合計4㎡以下 防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの										
排煙設備(右の1、2又は3のいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.自然排煙用開口部</li> <li>2.機械排煙設備</li> <li>3.閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備</li> </ul>										

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合、次のアからクまでに適合する場合

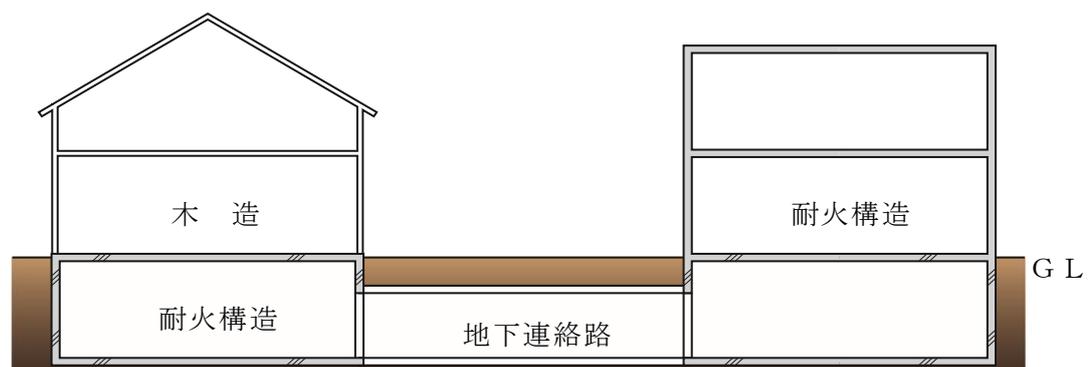
なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、次のいずれかに該当するものであること（第1-17図参照）。

- ① 連絡路の天井部分の全てが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。
- ② 側壁部分が開放されているものは、2(1)ウ(㊦)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。



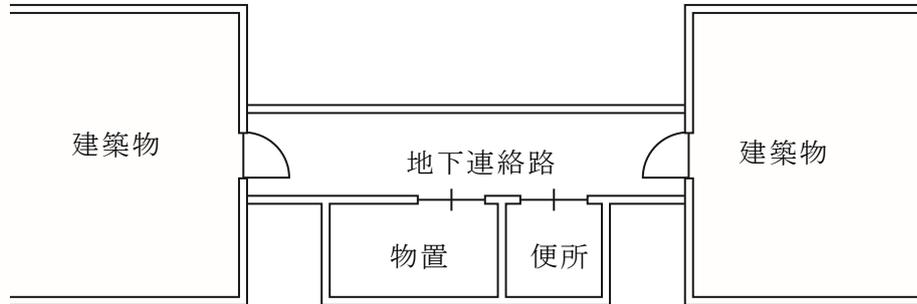
第1-17図

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分という。）の主要構造部は、耐火構造であること（第1-18図参照）。



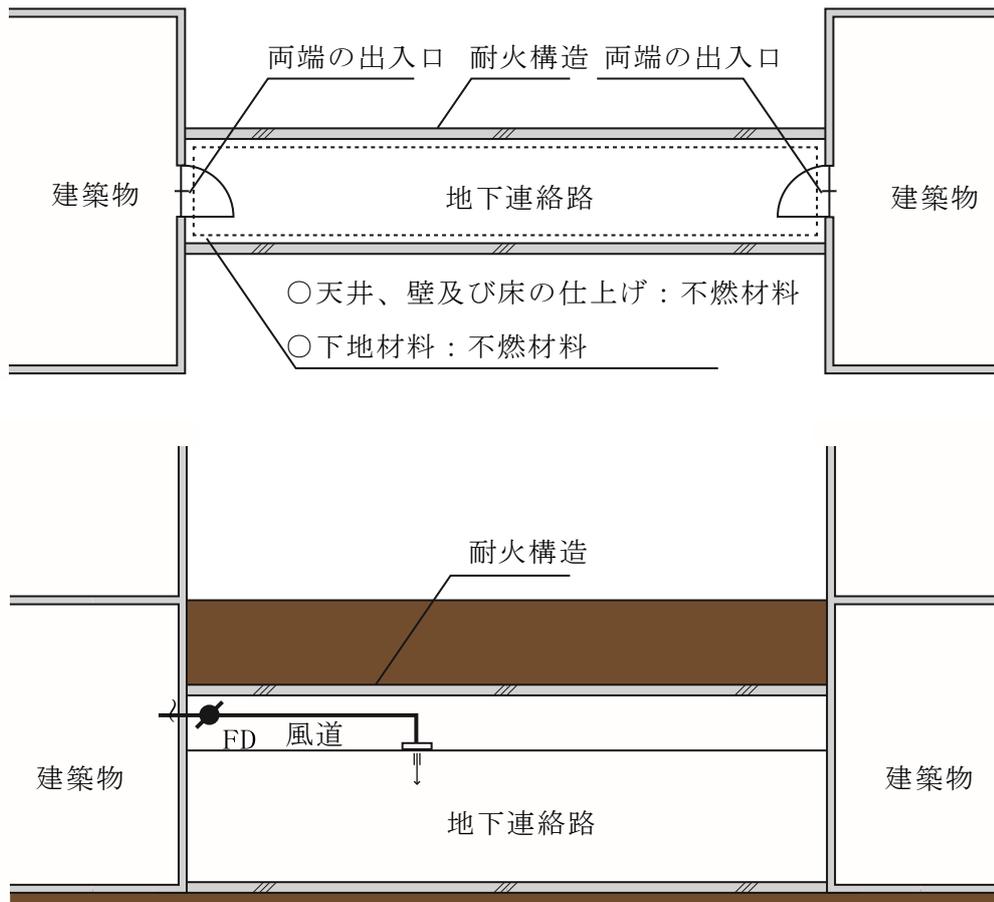
第1-18図

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の  
 存置その他通行上支障がない状態のものであること（第1-19図の場合は、  
 別棟の取り扱いは認められないこと。）。



第1-19図

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材  
 料及びその下地材料は、不燃材料であること（第1-20図参照）。

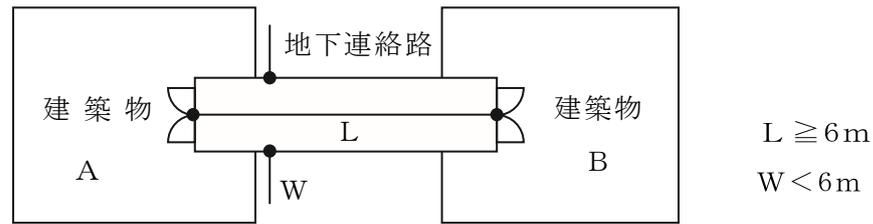


FD : 防火ダンパー

第1-20図

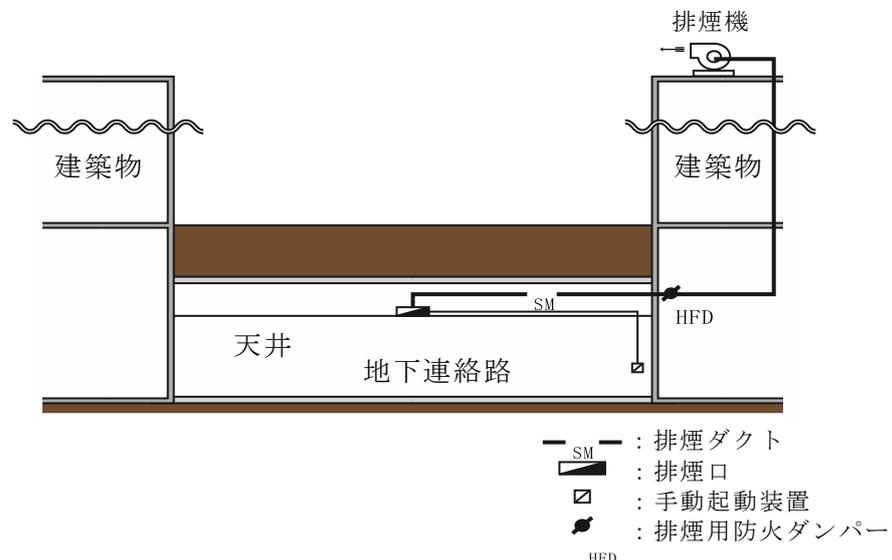
エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

(注) 第1-21図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第1-21図

- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m<sup>2</sup>以下であること。
- キ 前オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- ク 地下連絡路には、2(1)ウ(㊦)い(㊧)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない（第1-22図参照）。



第1-22図

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、風道、配管、配線等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合は、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（当該開口部の面積が2㎡以上のものについては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものについては、防火ダンパーが設けられていること。

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2(1)イ、ウ(1)ただし書及びウ(1)イ(1)並びに同(2)エ（幅員に限る。）、カ及び同(3)アかっこ書きの適用に当たっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

(1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。

(2) 渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5m以内（いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3m以内）にある外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火設備を設けること。

(3) 複数の渡り廊下等が重層するものについては、床（最下層の床を除く。）を耐火構造で造るとともに当該床の接する渡り廊下等の外壁は、建基令第112条第10項の規定に適合すること。

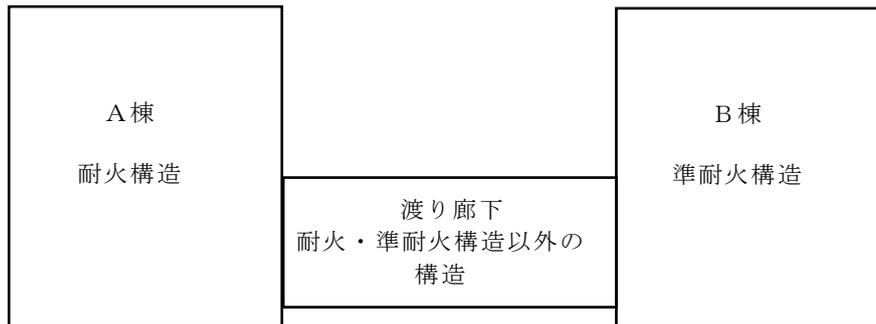
4 前2(2)によるほか、建築物と建築物（地下駅舎を含む。）が地下コンコース、公共地下道（令別表第1（16の2）項の地下道を除く。）を介して接続している場合で、次の各号に適合するものについては、別棟として扱うことができるものであること。

(1) 接続される建築物の距離（最も近い開口部間の距離とする。）が20m以上

- (接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上) であること。
- (2) 接続される部分の開口部の面積の合計が8㎡以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 前(2)の開口部には、特定防火設備で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの(防火シャッターである場合は、くぐり戸付とする。)が設けられていること。
- (4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 5 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定(以下「項判定」という。)及び床面積並びに建築物構造の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を<sup>あん</sup>按分したものをそれぞれ加算したものとすること(第1-23図参照)。
- (3) 渡り廊下等で接続された棟ごとに主要構造部が異なる場合は、各棟の主要構造部により判断するものとする。この場合、渡り廊下等の構造については、当該渡り廊下等の床面積を<sup>あん</sup>按分し、各棟の一部に含まれる渡り廊下等の部分は、各棟の主要構造部と同一の構造としてそれぞれ取り扱うことができるものとする(第1-24図参照)。

	A棟 延べ面積 1,000㎡	渡り廊下 延べ面積 20㎡	B棟 延べ面積 500㎡	
区分	延べ面積	渡り廊下をA棟及びB棟で <sup>あん</sup> 按分	渡り廊下を <sup>あん</sup> 按分して合算した延べ面積	
A棟	1,000㎡	$1,000\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 0.67$	$1,000\text{㎡} + (20\text{㎡} \times 0.67) = 1,013.4\text{㎡}$	
B棟	500㎡	$500\text{㎡} \div 1,500\text{㎡} \approx 0.33$	$500\text{㎡} + (20\text{㎡} \times 0.33) = 506.6\text{㎡}$	
渡り廊下	20㎡			

第1-23図



渡り廊下により接続された2棟の建築物の消防用設備等の設置単位について、別棟としてみなす場合における各棟の主要構造部の取扱いは、A棟は耐火構造、B棟は準耐火構造として取り扱う。

渡り廊下の主要構造部については、当該渡り廊下の床面積を<sup>あん</sup>按分計算し、A棟の一部に含まれる部分は耐火構造、B棟に含まれる部分は準耐火構造として取り扱う。

第1-24図

## 6 その他

- (1) 渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として延べ面積の大きな防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。
- (2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。
  - ア 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。
  - イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
  - ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内、2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。
- (4) 防火対象物の接続がその特殊性から前2から4に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理が生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するため主管課と協議すること。

第2 令別表第1の取扱い

1 共通事項

- (1) 項判定に当たっては、防火対象物の使用形態、管理状況、火災時の危険性等を考慮するものであるが、具体的には別表の例によること。
- (2) 工場、病院、学校等で同一敷地内に独立した防火対象物（以下「独立棟」という。）を有するものについては、原則としてそれぞれの独立棟の用途で項判定すること。
- (3) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものであること。
- ア 令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(イ)までに該当するもの
- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。
- (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。
- (ロ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

第2-1表

区 分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む)
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クロック、プロダクション又は観覧場の会議室
(1) 項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、 (その他上欄を準用)	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クロック、託児室、サロン、談話室、結婚式場

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む)
項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、シャワー室
項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室
項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む)
イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、教室、遊技室、休養室、講堂、職員室、体育館	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
イ	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
ロ	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー

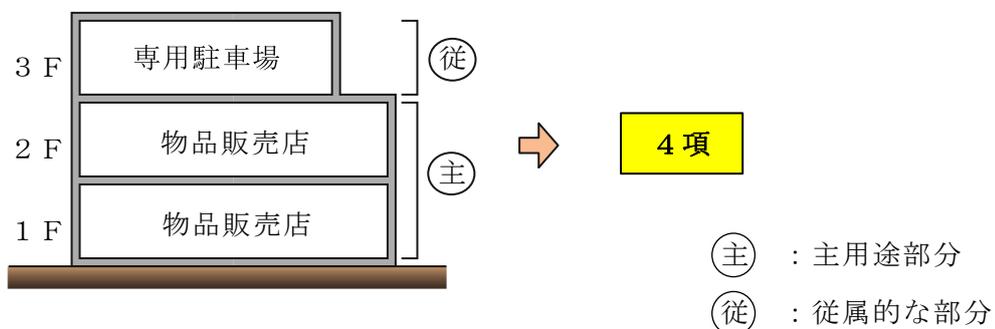
区 分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む)
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、位牌堂	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療室、娯楽室、浴室
(12) 項 ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診療室、体育室、喫茶室

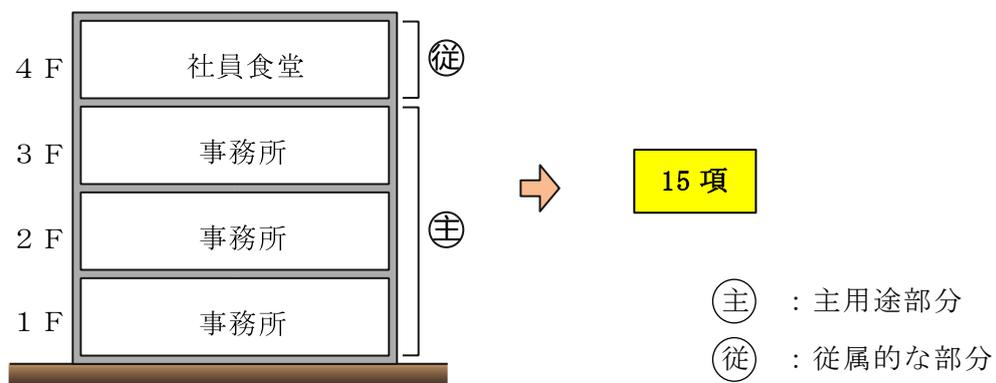
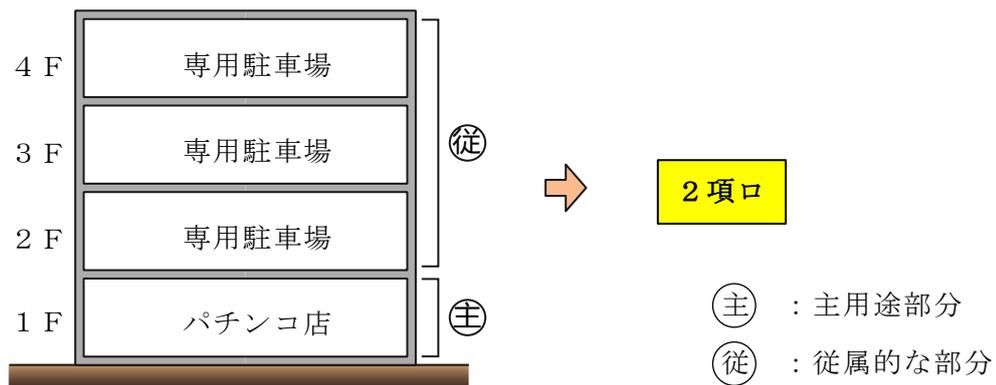
(注)

- ・ (7) から (ロ) までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。
- ・ (7) から (ロ) までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(7) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修に当たって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(4) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(5) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。





- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

第2-1図

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ<sup>あん</sup>按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

(注) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについて、原則該当しないものであること。

④ 共用される部分の床面積の<sup>あん</sup>按分は次によること。

- ・各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて<sup>あん</sup>按分すること。
- ・防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて<sup>あん</sup>按分すること。
- ・防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて<sup>あん</sup>按分すること。

(例1)



	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	15項	2,800 m <sup>2</sup>	2,800 m <sup>2</sup> ÷ 3,000 m <sup>2</sup> ≒ 93%
独立した用途に供される部分	4項	200 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup> ÷ 3,000 m <sup>2</sup> ≒ 7%
共用される部分	機械室	200 m <sup>2</sup>	

※ 共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて<sup>あん</sup>按分する。

・ 15項 2,800 m<sup>2</sup> + (200 m<sup>2</sup> × 0.93) = 2,986 m<sup>2</sup>

・ 4項 200 m<sup>2</sup> + (200 m<sup>2</sup> × 0.07) = 214 m<sup>2</sup>

主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ、

独立した用途に供される部分の床面積の合計が300 m<sup>2</sup>未満

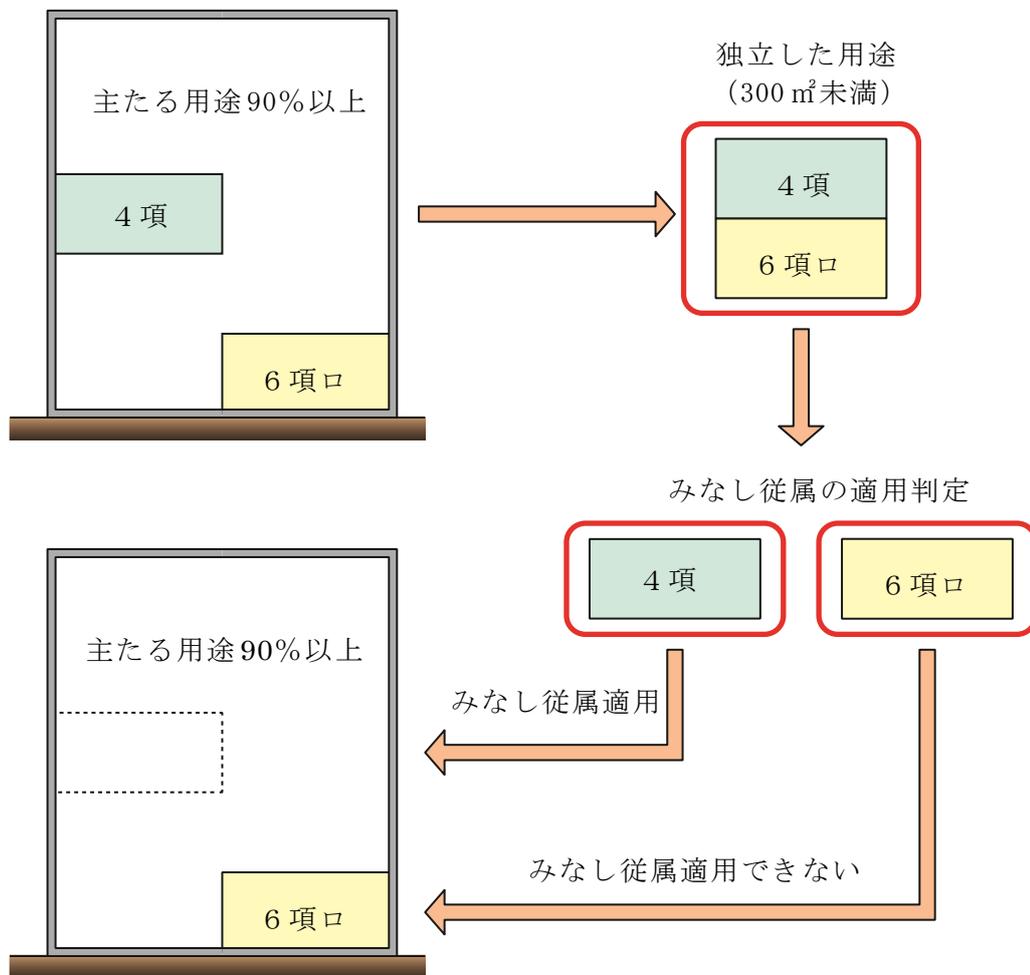
第2-2図

(例2)



第2-3図

(例3)



16 項イ (複合用途防火対象物)

第2-4図

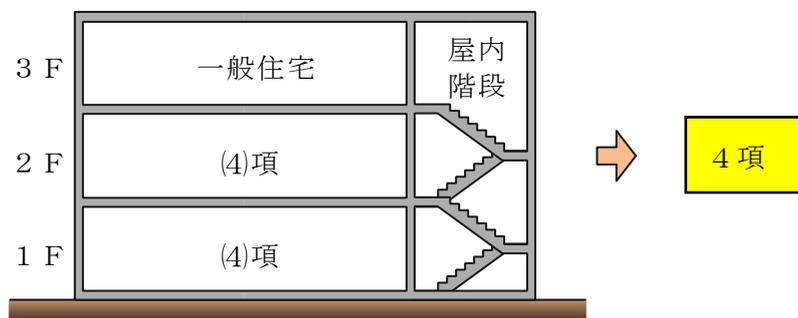
(4) 令別表対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

なお、それぞれ細分化されている(6)項イ、ロ及びハ（例：(6)項イは(1)から(4)に分類）について、(6)項イ（又はロ、ハ）の細分化された分類の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。

(5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。●

(6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること。

なお、次のイにより、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であって、当該一般住宅の用途に供される部分のみが令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は規則第4条の2の3に規定する消防庁長官が定める階段を除く。）が1であっても、当該防火対象物は、令第32条の規定を適用して、令第21条第1項第7号及び規則第23条第4項第7号へかっこ書き並びに第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものとして取り扱うことができるものであること（第2－5図参照）。



※令第32条の規定を適用し、令第21条第1項第7号等の適用を受けないものとして取り扱うことができる。

第2－5図

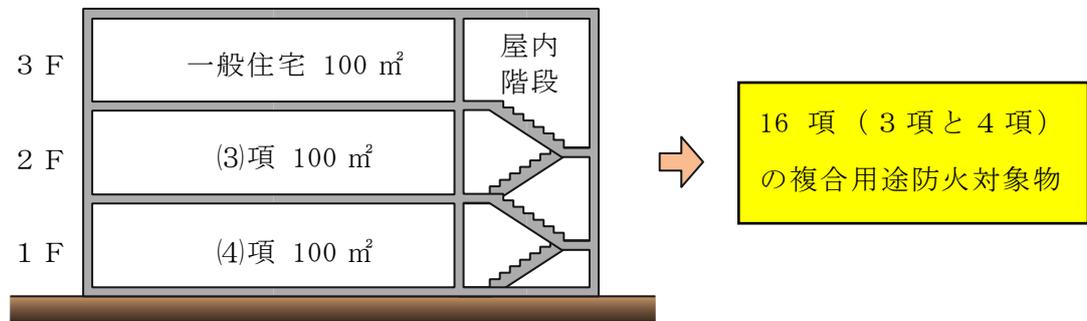
- ア 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
- イ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は令別表対象物に該当するものであること。
- ウ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（延べ面積の2分の1の面積に対し、それぞれ延べ面積の5%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

項 目			項	
ア	一般住宅	>	令別表対象物で 50 m <sup>2</sup> 以下のもの	一般住宅
イ	一般住宅	<	令別表対象物	令別表対象物
ウ	一般住宅	>	令別表対象物で 50 m <sup>2</sup> を超えるのもの	複合用途防火対象物
エ	一般住宅	≒	令別表対象物	複合用途防火対象物

(注)

- ・一般住宅は、前(3)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ・一般住宅と令別表対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表対象物部分の床面積で用途を判定すること。

オ 一の防火対象物に二以上の令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、二以上の令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計により、用途判定を行うこと（第2-6図参照）。



第2-6図

- (7) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 項判定に当たっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

## 2 複合用途防火対象物

- (1) 前1(3)又は(6)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の(1)項、(2)項イ、ロ及びハ、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置に当たって主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うものであること。

ア 特定用途部分以外の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分	5 開口	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 50%
以外の部分	15項	850 m <sup>2</sup>	850 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 42%
特定用途部分	3 開口	150 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup> ÷ 2,000 m <sup>2</sup> ≒ 8%

※防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が10%未満  
 かつ、主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満  
 3 開口をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分<sup>あん</sup>する。  
 5 開口  $1,000 \text{ m}^2 \div 1,850 \text{ m}^2 \approx 0.54 \rightarrow 150 \text{ m}^2 \times 0.54 = 81 \text{ m}^2$   
 15項  $850 \text{ m}^2 \div 1,850 \text{ m}^2 \approx 0.46 \rightarrow 150 \text{ m}^2 \times 0.46 = 69 \text{ m}^2$   
 よって、5 開口 (1,081 m<sup>2</sup>) と15項 (919 m<sup>2</sup>) の複合用途防火対象物として取り扱う。

第2 - 7 図

- (2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置に当たって、それぞれ区画された部分ごとに前(1)及び前1(3)又は(6)により用途を判定すること。

別表 令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項 イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>野球場</p> <p>寄席</p> <p>客席を有する各種スポーツ施設</p> <p>音楽堂</p> <p>競輪場</p> <p>サーカス</p>	<p>1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。</p> <p>2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として取り扱わない。</p>
(1) 項 ロ	公会堂 集会場	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいう。</p>	<p>貸ホール</p> <p>貸講堂</p> <p>公民館</p> <p>結婚式場</p> <p>葬儀場</p>	<p>(1)項イの備考に同じ。</p> <p>興行的なものとは、月5日以上使用するものをいう。</p>
(2) 項 イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<p>バー</p> <p>サロン</p> <p>クラブ</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までの適</p>

	その他これらに類するもの	<p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	ディスコ	用を受ける「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	<p>1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	碁会所 マージャン屋 パチンコ屋 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード カラオケ施設	<p>1 一般的に風営法第2条第1項第4号及び第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。</p> <p>2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。</p> <p>3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 一のカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。</p>
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 (1)項イ、(2)	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次のアからウに掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。</p> <p>ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業 (風営法第2条第6項第2号に規定するもの)</p>	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド ((9)項イ)、ストリップ劇場 ((1)項イ)、ラブホテル及びモーテル ((5)項イ)、アダルトショップ ((4)項)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ ((2)項ニ) 等に分類されるものについては、本項として取り扱わない。</p>

	<p>項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第 137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次の(7)、(4)に掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの）</p> <p>(7) ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）</p> <p>(4) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）</p> <p>ウ 前ア、イに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環</p>	<p>ヌードスタジオ</p> <p>のぞき劇場</p> <p>出会い系喫茶</p>	<p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。</p>
--	---	---	---	---

		<p>境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの）</p> <p>店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。）</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、次のア、イに掲げるものをいう。</p> <p>ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗</p> <p>イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>	<p>セリクラ</p> <p>同性の客に役務提供するファッションヘルス等</p>	
--	--	--	--	--

<p>(2) 項 ニ</p>	<p>カラオケボックス          その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。          2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものは、次のアからウに掲げるものをいう。          ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗          イ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの）          店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p>	<p>インターネットカフェ          漫画喫茶          複合カフェ            テレフォンクラブ            個室ビデオ</p>	<p>1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。          2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。</p>
------------------------	---	---	---	---

		ウ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）		
(3) 項 イ	待合 料理店 その他これら に類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項 ロ	飲食店	飲食店とは客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 ガソリンスタンド コンビニエンス ストア 携帯電話販売店	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。

			<p>自動車販売展示場        (自動車メーカー        のディーラー等)</p>	<p>3 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条に規定する中央卸売市場及び地方卸売市場又はその他の卸売市場で、競り売り又は入札を原則とし、小売をしないものは、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 レンタルショップは本項として取り扱う。ただし、店内で物品の販売行為を行わないものは、(15)項として取り扱うことができる。</p> <p>5 展示室(ショールーム)のうち次の全てに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱う。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</p> <p>6 調剤薬局は本項として取り扱う。ただし、待合部分等で販売用の商品が陳列されていないものについては、(15)項として取り扱うことができる。</p>
--	--	--	---	---

<p>(5) 項 イ</p>	<p>旅館 ホテル 宿泊所 その他これら に類するもの</p>	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。                  2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。                  3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するよう設けられているものをいう。</p>	<p>保養所 ユースホステル ロッジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム</p>	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。                  2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。                  3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は宿泊所に含まれないものであること。                  なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。                  4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。                  ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。                  イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。                  ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p>
------------------------	---	--	---	---

				<p>エ 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「住宿法」という。）に基づく届出住宅（住宿法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。）は、(5)項イとして取り扱う。ただし、家主（住宿法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。）が不在とならない届出住宅で、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合は、住宅として取り扱う。</p> <p>※宿泊室の面積とは、届出住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室（押入れや床の間は除く。）」の床面積の合計をいう。</p>
(5) 項 ロ	寄宿舍 下宿 共同住宅	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をい</p>	<p>マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮 シニアリビング サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>1 長屋は本項に該当しない。</p> <p>2 1階が長屋で2階が共同住宅のものについては棟全体を本項として取り扱う。</p> <p>3 研修所に付帯する宿泊所であっても、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅については、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提</p>

		う。		<p>供を受けている場合や個別の世帯ごとといわゆる訪問介護等を受けている場合には(5)項ロとして取扱い、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われている場合には、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合、(6)項ロ(1)として取扱い、半数未満の場合、(6)項ハ(1)として取り扱う。</p>
(6) 項イ (1)	病院	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(6)項イ(2)1において同じ。)を有すること。</p> <p>2 医療法（昭和23年法律第 205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>※総務省令で定めるものとは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超え</p>	<p>医院                  クリニック</p>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱う。</p> <p>3 保健所は、(15)項として取り扱う。</p>

		<p>るときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を下回らない体制</p> <p>※総務省令で定める診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科</p> <p>② 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項と組み合わせた名称</p> <p>③ 歯科</p> <p>④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p>		
--	--	--	--	--

(6) 項イ(2)	診療所	次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
(6) 項イ(3)	病院 診療所 助産所	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所		助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。
(6) 項イ(4)	診療所 助産所	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
(6) 項ロ(1)	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的	老人短期入所施設 養護老人ホーム	1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。 また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。

<p>軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）</p>	<p>とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護・介護、リハビリテーション、その他の</p>	<p>特別養護老人ホーム</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>有料老人ホーム</p>	<p>2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅で、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われている場合は、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次のいずれかに該当するものを用い、本項として取り扱う。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させないことが明らかでない場合であって、月におおむね5日間以上反復継続して、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの</p> <p>(2) 宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの</p> <p>なお、いずれにも該当しない場合は、(6)項</p>
---	--	--	--

<p>有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設</p>	<p>医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、その他これらに準ずる施設に短期入所させ、養護することを目的とする事業を行う施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活支援事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p>	<p>ハ(1) として取り扱う。</p>
---	--	--	----------------------

	<p>老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)</p> <p>老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p>			
--	---	--	--	--

	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの			
(6) 項ロ(2)	救護施設	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ(3)	乳児院	乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
(6) 項ロ(4)	障害児入所施設	障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。		

<p>(6) 障害者支援施設 項 設（障害者の ロ 日常生活及び (5) 社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に</p>	<p>1 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 ※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。 2 短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 3 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行う施設をいう。</p>	<p>障害者支援施設  短期入所施設  障害者グループホーム</p>	<p>「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。 なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら健康福祉局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。</p>
--	--	--	---

<p>該当する者 (以下「避難 が困難な障害 者等」とい う。)を主と して入所させ るものに限 る。)</p> <p>障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律第5 条第8項に規 定する短期入 所施設若しく は同条第17項 に規定する共 同生活援助を 行う施設(避</p>			
--	--	--	--

	<p>難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。(6)項ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>			
<p>(6) 項ハ(1)</p>	<p>老人デイサービスセンター                  軽費老人ホーム ((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)                  老人福祉センター                  老人介護支援センター</p>	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。                  2 軽費老人ホームとは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。                  3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合</p>	<p>老人デイサービスセンター（通所施設）                  軽費老人ホーム                  老人福祉センター</p>	<p>「(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。                  また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。</p>

	<p>有料老人ホーム（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p> <p>((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わ</p>	<p>老人介護支援センター</p> <p>有料老人ホーム</p> <p>お泊りデイサービス</p>	
--	---	---	---	--

	<p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるものの</p>	<p>せ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p>	
<p>(6) 項 ハ (2)</p>	<p>更生施設</p>	<p>更生施設とは、身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		

<p>(6) 項 ハ (3)</p>	<p>助産施設  保育所  幼保連携型認定こども園  児童養護施設  児童自立支援施設  児童家庭支援センター  児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第7項に規定する一時預り事</p>	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。  2 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。  3 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、設置される施設をいう。  4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。  5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなす</p>	<p>保育所  幼保連携型認定こども園  児童養護施設</p>	
--------------------------------	--	--	---	--

	<p>業を行う施設</p> <p>児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>おそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習・生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 一時預り事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p>	<p>一時預り事業を行う施設</p>	
--	--	--	--------------------	--

		<p>8 家庭的保育事業とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児について、家庭的保育者（保育士その他厚生労働省令で定める者）の居宅その他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口に掲げるものを除く。）をいう。</p>	家庭的保育事業を行う施設	
(6) 児童発達支援センター	児童発達支援センター	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p>	児童発達支援センター	
(4) 情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	<p>2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p>		
児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に	<p>3 児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作</p>	放課後等デイサービス	

	規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		
(6) 項ハ (5)	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p>	<p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>2 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させると</p>	<p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p>	「(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。

	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項に規定する障害者就労移行支援施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する障害者就労継続支援施設</p>	<p>ともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>5 生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>6 短期入所を行う施設とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その</p>	<p>短期入所施設</p> <p>障害者就労移行支援施設</p> <p>障害者就労継続支援施設</p>	
--	--	--	---	--

<p>に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規</p>	<p>他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>10 共同生活援助を行う施設とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>	<p>障害者グループホーム</p>	
--	--	-------------------	--

	<p>定する就労継続支援を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>			
<p>(6) 項 二</p>	<p>幼稚園 特別支援学校</p>	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準</p>		

		ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これら に類するもの	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとと</p>	<p>消防学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等 職業訓練所 自動車教習所</p>	<p>1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は本項として取り扱う。</p> <p>2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が 115.7㎡以上のものを本項として取扱い、それ未満のものは(15)項として取り扱う。</p> <p>3 学習、そろばん、書道等の塾、民謡、音楽、スイミングスクール、生花、茶道、着物着付け教室等で個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 小学校等の校舎内及び同一敷地内の独立棟の学童保育クラブは、(15)項として取り扱う。</p>

		<p>もに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、前1から7までに掲げる学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
(8) 項	<p>図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの</p>	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。</p>	<p>郷土館 記念館 文学館 点字図書館 画廊</p>	<p>画廊は、原則として本項に該当する。ただし、販売行為を伴うものは、(4)項として取り扱う。</p>

(9) 項イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これら に類するもの	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。</p>	ソープランド サウナ風呂	
(9) 項ロ	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機 の発着場	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これら	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		<p>1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p>

	に類するもの			3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター 宅配専門ピザ屋	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(14)項として取り扱う。
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。		
(13) 項 イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱う。
(13) 項 ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		

<p>(15) 項</p>	<p>その他の事業 所</p>	<p>その他の事業所とは、(1)から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。</p>	<p>官公署 事務所 銀行 理・美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 水族館 植物園 動物病院 スポーツ施設 屋内プール 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院</p>	<p>1 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものについては、本項として取り扱う。</p> <p>2 屋内プールのうち、流水プール、スライダープール等は、体育施設としての性格より遊技施設としての性格が強いため、(2)項ロとして取り扱う。</p> <p>3 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取り扱う。</p>
-------------------	---------------------	---	--	---

			職業訓練施設 研修所 クリーニング店 (取り次ぎ店) 接骨院 エステティック店 学童保育クラブ	
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものについては、(16)項として取り扱う。
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防			

	火対象物をいう。			
(16)の2項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等に通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして取り扱う。</p> <p>2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。</p> <p>3 地下鉄の駅舎のコンコースに店舗、事務所その他これらに類する施設が連続して存在する場合も本項に含まれる。</p>
(16)の3項	建築物の地階 ((16)の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせ			

	<p>たもの(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)</p>			
<p>(17) 項</p>	<p>文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存</p>	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものの</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>

	に関する法律 (昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	うち重要なもので文部科学大臣が指定したもの 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの		
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			
(20) 項	総務省令で定める舟車	1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法(明治33年法律第65号)、軌道法(大正10年法律第76号)若しくは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係船中の船舶 ウ 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第32条に規定する船舶

				<p>総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>3 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>4 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両である。</p> <p>5 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める消火器を備えなければならない自動車は、次に掲げるものが該当する。</p>
--	--	--	--	--

			<p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、空包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車の内、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第</p>
--	--	--	---

				47条第1項第6号に該当する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車
--	--	--	--	--

別 添

一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の取扱い

一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の用途判定、消防用設備等に係る取扱いは、次によること。

1 用途判定について

一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の用途判定については、次によること。

- (1) 一の防火対象物に令別表対象物（令別表第1(16)項に掲げる防火対象物を除く。以下同じ。）の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、消防用設備等審査基準（以下「審査基準」という。）第2章第2節第2、1(6)に基づき用途判定を行うこと。
- (2) 一の防火対象物に二以上の令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、二以上の令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計により、用途判定を行うこと。
- (3) 二以上の令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きく、令別表対象物又は複合用途防火対象物（防火対象物で消防法施行令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）に該当する場合は、一般住宅の用途に供される部分の床面積を令別表対象物それぞれの床面積に応じて<sup>あん</sup>按分し、加算すること。

なお、令別表対象物と一般住宅の関連性により、いずれかの令別表対象物の用途のみに一般住宅の用途に供される部分の床面積を加算することを妨げるものではないこと。

2 消防用設備等について

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合の令別表対象物又は複合用途防火対象物の消防用設備等の設置については、次によること。

- (1) 「令別表対象物」となる場合

一般住宅の用途に供される部分を令別表対象物の用途に供される部分として取り扱うこと。

なお、審査基準第2章第2節第2、1(6)については、従前のおり、取り扱う

ことができること。

(2) 「複合用途防火対象物」となる場合

ア 一の令別表対象物と一般住宅の場合

令第9条に基づき取り扱うこと。

(7) 防火対象物全体に設置する消防用設備等

あ 令第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで

い 令第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号

う 令第21条の2第1項第5号

え 令第22条第1項第6号及び第7号

お 令第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号

か 令第25条第1項第5号

き 令第26条

(4) 防火対象物の部分に設置する消防用設備等

あ 令別表対象物の用途に供される部分

前(7)以外の消防用設備等のうち、該当する消防用設備等を設置すること。

い 一般住宅の用途に供される部分

前(7)以外の消防用設備等の設置は、不要であること。

イ 二以上の令別表対象物と一般住宅の場合

(7) 一般住宅 > 令別表対象物 又は 一般住宅 ≒ 令別表対象物

※例：16項イ（4項・15項・一般住宅）

あ 防火対象物全体に設置する消防用設備等

前ア(7)と同様の取扱いをすること。

い 防火対象物の部分に設置する消防用設備等

前ア(4)と同様の取扱いをすること。

(4) 一般住宅 < 令別表対象物 ※例：16項イ（4項・15項）

一般住宅の用途に供される部分を二以上の令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じて<sup>あん</sup>按分した場合は、一般住宅の用途に供される部分に床面積の大なる令別表対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、当該令別表対象物の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものは、これによらないことができる。

あ 防火対象物全体に設置する消防用設備等

前ア(7)と同様の取扱いをすること。

い 防火対象物の部分に設置する消防用設備等

令別表対象物の用途に供される部分（一般住宅の用途に供される部分を含む。）

前ア(イ)あと同様の取扱いをすること。

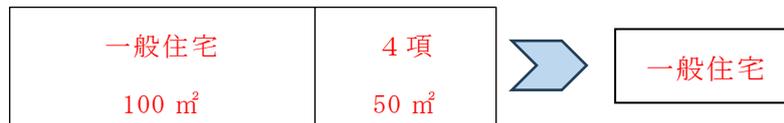
3 用途判定等の具体例

(1) 一般住宅 > 令別表対象物

ア 令別表対象物が50㎡以下の場合

令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、令別表対象物の床面積の合計が50㎡以下の場合、一般住宅として取り扱うこと。

(7) 一の令別表対象物と一般住宅の場合

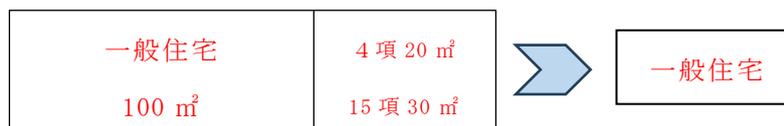


**★用途判定**

一般住宅（100㎡） > 令別表対象物（50㎡）

一般住宅として取り扱う。

(4) 二以上の令別表対象物と一般住宅の場合



**★用途判定**

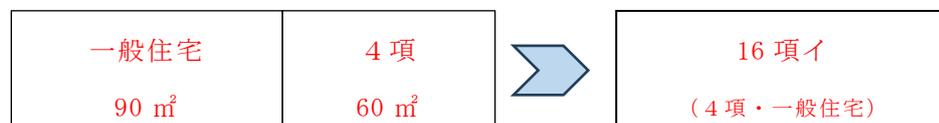
一般住宅（100㎡） > 令別表対象物（4項（20㎡） + 15項（30㎡） = 50㎡）

一般住宅として取り扱う。

イ 令別表対象物が50㎡を超える場合

令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、令別表対象物の床面積の合計が50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

(7) 一の令別表対象物と一般住宅の場合



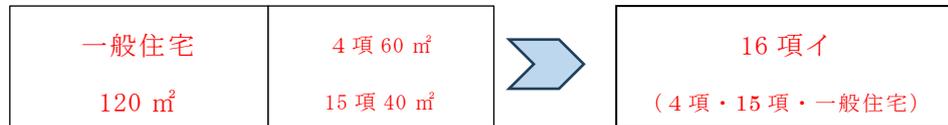
**★用途判定、消防用設備等**

一般住宅（90㎡） > 令別表対象物（60㎡）

4項と一般住宅の複合用途防火対象物として取り扱う。

(1) 二以上の令別表対象物と一般住宅の場合

あ



★用途判定、消防用設備等

一般住宅 ( 120m<sup>2</sup> ) > 令別表対象物 ( 4項 (60m<sup>2</sup>) + 15項 (40m<sup>2</sup>) = 100m<sup>2</sup> )

4項と15項と一般住宅の複合用途防火対象物として取り扱う。

い



★用途判定、消防用設備等

※令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分の割合を求める。

● 4項 60m<sup>2</sup> (床面積) ÷ 200m<sup>2</sup> = 0.3 (30%)

● 15項 20m<sup>2</sup> (床面積) ÷ 200m<sup>2</sup> = 0.1 (10%)

● 一般住宅 120m<sup>2</sup> (床面積) ÷ 200m<sup>2</sup> = 0.6 (60%)

※共用部の床面積を令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分それぞれの床面積に応じて按分する。

なお、按分の取扱いについては、審査基準第2章第2節第2、1(3)イを参照すること。

● 4項 30m<sup>2</sup> (共用部：床面積) × 0.3 = 9 m<sup>2</sup>

→ 60m<sup>2</sup> (4項：床面積) + 9 m<sup>2</sup> (共用部：按分床面積) = 69m<sup>2</sup>

● 15項 30m<sup>2</sup> (共用部：床面積) × 0.1 = 3 m<sup>2</sup>

→ 20m<sup>2</sup> (15項：床面積) + 3 m<sup>2</sup> (共用部：按分床面積) = 23m<sup>2</sup>

● 一般住宅 30m<sup>2</sup> (共用部：床面積) × 0.6 = 18m<sup>2</sup>

→ 120m<sup>2</sup> (一般住宅：床面積) + 18m<sup>2</sup> (共用部：按分床面積) = 138m<sup>2</sup>

一般住宅 ( 138m<sup>2</sup> ) > 令別表対象物 ( 4項 (69m<sup>2</sup>) + 15項 (23m<sup>2</sup>) = 92m<sup>2</sup> )

4項と15項と一般住宅の複合用途防火対象物として取り扱う。

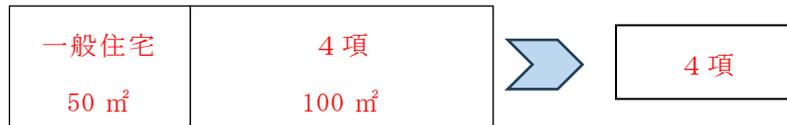
(2) 一般住宅 < 令別表対象物

令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供され

る部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物又は複合用途防火対象物として取り扱うこと。

ア 令別表対象物となる場合

(7) 一の令別表対象物と一般住宅の場合



★用途判定、消防用設備等

一般住宅 (50m<sup>2</sup>) < 令別表対象物 (100m<sup>2</sup>)

4 項として取り扱う。

(8) 二以上の令別表対象物と一般住宅の場合



★用途判定、消防用設備等

一般住宅 (80m<sup>2</sup>) < 令別表対象物 (4 項 (10m<sup>2</sup>) + 15 項 (90m<sup>2</sup>) = 100m<sup>2</sup>)

→令別表対象物 (4 項、15 項) と判定する。

※令別表対象物の用途に供される部分の割合を求める。

● 4 項 10m<sup>2</sup> (床面積) ÷ 100m<sup>2</sup> = 0.1 (10%)

● 15 項 90m<sup>2</sup> (床面積) ÷ 100m<sup>2</sup> = 0.9 (90%)

※一般住宅の用途に供される部分の床面積を令別表対象物の用途に供される部分それぞれの床面積に応じて按分する。

● 4 項 80m<sup>2</sup> (一般住宅 : 床面積) × 0.1 = 8 m<sup>2</sup>

→ 10m<sup>2</sup> (4 項 : 床面積) + 8 m<sup>2</sup> (一般住宅 : 按分床面積) = 18m<sup>2</sup>

● 15 項 80m<sup>2</sup> (一般住宅 : 床面積) × 0.9 = 72m<sup>2</sup>

→ 90m<sup>2</sup> (15 項 : 床面積) + 72m<sup>2</sup> (一般住宅 : 按分床面積) = 162m<sup>2</sup>

主たる用途に供される部分 (15 項) の床面積の合計が防火対象物の延べ床面積の 90% 以上、かつ、独立した用途に供される部分 (4 項) の床面積の合計が 300m<sup>2</sup> 未満であることから、15 項として取り扱う。

イ 複合用途防火対象物となる場合

(7)



★用途判定

一般住宅（80㎡）＜ 令別表対象物（4項（80㎡）＋15項（40㎡）＝120㎡）

4項と15項の複合用途防火対象物として取り扱う。

★消防用設備等

※令別表対象物の用途に供される部分の割合を求める。

●4項 80㎡（床面積）÷ 120㎡＝0.67（67%）

●15項 40㎡（床面積）÷ 120㎡＝0.33（33%）

※一般住宅の用途に供される部分の床面積を令別表対象物の用途に供される部分それぞれの床面積に応じて按分する。

●4項 80㎡（一般住宅：床面積）×0.67＝53.6㎡

→80㎡（4項：床面積）＋53.6㎡（一般住宅：按分床面積）＝133.6㎡

●15項 40㎡（一般住宅：床面積）×0.33＝13.2㎡

→40㎡（15項：床面積）＋13.2㎡（一般住宅：按分床面積）＝53.2㎡

※消防用設備等の取扱いにおける令別表対象物の床面積

4項（一般住宅の用途に供される部分を含む。） 133.6㎡

15項（一般住宅の用途に供される部分を含む。） 53.2㎡

なお、一般住宅の用途に供される部分については、当該防火対象物全体に設置する消防用設備等のほか、床面積の大なる令別表対象物（4項）に設置される消防用設備等を設置すること。

(4)



★用途判定

※令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分の割合を求める。

●4項 80㎡（床面積）÷ 200㎡＝0.4（40%）

●15項 40㎡（床面積）÷ 200㎡＝0.2（20%）

●一般住宅 80㎡（床面積）÷ 200㎡＝0.4（40%）

※共用部の床面積を令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分それぞれの床面積に応じて按分する。

●4項 30㎡（共用部：床面積）×0.4＝12㎡

→80㎡（4項：床面積）＋12㎡（共用部：按分床面積）＝92㎡

●15項 30㎡（共用部：床面積）×0.2＝6㎡

→40㎡（15項：床面積）＋6㎡（共用部：按分床面積）＝46㎡

- 一般住宅 30㎡（共用部：床面積）× 0.4 = 12㎡  
→80㎡（一般住宅：床面積）+ 12㎡（共用部：<sup>あん</sup>按分床面積）= 92㎡
- 一般住宅（92㎡） < 令別表対象物（4項（92㎡）+ 15項（46㎡）= 138㎡）

4項と15項の複合用途防火対象物として取り扱う。

★消防用設備等

※令別表対象物の用途に供される部分の割合を求める。

なお、令別表対象物の用途に供される部分及び一般住宅の用途に供される部分の床面積は、共用部の<sup>あん</sup>按分床面積を含むものであること。

- 4項 92㎡（床面積） 92㎡ ÷ 138㎡ = 0.67（67%）
- 15項 46㎡（床面積） 46㎡ ÷ 138㎡ = 0.33（33%）

※一般住宅の用途に供される部分の床面積を令別表対象物の用途に供される部分それぞれの床面積に応じて<sup>あん</sup>按分する。

- 4項 92㎡（一般住宅：床面積）× 0.67 = 61.64㎡  
→92㎡（4項：床面積）+ 61.64㎡（一般住宅：<sup>あん</sup>按分床面積）= 153.64㎡
- 15項 92㎡（一般住宅：床面積）× 0.33 = 30.36㎡  
→46㎡（15項：床面積）+ 30.36㎡（一般住宅：<sup>あん</sup>按分床面積）= 76.36㎡

※消防用設備等の取扱いにおける令別表対象物の床面積

- 4項（一般住宅の用途に供される部分及び共用部を含む。） 153.64㎡
- 15項（一般住宅の用途に供される部分及び共用部を含む。） 76.36㎡

(3) 一般住宅 ⇔ 令別表対象物

令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

なお、「おおむね等しい」とは、延べ面積の2分の1の面積に対し、それぞれ5%以内の違いをいうこと。



★用途判定、消防用設備等

- 一般住宅（70㎡） < 令別表対象物 4項（80㎡）

※一般住宅部分及び4項の用途に供される部分の割合を求める。

- 4項 80㎡（床面積） 80㎡ ÷ 150㎡ = 0.53（53%）
- 一般住宅 70㎡（床面積） 70㎡ ÷ 150㎡ = 0.47（47%）

一般住宅の用途に供される部分は、延べ面積の2分の1の面積に対し、5%以内であること。

4項の用途に供される部分は、延べ面積の2分の1の面積に対し、5%以内であること。

4項と一般住宅の複合用途防火対象物として取り扱う。

#### 4 収容人員について

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合における収容人員の算定については、次によること。

##### (1) 「令別表対象物」となる場合

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在し、令別表対象物（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物を除く。）として取り扱う場合は、一般住宅の用途に供される部分の居住者は収容人員に含まないこと。

##### (2) 「複合用途防火対象物」となる場合

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在し、複合用途防火対象物として取り扱う場合は、審査基準第2章第2節第6、3(16)に基づき収容人員を算定すること。

※一般住宅の用途に供される部分の居住者は、収容人員に含めないこと。

#### 5 防災防火対象物について

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合における防災防火対象物の取扱いについては、次によること。

##### (1) 「令別表対象物」となる場合

一の防火対象物に令別表対象物の用途（令第4条の3第1項で定める防災防火対象物）に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在し、令別表対象物として取り扱う場合は、一般住宅の用途に供される部分を含めて防災防火対象物として取り扱うこと。

##### (2) 「複合用途防火対象物」となる場合

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在し、複合用途防火対象物として取り扱う場合は、審査基準第2章第2節第8、1(1)エに基づき取り扱うこと。

※一般住宅の用途に供される部分は、防災防火対象物の対象外であること。

#### 6 防火管理について

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供され

る部分が混在する場合で、法第8条又は第8条の2の対象となる防火対象物のうち、一般住宅の用途に供される部分が存する場合の取扱いについては、次によること。

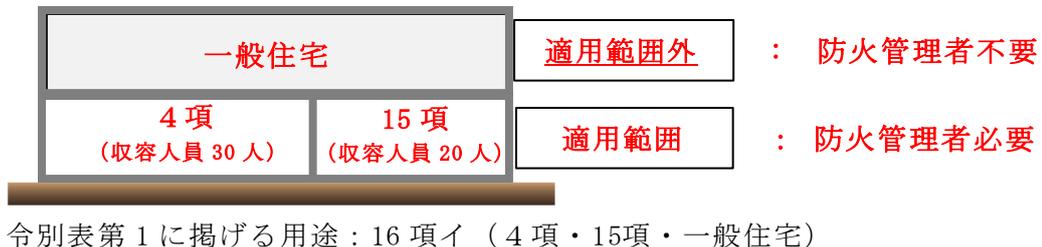
(1) 防火管理者

法第8条の対象となる令別表対象物又は複合用途防火対象物において、一般住宅の用途に供される部分が存する場合は、当該一般住宅の用途に供される部分については、適用範囲外として取り扱うことができること。

ア 「令別表対象物」となる場合

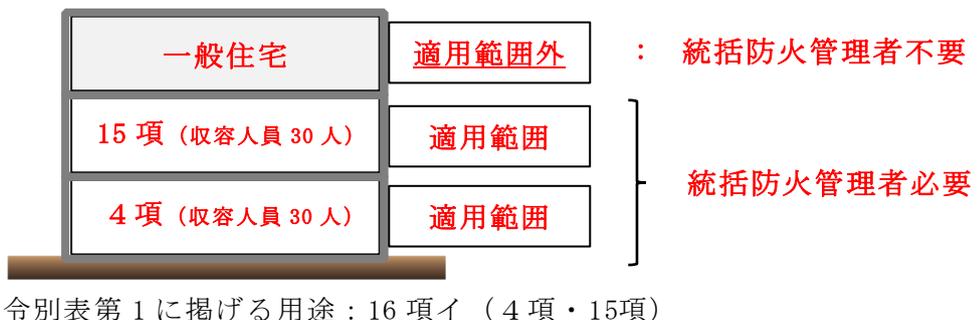


イ 「複合用途防火対象物」となる場合



(2) 統括防火管理者

法第8条の2の対象となる複合用途防火対象物において、一般住宅の用途に供される部分が存する場合は、当該一般住宅の用途に供される部分については、適用範囲外として取り扱うことができること。



又は

令別表第1に掲げる用途：16項イ（4項・15項・一般住宅）

7 防火対象物点検報告について

一の防火対象物に令別表対象物の用途に供される部分と一般住宅の用途に供される部分が混在する場合で、令第4条の2の2に該当し、防火対象物点検報告（以下「点検報告」という。）の対象となる防火対象物のうち、一般住宅の用途に供される部分が存する場合の取扱いについては、次によること。

(1) 点検報告対象

ア 「令第4条の2の2第1号」に該当する場合

(i) 「令別表対象物」となる場合



令別表第1に掲げる用途：4項

収容人員：350人 ※点検報告が必要

点検報告の範囲：令別表対象物の用途に供される部分

(ii) 「複合用途防火対象物」となる場合



令別表第1に掲げる用途：4項

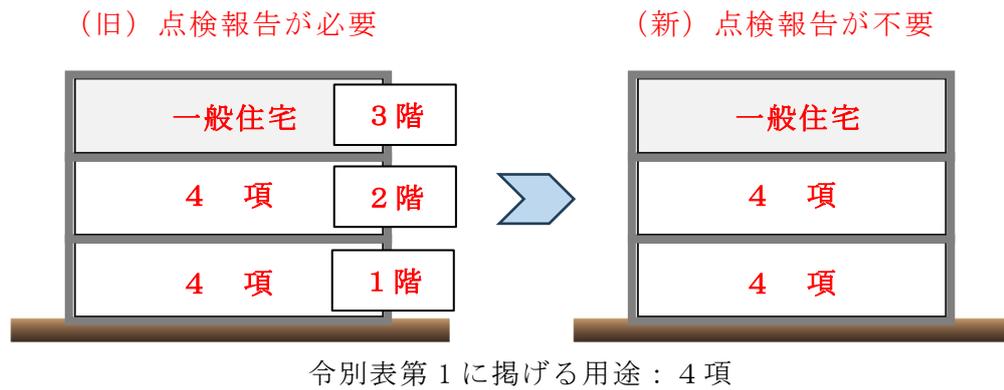
収容人員：320人 ※点検報告が必要

点検報告の範囲：令別表対象物の用途に供される部分

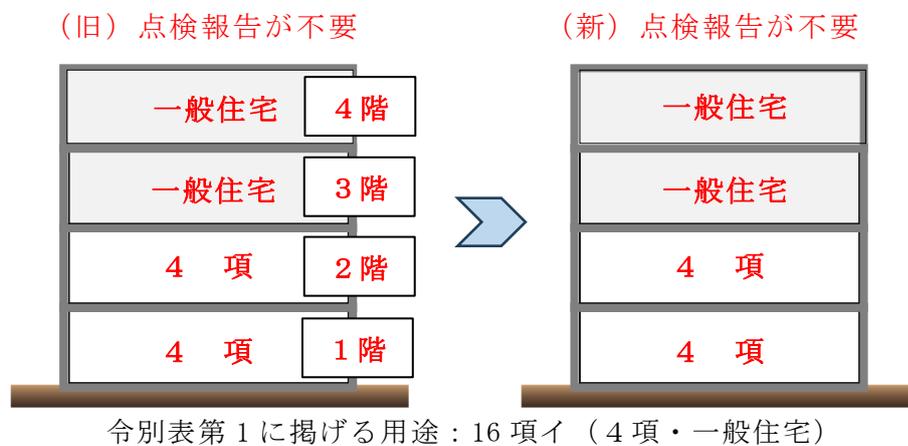
イ 「令第4条の2の2第2号」に該当する場合

次の(i)及び(ii)については、消防法において求められる防火安全対策の実質的な内容の低下を招くことがないこと及び本来点検報告が必要となる令別表第1に掲げる用途（特定用途）とは異なることから、令第4条の2の2第2号の適用を受けないものとして取り扱うことができること。

(7) 「令別表対象物」となる場合



(4) 「複合用途防火対象物」となる場合



8 その他

本取扱いの適用について、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物は、従前の例によること。

第3 令第8条等に規定する区画の取扱い

1 令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

(1) 構造等

令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

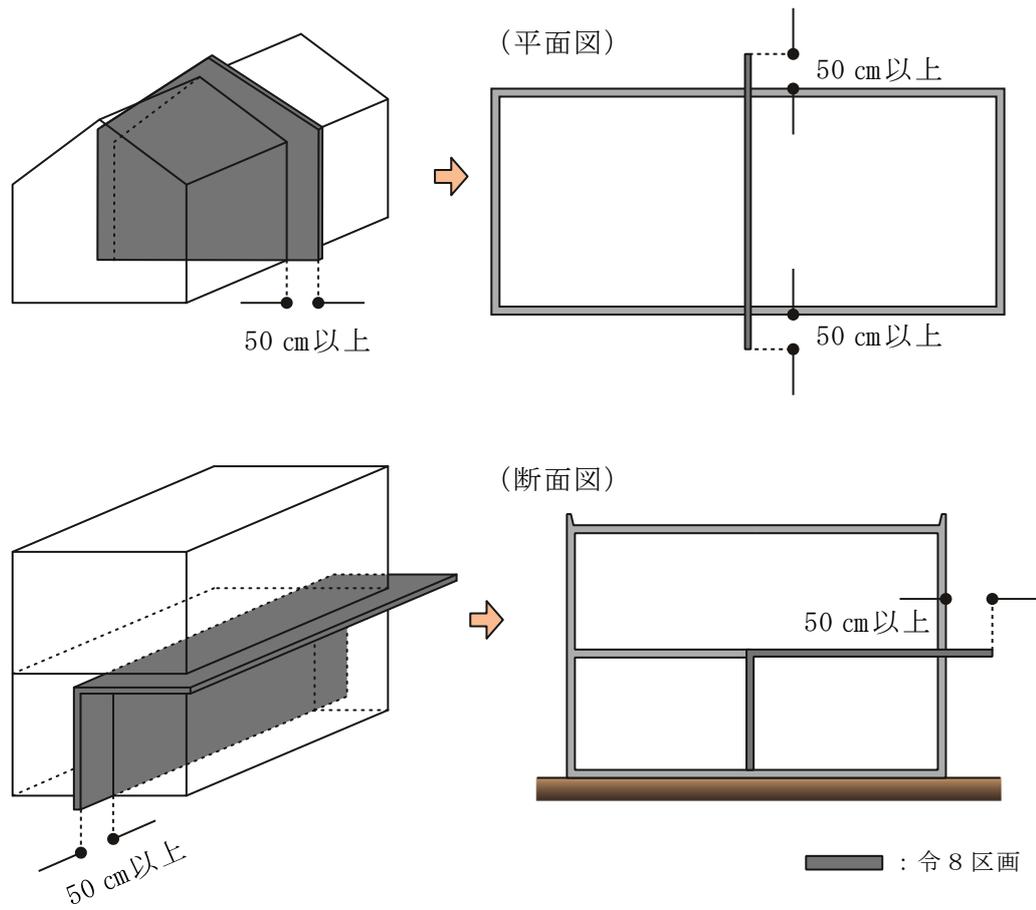
ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

(注) 堅牢かつ容易に変更できない耐火構造

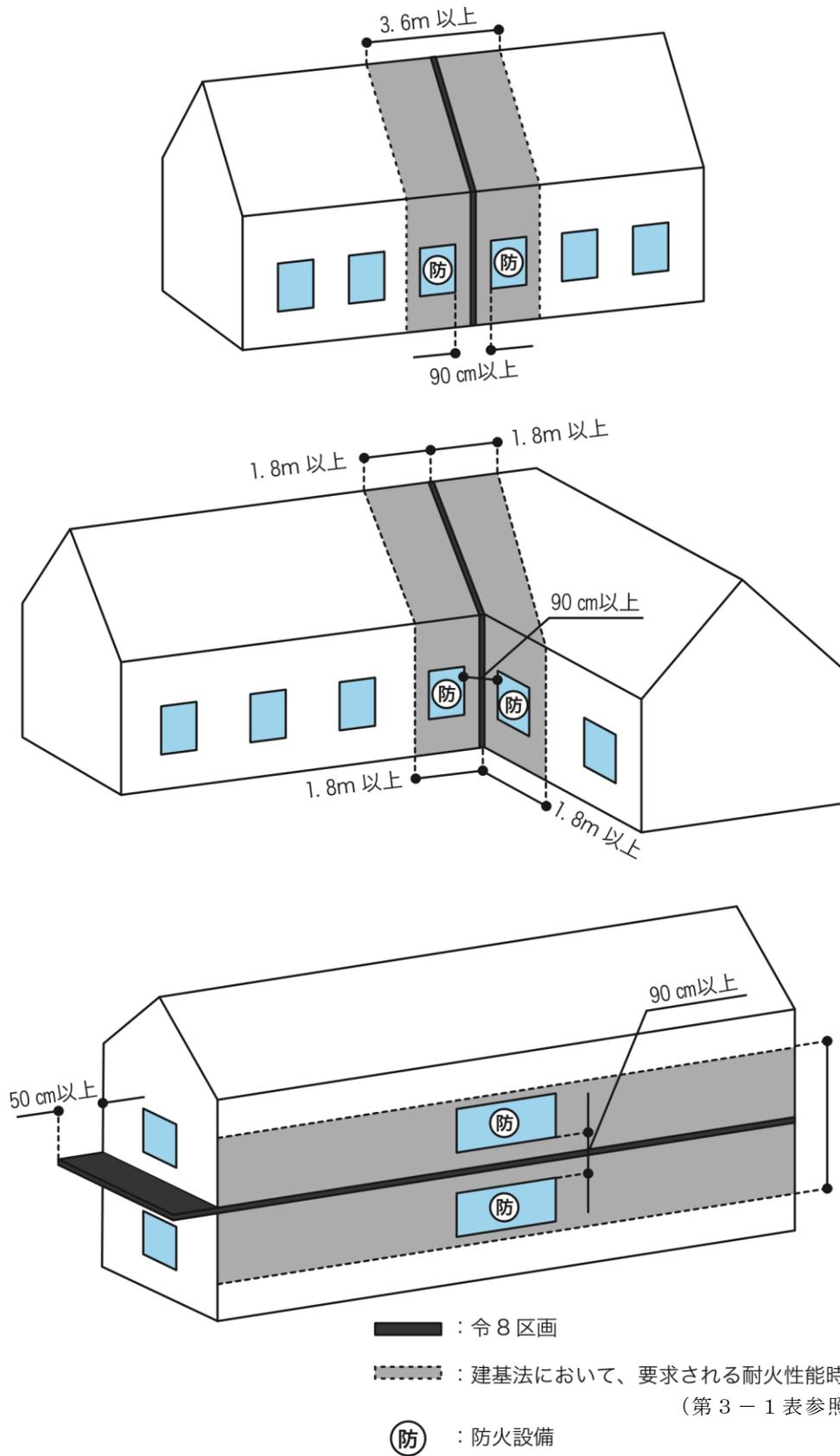
- ・ブロック、ALC、ガラスブロック等。ただし、木造建築物については、火災による倒壊及び延焼等を考慮し、当該部分が自立できる構造とする。
- ・壁式鉄筋コンクリート（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール

イ 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること（第3-1図参照）。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8区画を含む3.6m以上（当該令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上）にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合において、その部分については、この限りでない（第3-2図参照）。



第3-1図



第3-2図

第3-1表

耐火性能時間（建基令第107条第1号）

建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間	2時間	2時間
柱		1時間	2時間	3時間
床		1時間	2時間	2時間
はり		1時間	2時間	3時間
屋根		30分間		
階段		30分間		

(1) この表において、建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

(2) (1)の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

(3) この表における階数の算定については、建基令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

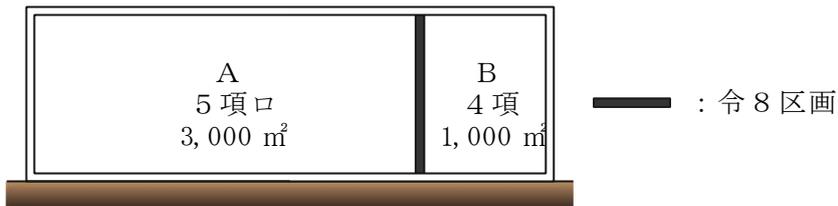
※階数に算入されない  
 ペントハウス等は、  
 最上階の耐火時間と  
 同一とする。

建築物の部分 最上階からの階数	壁		柱	床	はり	屋根	階段
	間仕切壁（耐力壁）	外壁（耐力壁）					
PH2F							
PH1F							
15F							
14F							
13F							
12F							
11F							
10F							
9F							
8F							
7F							
6F							
5F							
4F							
3F							
2F							
1F							
B1F							
1							
2	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	30分間	30分間
10							
11							
12							
13							
14							
15	2時間	2時間	3時間	2時間	3時間		
16							

(2) 取扱い等

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること（第3-3図参照）。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること（第3-4図参照）。

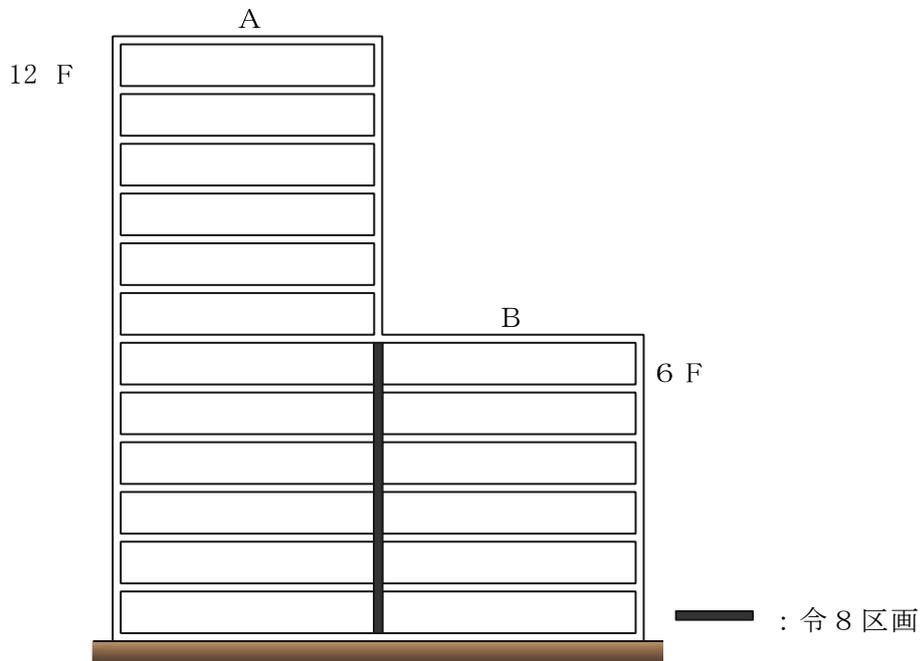
例1 （全体としては16項イ 4,000㎡）



A→延面積 3,000㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延面積 1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

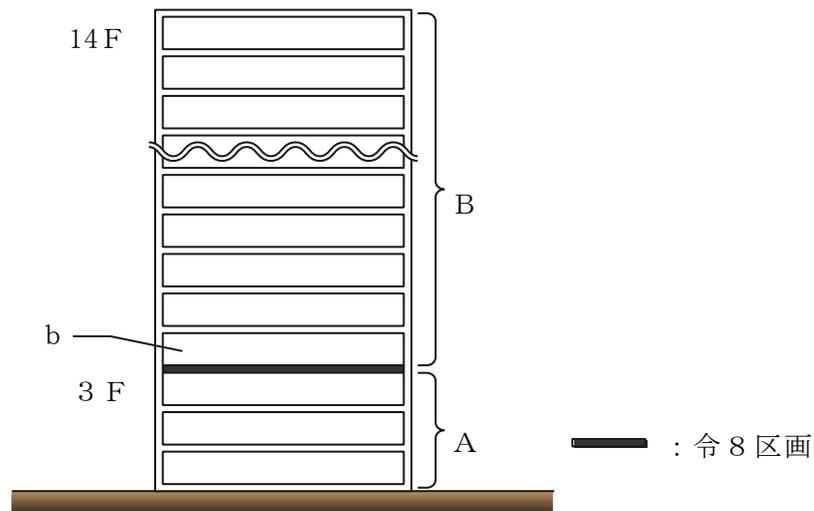
例2



A→階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

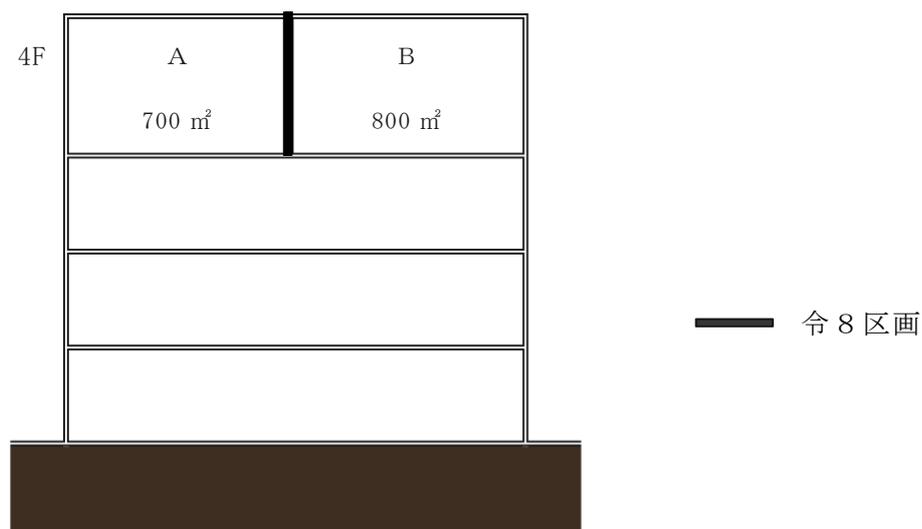
第3-3図



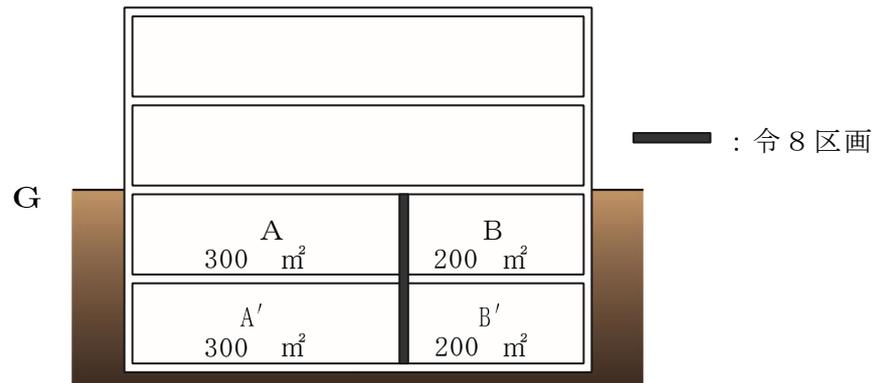
- A → 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B → 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第3-4図

イ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと（第3-5図参照）。



4階部分の床面積は、1,000m<sup>2</sup>以上であるが、A、Bは4階で1,000m<sup>2</sup>未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には令第12条第1項第11号を適用しない。



地階部分の床面積は 700m<sup>2</sup>以上であるが、(A + A') (B + B') は地階において、700m<sup>2</sup>未満に耐火構造の壁で区画(令8区画)されているので、令第28条の2第1項を適用しない。

第3-5図

#### ウ 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。)が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合については、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおりである(第3-2表及び第3-6図参照)。

- (7) 配管の用途は、原則として給排水管で、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管又は鋳鉄管(以下「鋼管等」という。)のほか、消防防災用設備機器性能評定委員会(一般財団法人日本消防設備安全センターに設置)において性能評定されたものとする。
- (i) 一の配管の外径は、200mm以下であること。
- (ii) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

- (ii) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の

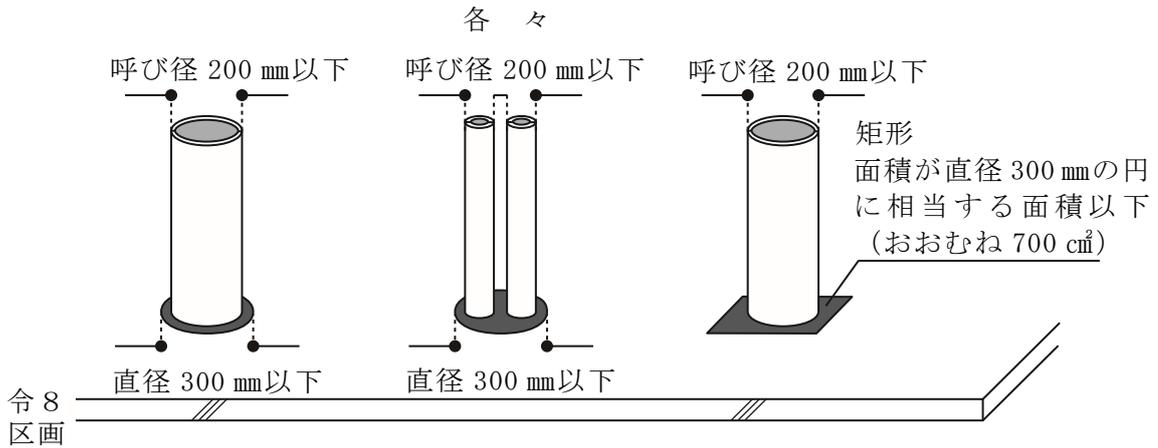
場合については、200mm)以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。●

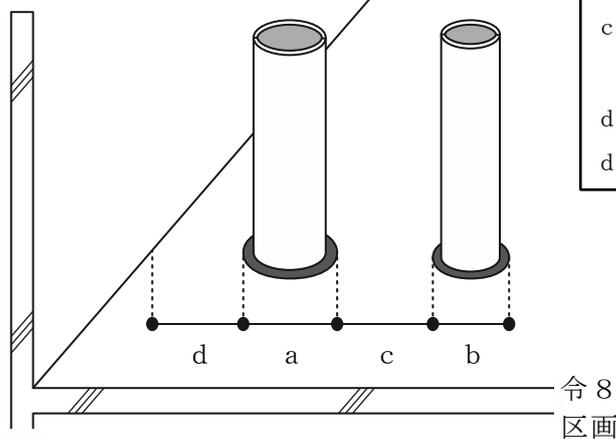
- (カ) 配管及び貫通部の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること。
- (キ) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。
- (ク) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第3-2表

設備種別等	令第8条区画適用の可否	
	認める	認めない
空調設備・冷暖房設備を含む。	鋼管等を用いる冷水配管及び温水配管	冷暖房、換気用ダクト等(ダンパー付を含む。)
輸送・処理設備	/	ダストシュート メールシュート リネンシュート
給排水・衛生設備	鋼管等	左記以外の配管種別例 塩化ビニール管 陶管 ヒューム管
電気	/	全て
ガス	/	全て



令 8 区画



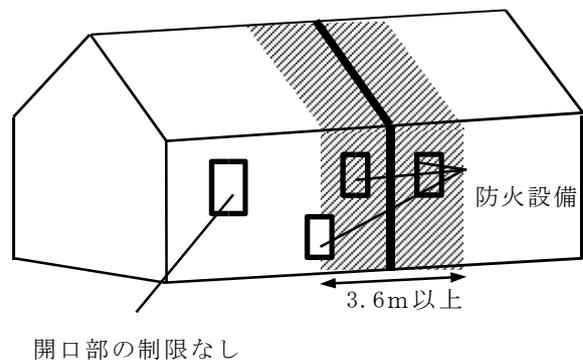
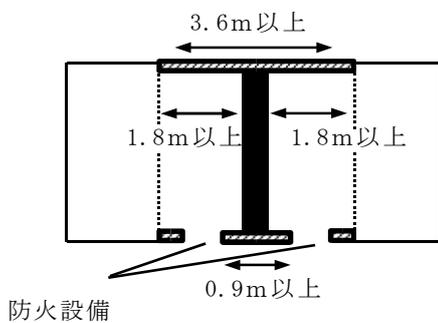
c は次の条件を満たすこと。  
 $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$ 、かつ、 $c \geq 200 \text{ mm}$   
 d は次の条件を満たすこと。●  
 $d \geq a$ 、かつ、 $d \geq 200 \text{ mm}$

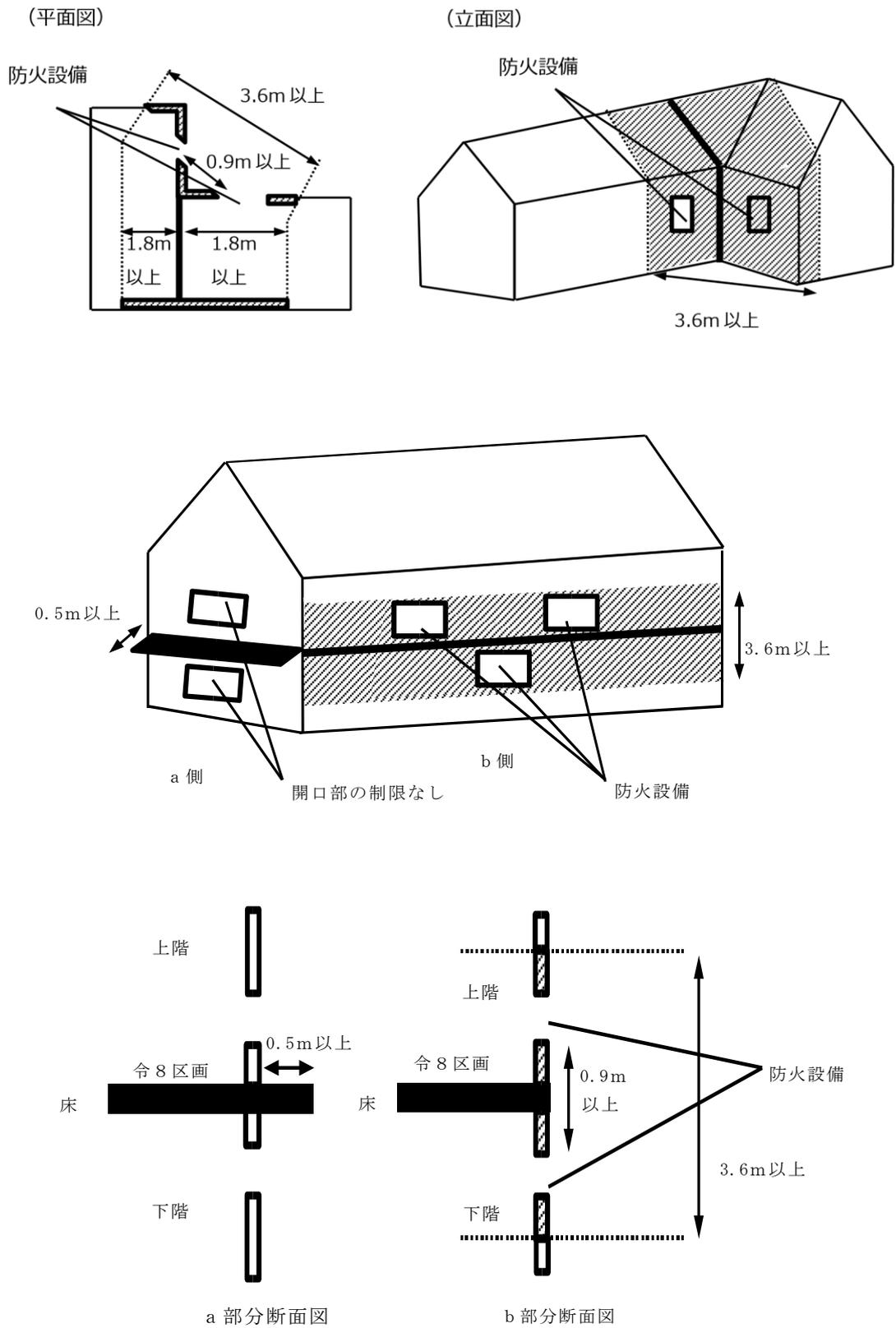
- a : 穴の直径mm (300 mm 以下)
- b : 穴の直径mm (300 mm 以下)
- c : 穴相互間の離隔距離
- d : 令 8 区画の端部と穴の離隔距離

第 3 - 6 図

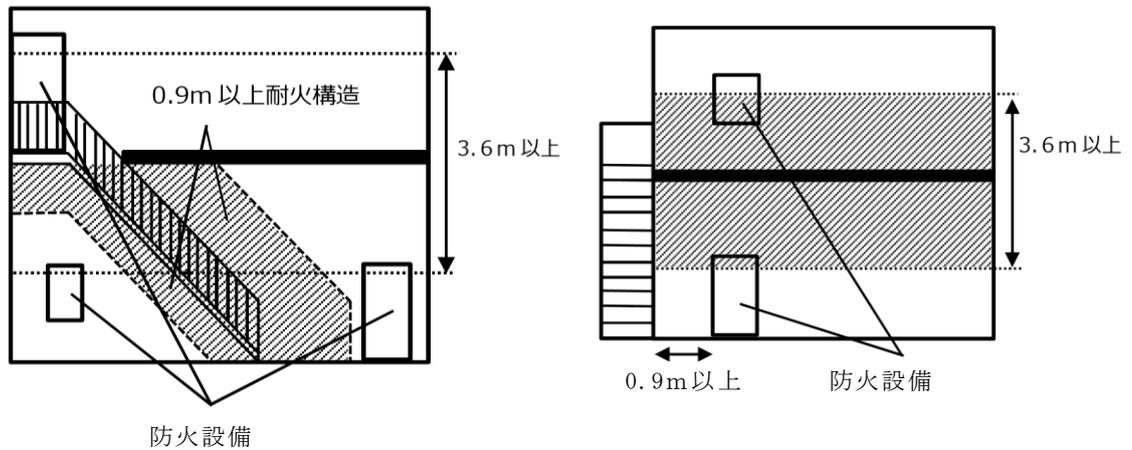
(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること。

(註) 具体的な運用は、第 3 - 7 図及び第 3 - 8 図の例により取り扱うこと。





第3-7図



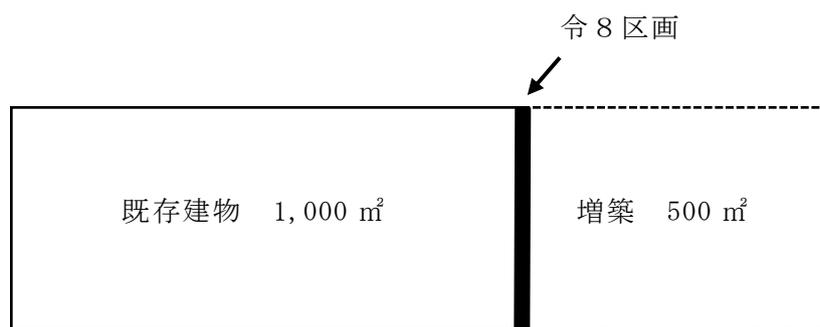
(註)

- ・ 階段等は、令第8条区画された部分ごとに専用とすること。
- ・ 令第8条区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。●

第3-8図

(4) 法第17条の2の5第2項と令第8条の関係は、次によること。

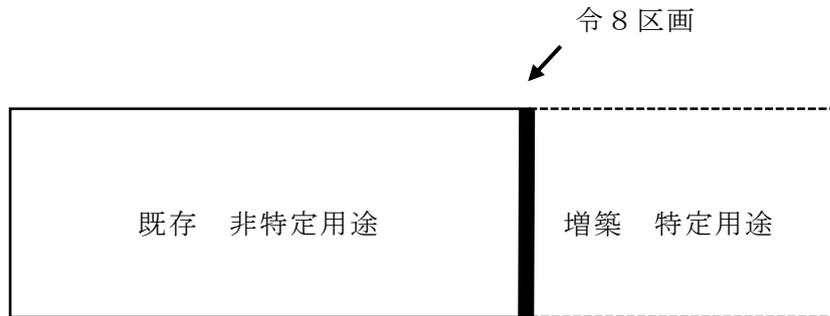
ア 開口部のない耐火構造の壁を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係（3-9図参照）



(註) 増築部分（既存建物除く。）が現行基準の適用を受ける。

第3-9図

イ 開口部のない耐火構造の壁を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5  
第2項第4号の関係（3-10図参照）



(註) 増築部分（既存建物除く。）が現行基準の適用を受ける。

第3-10図

2 規則第12条の2に規定する区画（以下、この項において「規則第12条の2区画」という。）については、次によること。●

- (1) 規則第12条の2区画は、2以上の階にわたらないこと。
- (2) 規則第12条の2区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (3) 規則第12条の2区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次によること。
  - ア 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものとする。
  - イ 配管等の呼び径は、200mm以下とすること。
  - ウ 配管等を貫通させるための開口部は、断面積が直径300mmの円の面積以下とすること。
  - エ 配管等及び貫通部は、次によること。
    - (イ) 配管は、建基令第129条の2の4第1項第7号イ又はロ若しくはハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部との隙間を不燃材料で充填すること。
    - (ロ) 建基令第129の2の4第1項第7号ハに定める耐火時間は規則第12条の2第1項の場合は45分間、同条第2項の場合は1時間とすること。
  - オ 配管等には、表面に可燃物が接触しない措置を講じること。ただし、可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合を除く。
- (4) エレベーターの扉は、防火設備（規則第12条の2第1項第2号については、特定防火設備）で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣

認定（遮煙性能）を受けた扉に限り、規則第12条の2第1項第1号ニ及び第2号ニに規定する閉鎖機構に該当するものであること。

- (5) 延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物であっても、規則第12条の2第2項の適用要件（延べ面積を除く。）に該当する場合は、当該規定を適用することができるものであること。

3 規則第13条第1項及び第2項に規定する区画（以下、この項において「規則第13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 規則第13条区画は、2以上の階にわたらないこと。  
(2) 規則第13条区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。  
(3) 13条区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前2(3)アからオによること。

なお、エ(4)の耐火時間は規則第13条第1項の場合は45分間又は1時間、第2項の場合は1時間とすること。

- (4) エレベーターの扉は、防火設備（3階以上の階又は規則第13条第2項については、特定防火設備）で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣認定（遮煙性能）を受けた扉に限り、規則第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当するものであること。  
(5) 規則第13条第1項の区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等というところの住戸の単位で区画することで足りること。

4 規則第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

規則第28条の2第1項第4号及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画については、前3(1)から(5)によること。

5 規則第30条の2の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする

こと。  
なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。

6 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管等については、次によるもの

とする。

- (1) 位置・構造告示第3、3(4)ホの規定によるほか、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」により設置されている鋼管等又は共住区画を貫通するものとして消防防災用設備機器性能評定委員会（一般財団法人日本消防設備安全センターに設置）において性能評定された配管等については、位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。
- (2) 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものについては、位置・構造告示第3、3(4)に適合するものとして取り扱うことができる。
  - ア 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
  - イ 配管はJ I S H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
  - ウ 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年消防危第81号）に適合するものであること。

別記

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令第8区画及び共住区画を貫通する配管等については、貫通部及びその両側1 m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

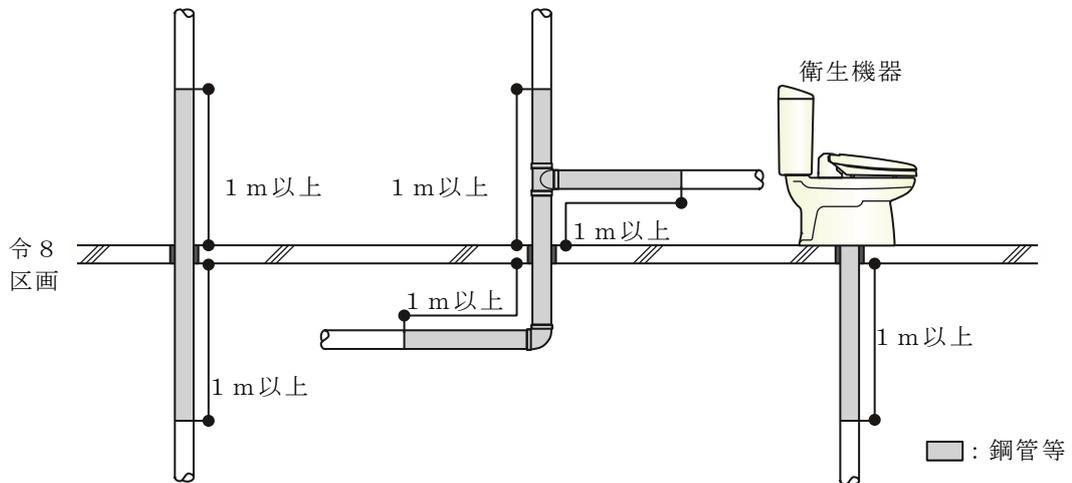


図 1

2 鋼管等の種類

令第8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

- (10) 日本水道鋼管協会規格（以下「W S P」という。） 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (11) W S P 032（排水用ノントールエポキシ塗装鋼管）
- (12) W S P 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (13) W S P 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (14) W S P 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

### 3 貫通部の処理

#### (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（J A S S）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

#### (2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

### 4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

#### (1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

##### ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(7) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(i) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物については、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管については、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- (7) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (8) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (9) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (10) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (11) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込式ゴムリング接続

- (7) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (8) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。  
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (9) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (10) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (11) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (7) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (8) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (9) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (10) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (7) 挿入管の差し口端外面に管用テーパねじを切ること。
- (8) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (9) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (7) 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。
- (8) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (9) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつ

け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

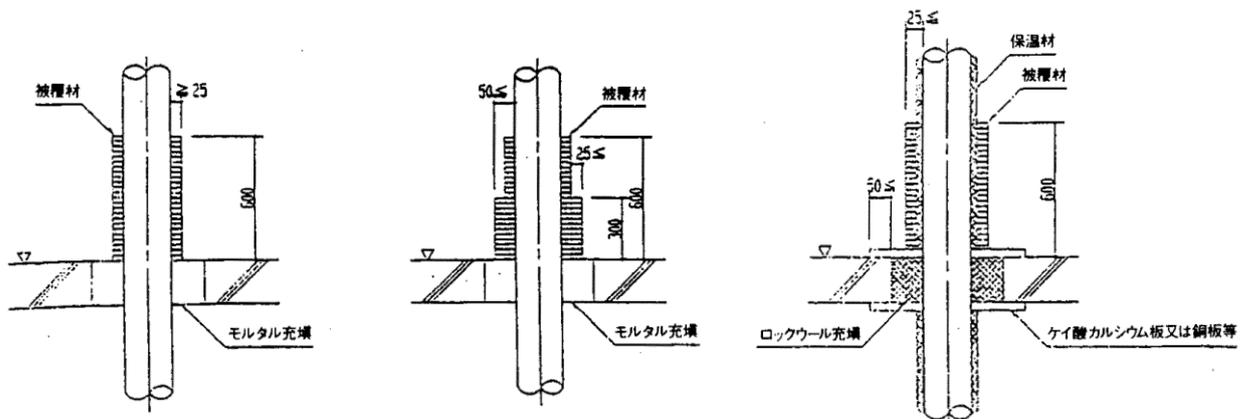
(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに物がある場合）

配管径  $\leq 100 \phi$

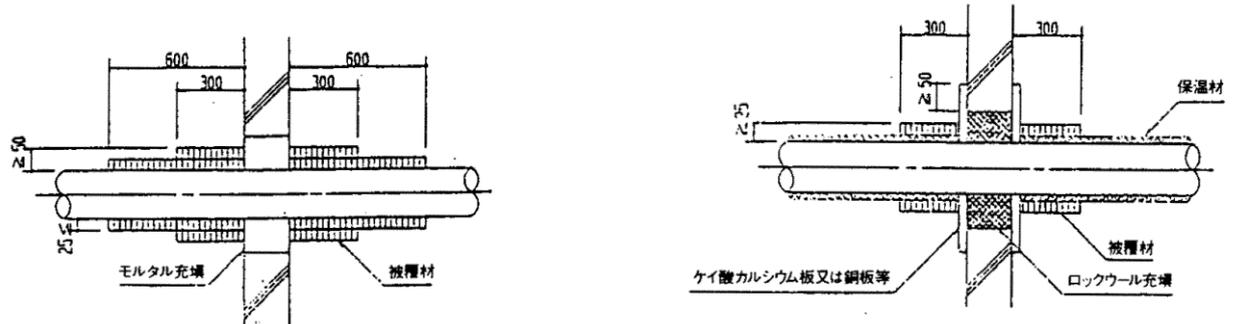
$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$

配管径  $\leq 100 \phi$



$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$

配管径  $\leq 100 \phi$



第4 床面積・階の取扱い

1 床面積の算定

消防用設備等の設置に当たっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

ア ピロティ（第4-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など

第4-1図

イ ポーチ（第4-2図参照）

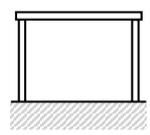
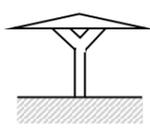
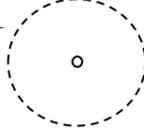
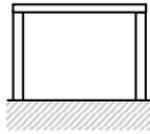
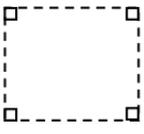
原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

第4-2図

ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第4-3図参照）

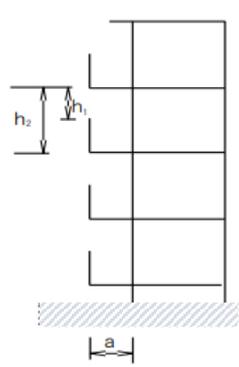
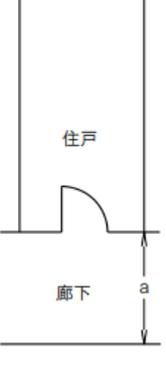
アのピロティに準じること。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

第4-3図

エ 開放廊下（第4-4図参照）

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

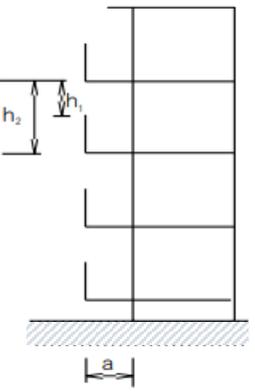
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p><math>h_1</math> : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p><math>h_2</math> : 当該廊下の天井の高さ</p> <p><math>a</math> : 当該廊下の幅</p> <p><math>h_1 \geq 1.1\text{m}</math>、かつ、<math>h_1 \geq 1/2 h_2</math> で、<math>a</math> のうち2mまでの部分</p>	左記以外の部分

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しない。ただし、幅2m（芯々）を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

第4-4図

オ バルコニー・ベランダ（第4-5図参照）

エの開放廊下に準じること。

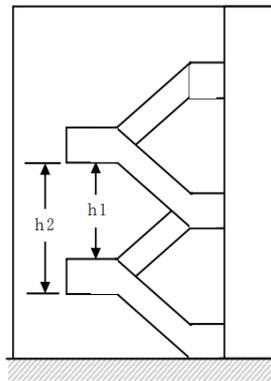
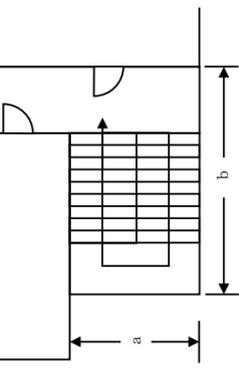
立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>h 1：当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p>h 2：当該バルコニー・ベランダの天井の高さ</p> <p>a：当該バルコニー・ベランダの幅</p> <p>h 1 <math>\geq</math> 1.1m、かつ、h 1 <math>\geq</math> 1 / 2 h 2 で、aのうち2mまでの部分</p>	<p>左記以外の部分</p>

第4-5図

カ 屋外階段（第4-6図参照）

次に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

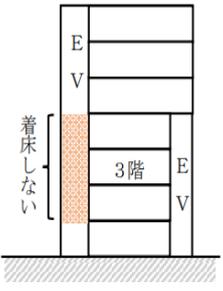
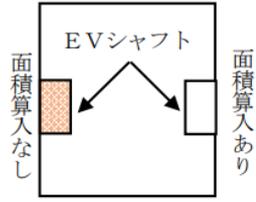
- (ア) 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。
- (イ) 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>外気に有効に開放されている部分の長さ <math>\geq</math> 1 / 2 <math>\times</math> 2 ( a + b ) で、h 1 <math>\geq</math> 1.1m、かつ、h 1 <math>\geq</math> 1 / 2 h 2</p> <p>h 1：当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p>h 2：当該階段の天井の高さ</p>	<p>左記以外の部分</p>

第4-6図

キ エレベーターシャフト（第4-7図参照）

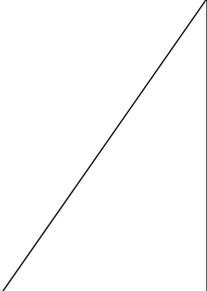
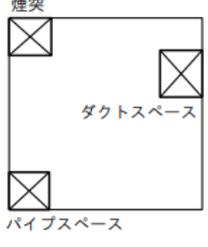
原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>乗降口がない階の部分（高層階専用エレベーターで、乗降口のない低層階部分の場合等）</p>	<p>左記以外の部分</p>

第4-7図

ク パイプシャフト等（第4-8図参照）

各階において床面積に算入すること。

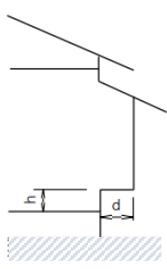
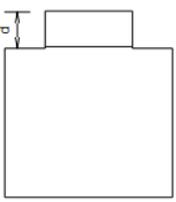
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>煙 突</p>	<p>ダクトスペース パイプスペース</p>

第4-8図

ケ 出窓（第4-9図参照）

次に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

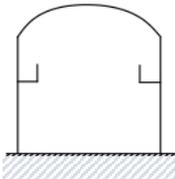
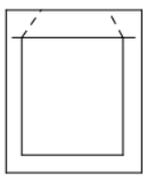
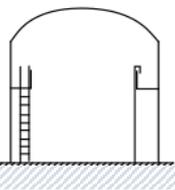
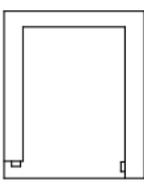
- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ 、かつ、 見付け面積の $1/2$ 以上が窓 であるもの  $h$ : 下端の床面からの高さ $d$ : 周囲の外壁面からの水平 距離	左記以外の場合

第4-9図

コ 体育館等のギャラリー等（第4-10図参照）

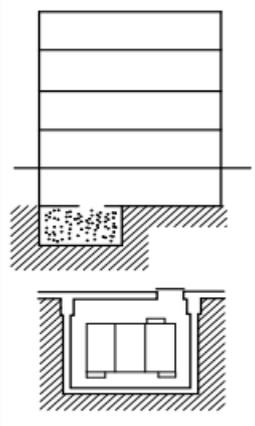
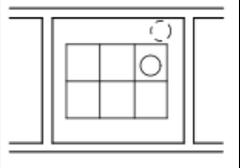
原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用 を目的としている場合	左記以外の場合
			

第4-10図

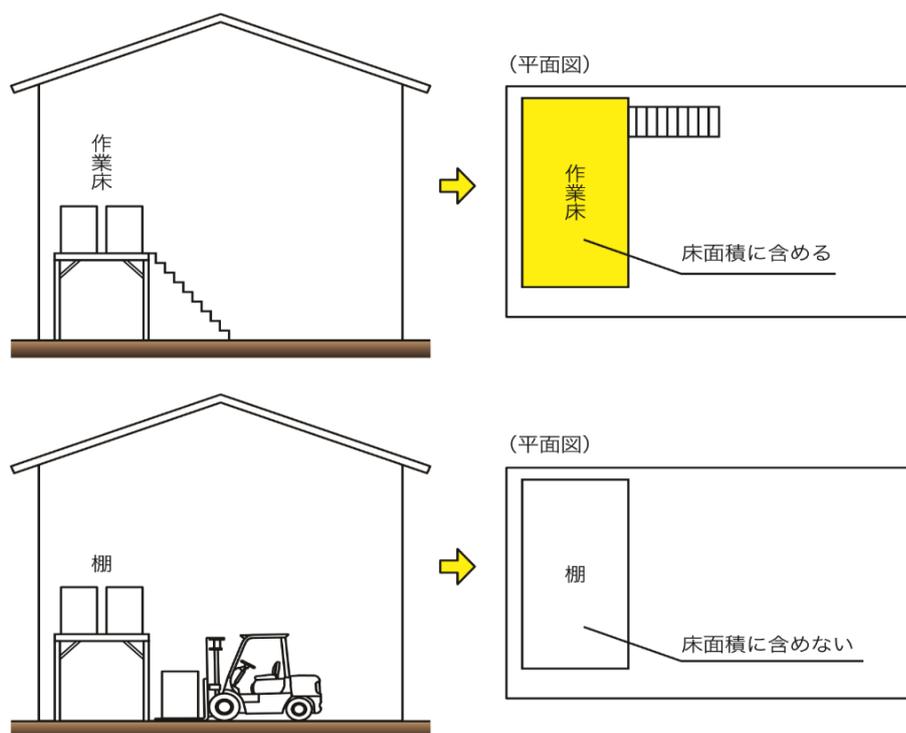
サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット（第4-11図参照）

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の場合

第4-11図

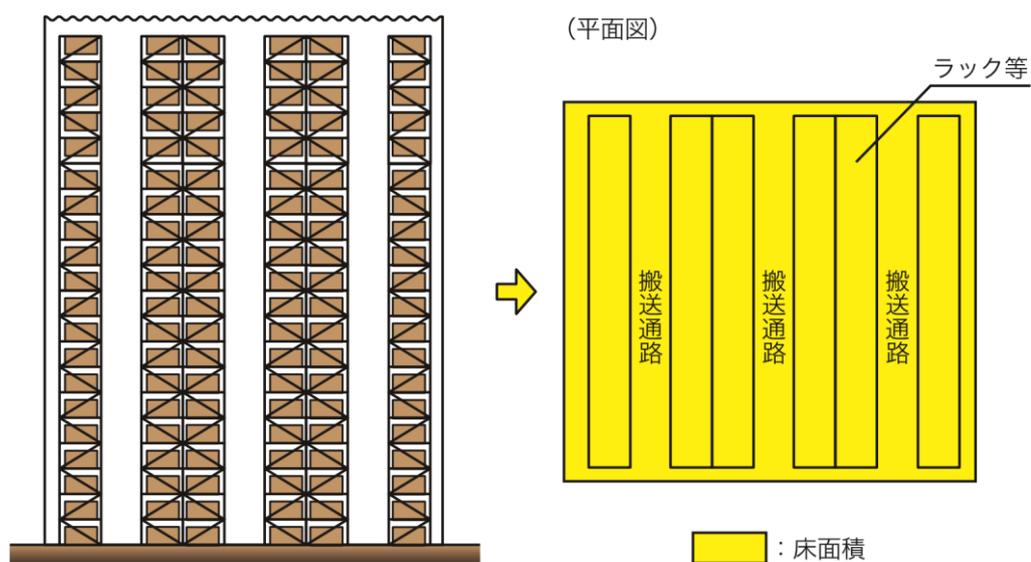
(2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること（第4-12図参照）。



第4-12図

(3) ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の延べ面積、天井の高さ等の算定については、次によること。

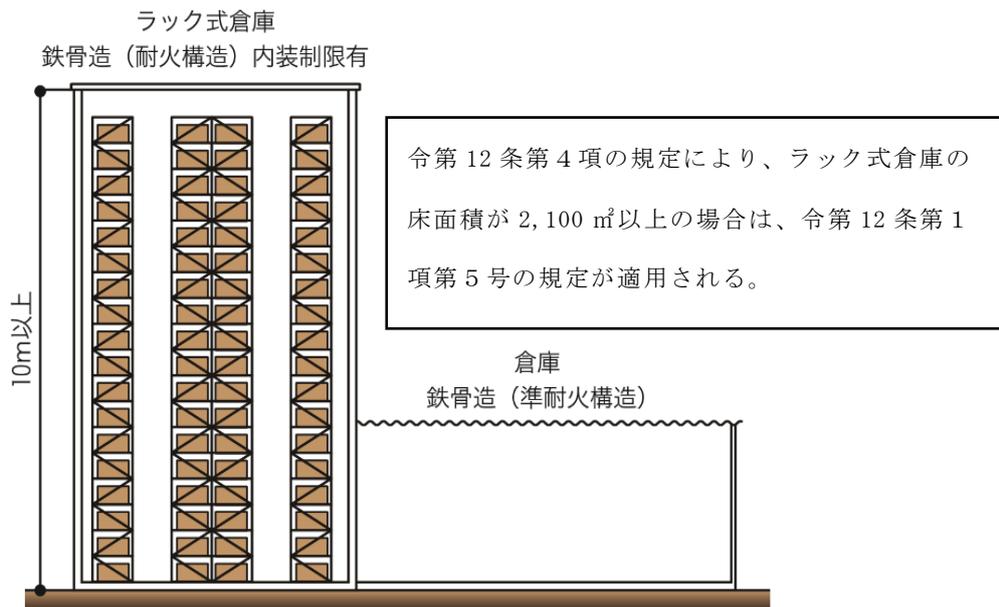
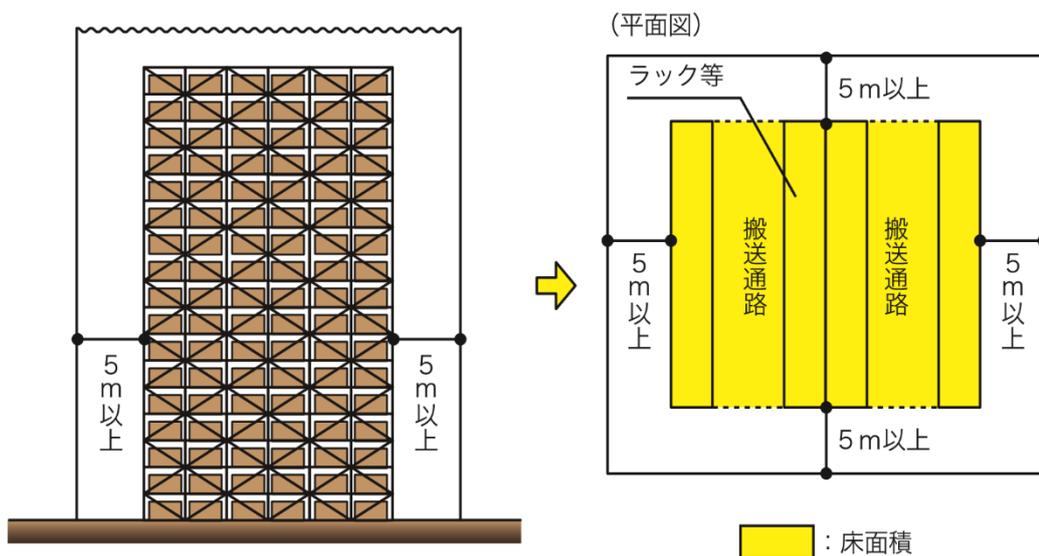
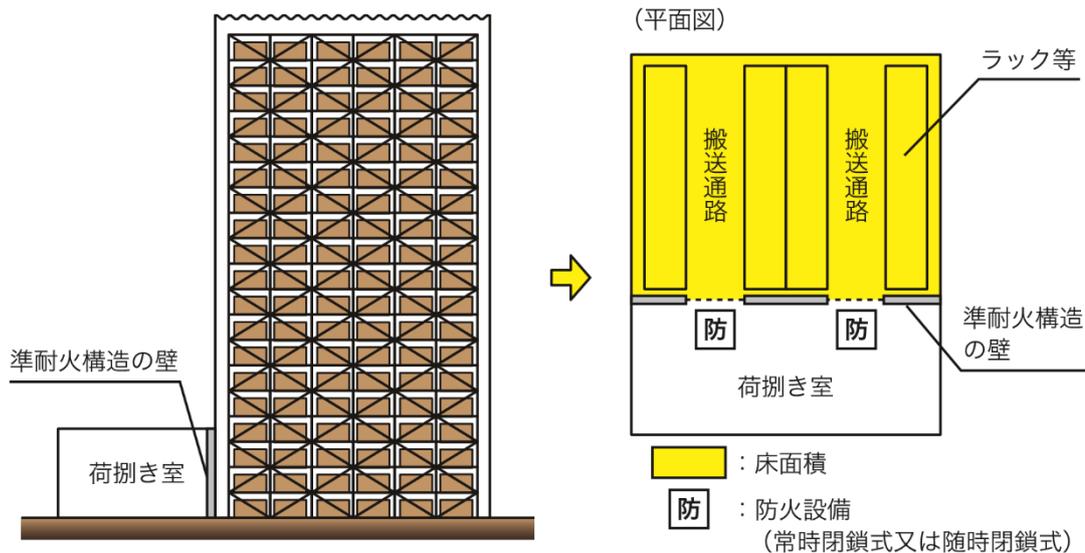
ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(3)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること（第4-13図参照）。



第4-13図

イ ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること（第4-14図参照）。

- (7) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。
- (8) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫については、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。



第4-14図

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模のいかんによらず、令第12条第1項第5項に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

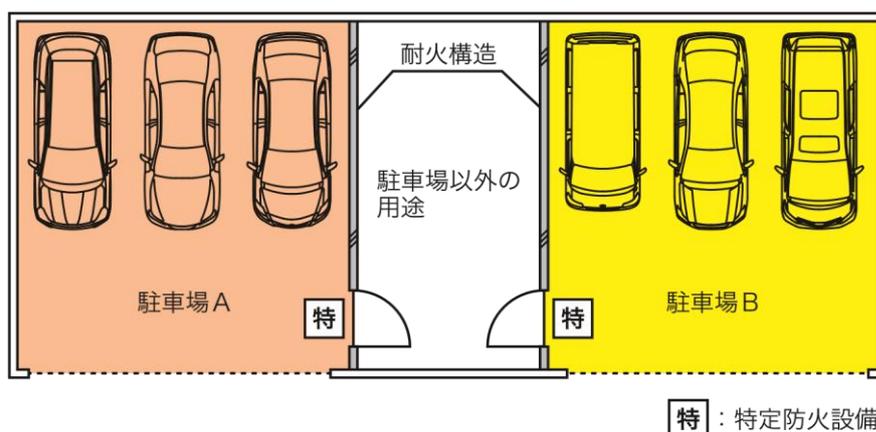
エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

オ ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあっては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。

(4) 駐車場の用に供する部分の床面積は、次によること。

ア 自動車を駐車する部分のほか、車路は床面積に算入すること。ただし、駐車場にいたる外部進入路（ランプ、スロープ）等で、上部に屋根等が無く、床面積が発生しない部分は「駐車場の用に供する部分」として取り扱わないものであるが、消防用設備等の設置をすること。●

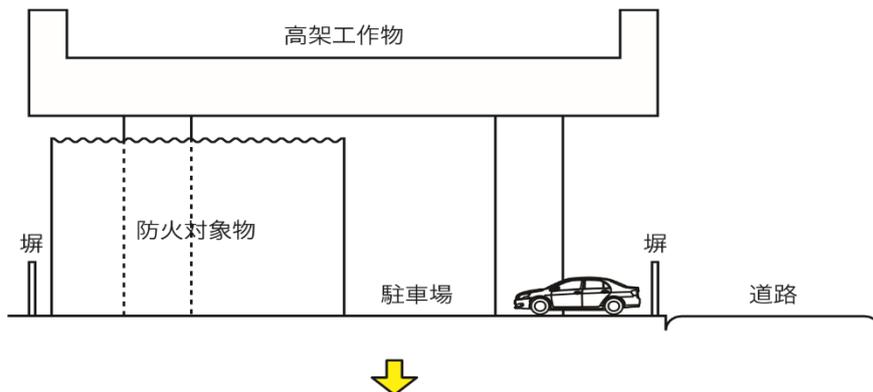
イ 第4-15図のように区画された駐車場の用に供しない部分を介して、2か所以上の駐車場の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車場の用に供する部分ごとに床面積を算定すること（駐車場の用に供する部分と駐車場の用に供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）。



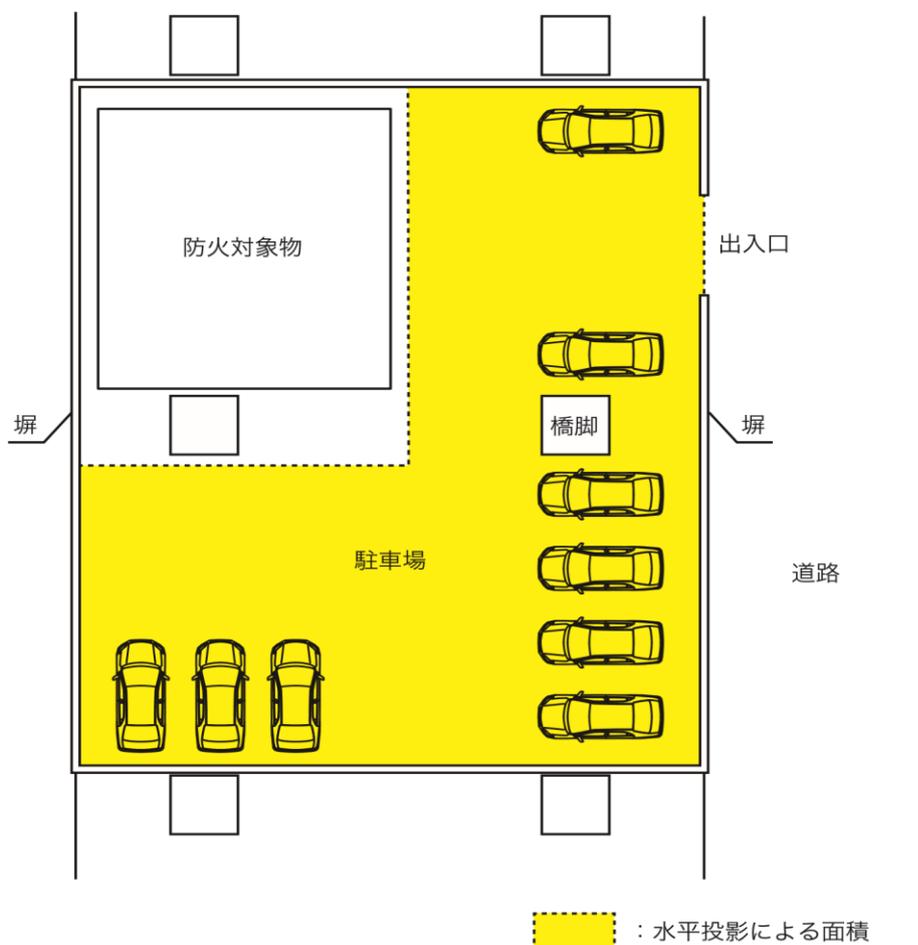
駐車場A、Bは、それぞれの駐車場ごとに床面積を算定する。

第4-15図

ウ 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車場の用に供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算定すること。ただし、駐車場の用に供する部分が、柵又は塀等の工作物で区画されておらず、単に空地に駐車するだけであれば、防火対象物として取り扱わず、床面積は算定しないものとする（第4-16図参照）。



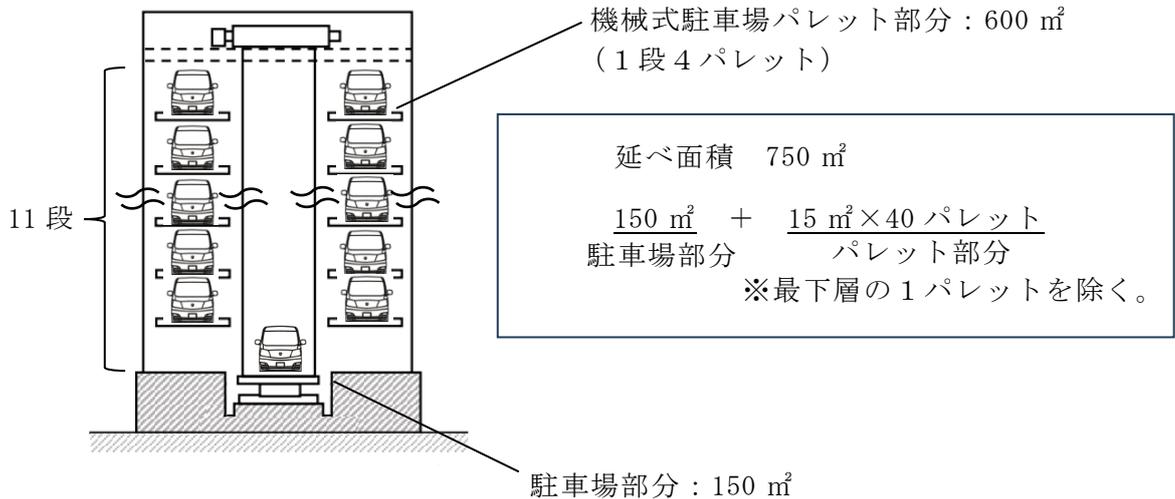
(平面図)



第4-16図

エ 機械式駐車場（吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等）で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を床面積として算定すること。

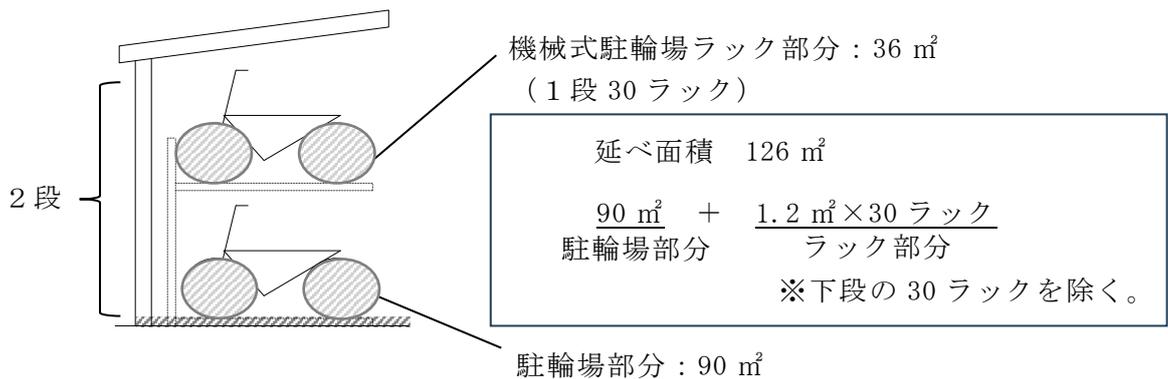
なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法によること（第4-17図参照）。



第4-17図

オ 機械式駐輪場で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を床面積として算定すること。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法によること（第4-18図参照）。



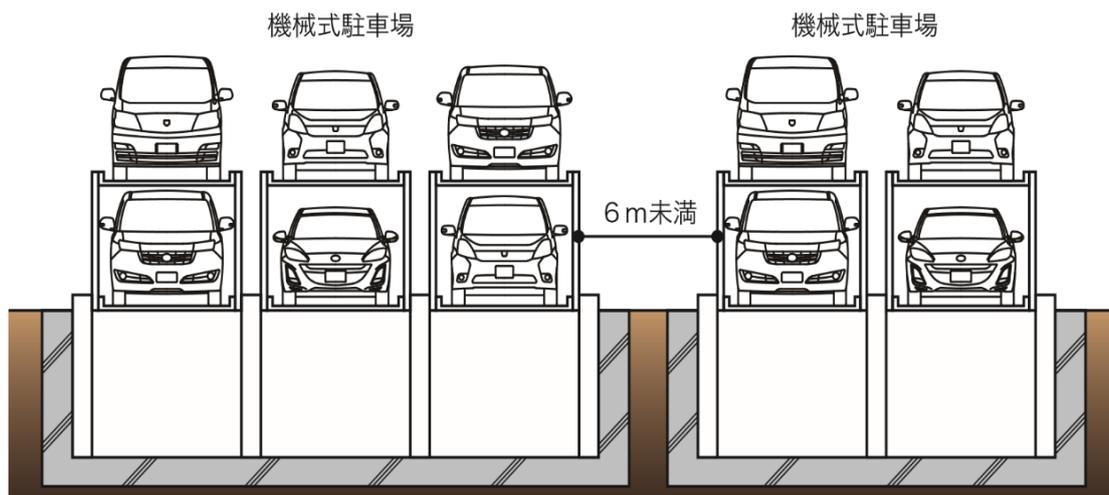
第4-18図

カ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、次によること（第4-19図参照）。

(7) 一の防火対象物内に複数の機械式駐車場がある場合は、全ての機械式駐

車場に収容できる車両の台数を合計すること。

- (イ) 同一敷地内に複数の機械式駐車場がある場合において、相互間隔が6m未満となるものは、それぞれの収容台数を合計すること。
- (ロ) 収容台数は、機械装置のパレット等の上に駐車している車両のほか、当該機械装置を設置している床面等を利用して駐車している車両の台数を含むこと。



車両の収容台数が10台以上のため、令第13条が適用される。

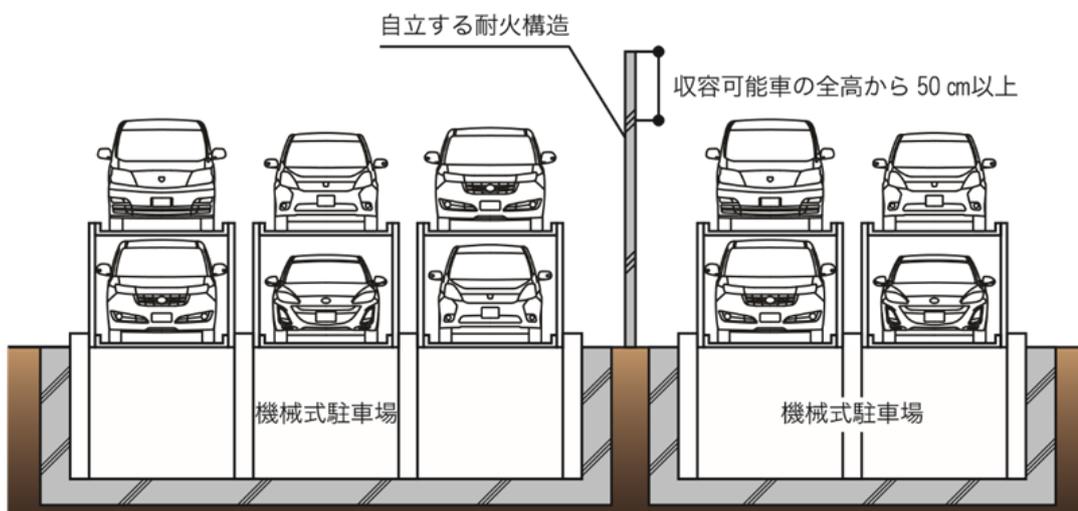
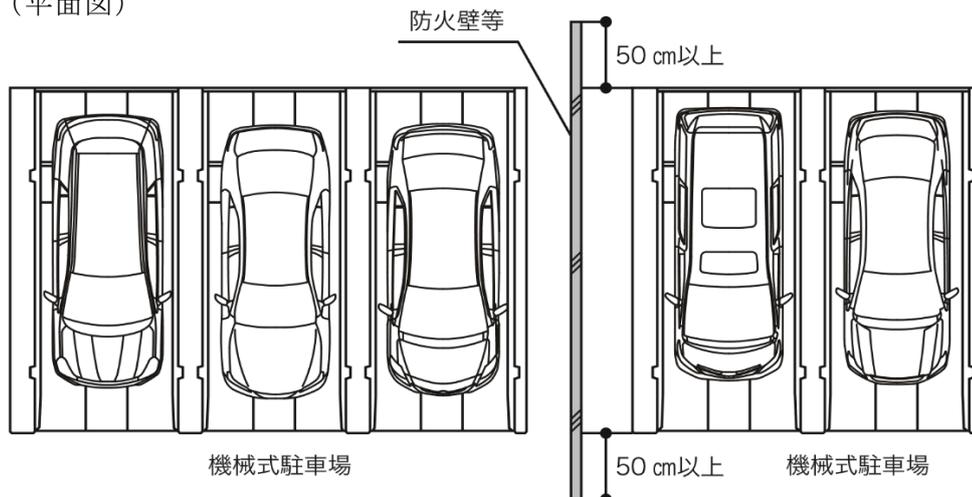
第4-19図

キ 前カ(7)及び(イ)において耐火構造の壁（特定防火設備を含む。）で区画されている場合又は機械式駐車場間を当該機械式駐車場から50cm以上突き出した防火壁等により区画した場合は、区画したそれぞれの部分ごとに収容台数を算定すること。

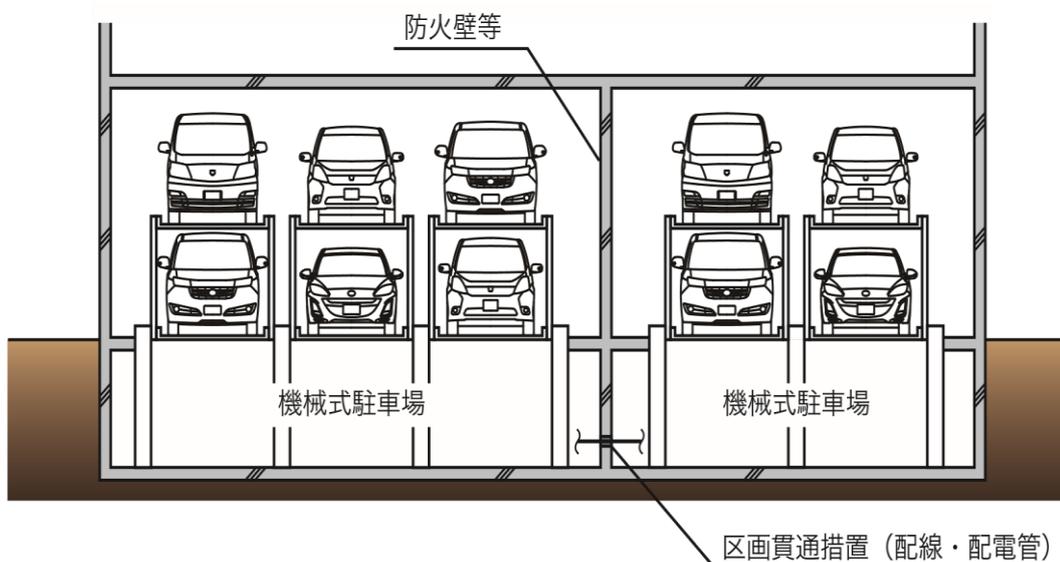
なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取扱いは、次のとおりとすること（第4-20図参照）。

- (7) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突き出させること。
- (ロ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
- (ハ) 配線、配電管が防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

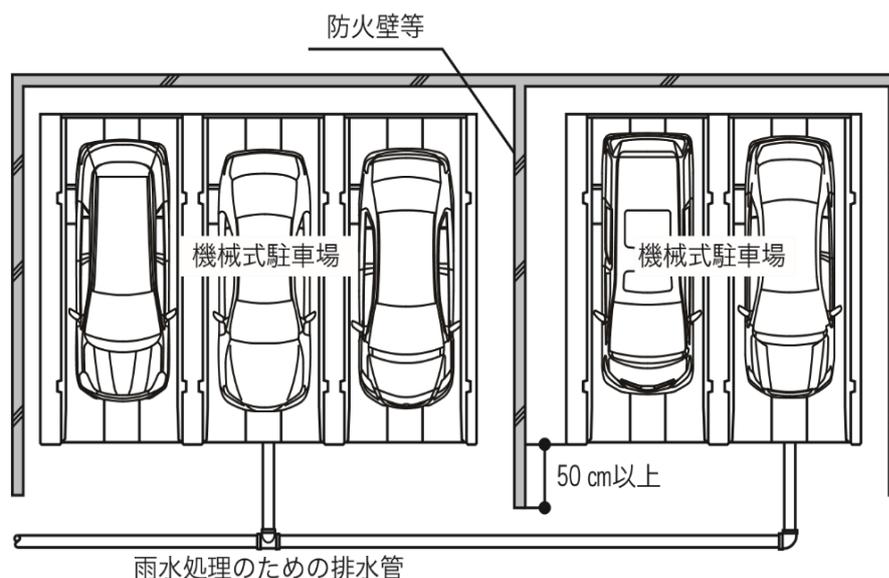
(平面図)



(防火対象物内に収納される場合)



(平面図)



第4-20図

(5) 令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下1(5)において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次によること。

ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は、床面積に算入すること。ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる（第4-21図参照）。

(7) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。

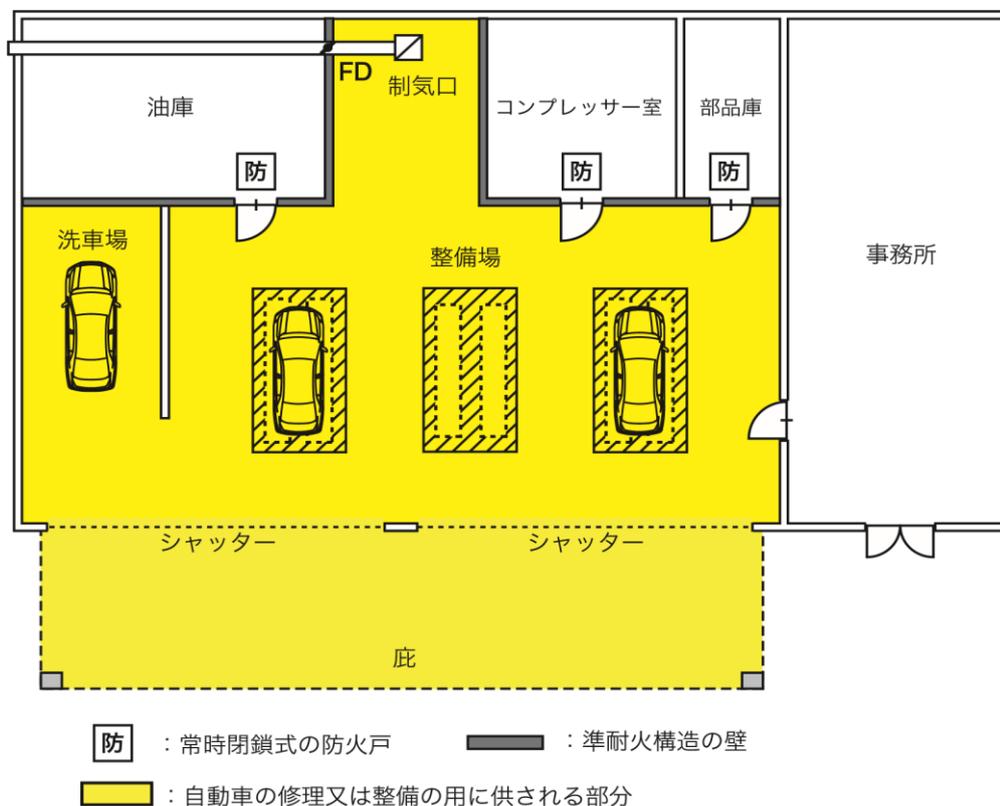
(イ) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

(ロ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(ハ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合には、当該管と不燃区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(ニ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分並びに傾斜路を除く。）は床面積に算入すること。



庇等の部分に床面積が生じた場合、その床面積を含めた合計の面積とし、基準以上となった場合は、令第13条が適用される。

第4-21図

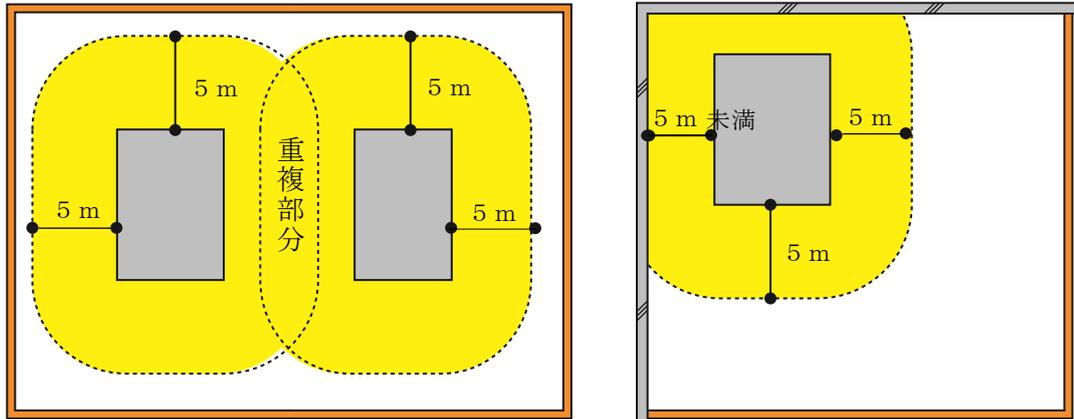
(6) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下1(6)において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下1(6)において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据付けられた部分とその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち、短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合については、重複加算しないものとする（規則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）（第4-22図参照）。

ア 5 m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離

○重複部分がある場合

○不燃材料の有効な壁がある場合



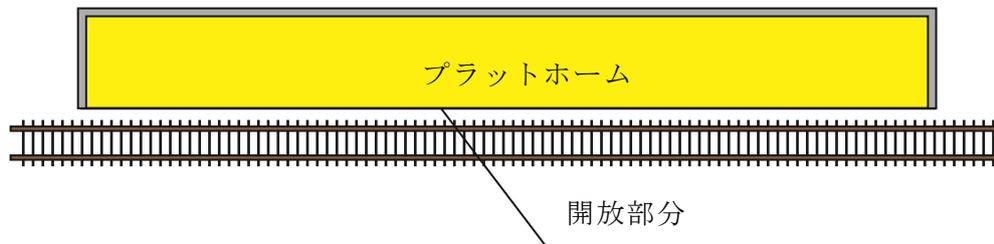
第4-22図

(7) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。

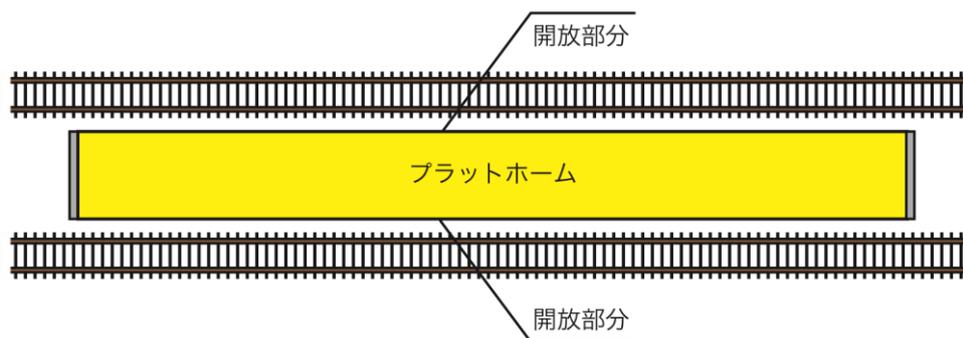
ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットフォーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く（第4-23図参照）。

- (7) 上屋の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続し続けるもの
- (4) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの

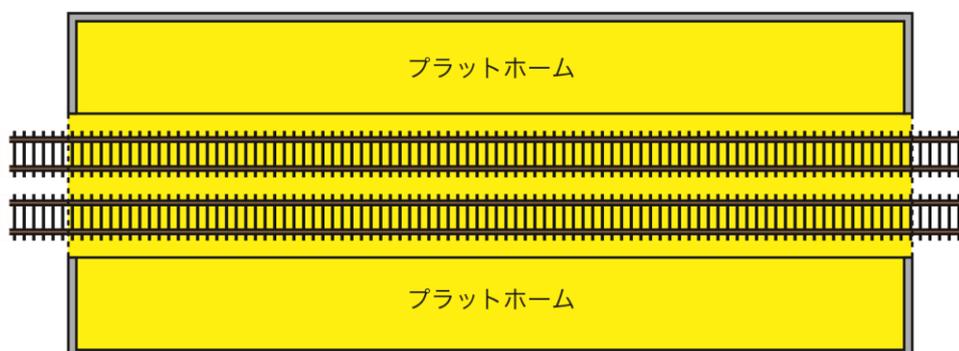
(延長方向の一面開放の例)



(延長方向の二面開放の例)



(ただし書により床面積に算入される場合の例)



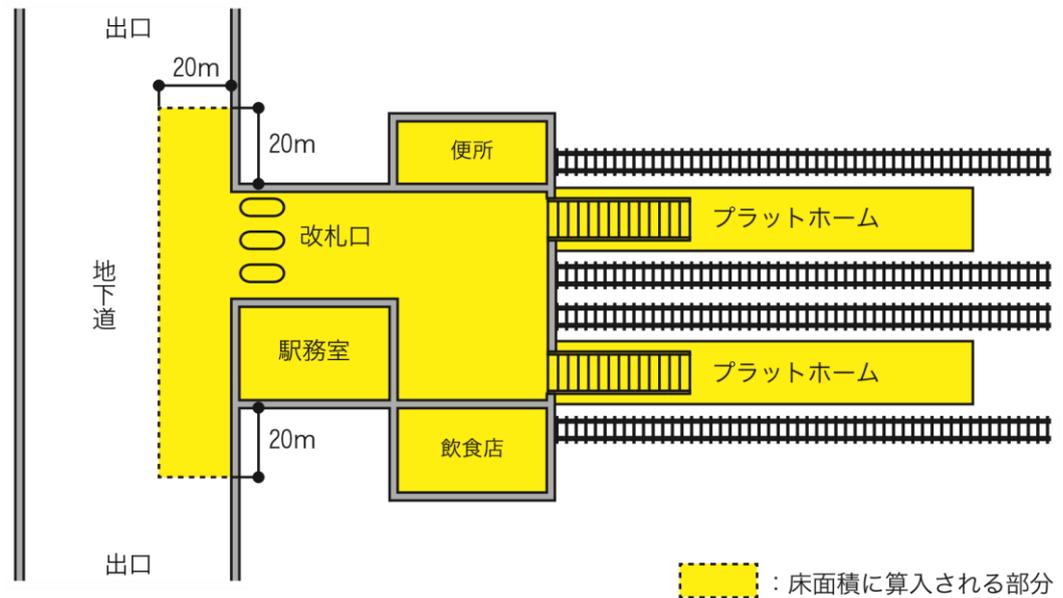
凡 例

	屋根が架かっている部分
	軌道部分
	非開放部分

第4-23 図

- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース
- (8) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること（第4-24図参照）。
- ア 改札口内については、軌道部分を除き、全てを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等については、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分をも算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当

該防火戸の部分までとする。



第4-24図

(9) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き  
 の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員  
 の算定に当たっては、当該観覧席の部分を含むものとする。

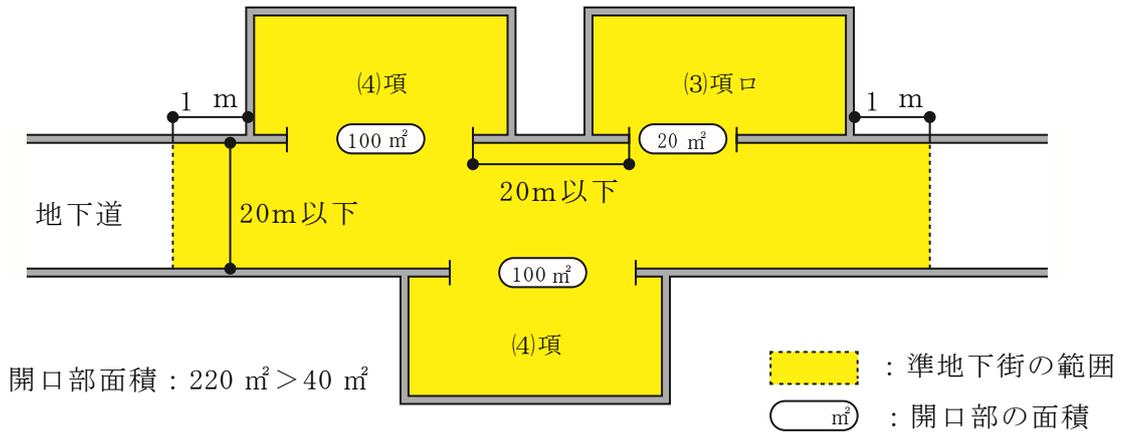
(10) 令別表第1(16の3)項に規定する防火対象物(以下この項において「準地  
 下街」という。)の床面積は、次により算定すること。

ア 準地下街の地下道は、建築物の地階の各部分から歩行距離が10m(10m未  
 満の場合は、当該距離)以内の部分の床面積に算入するものであること。た  
 だし、当該地下道に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火設備である防火戸  
 が設置されている場合は、当該防火戸の線で囲まれた部分までとすることが  
 できる。

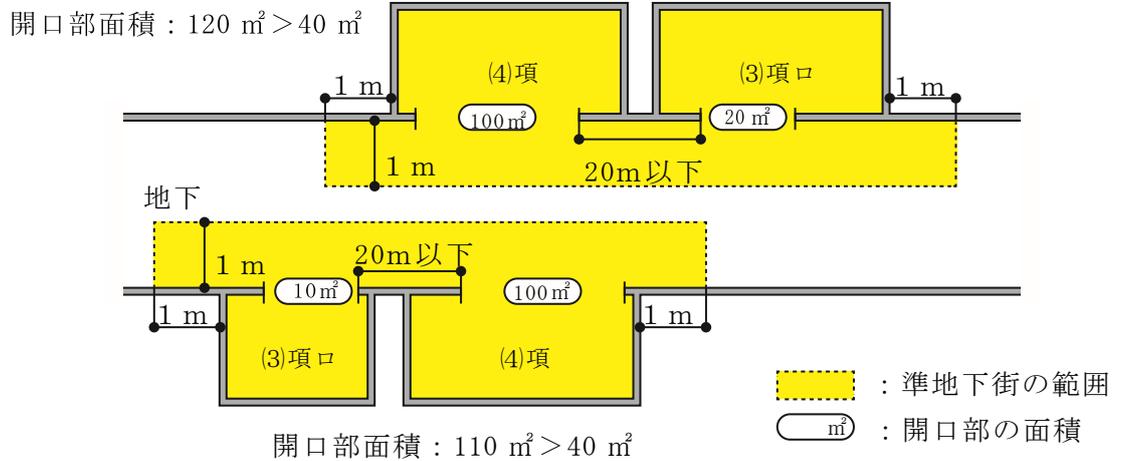
イ 令別表第1(16の3)項の規定中「建築物の地階で連続して地下道に面し  
 て設けられたもの」には、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物  
 で、地下道との接続部分の開口部(建基令第123条第3項第1号に規定する  
 付室を介して接続するものを除く。)の面積(常時閉鎖式又は随時閉鎖式の  
 特定防火設備である防火戸を有する開口部については、当該開口部の面積の  
 2分の1の面積とする。)の合計(相互間の歩行距離が20m以内の距離に存  
 する開口部の面積の合計をいう。)が40㎡以上となるものが該当するものと  
 して取り扱うものであること(第4-25図参照)。

ウ 鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火設備である防火戸で区画されている区域は、令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱うものであること。

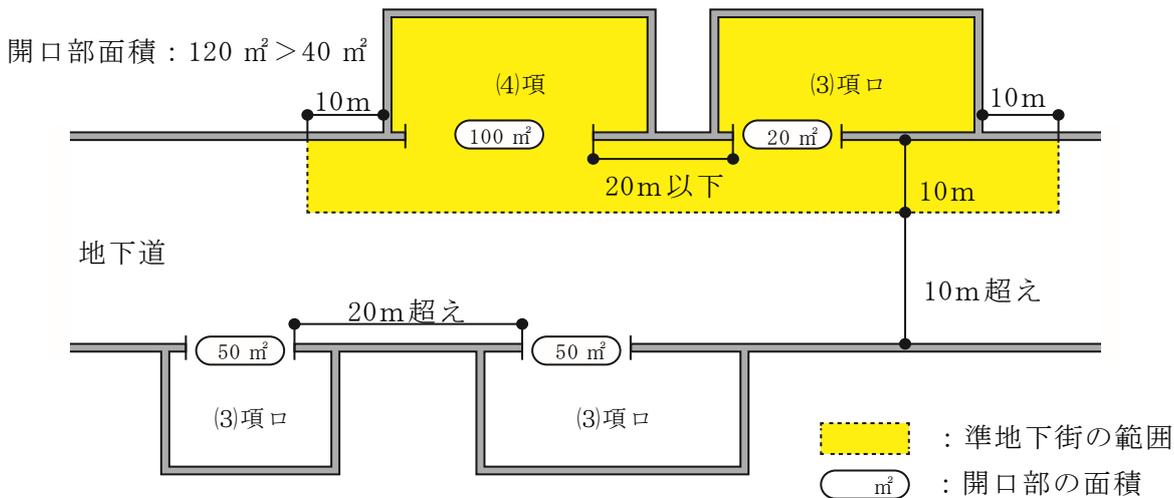
（地下道の幅員が20m以下の場合）



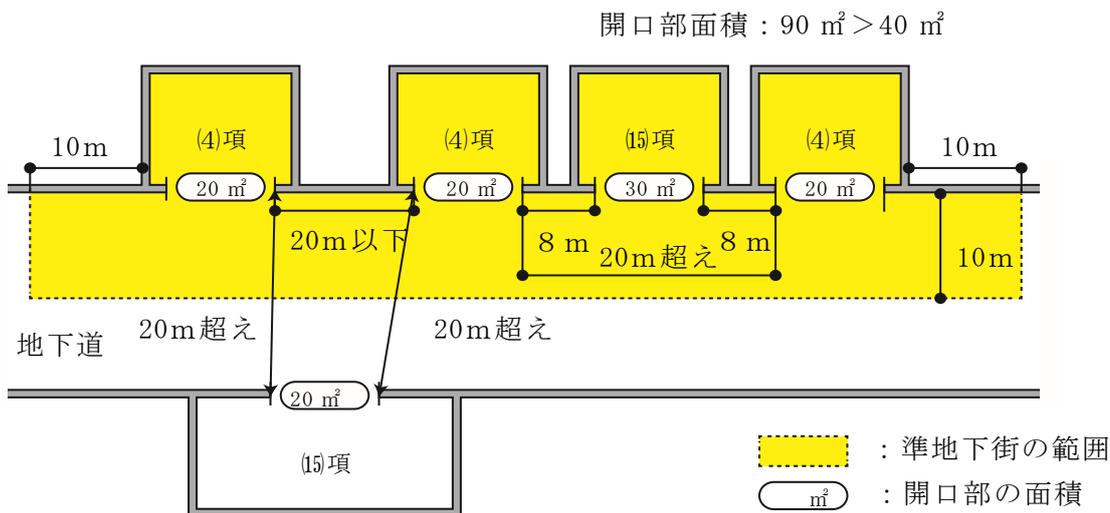
（地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合）



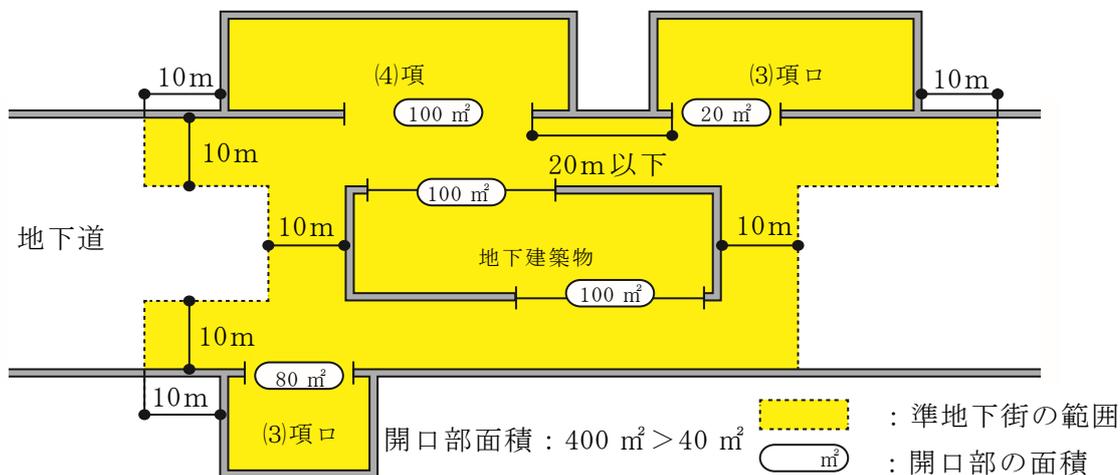
(地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合)



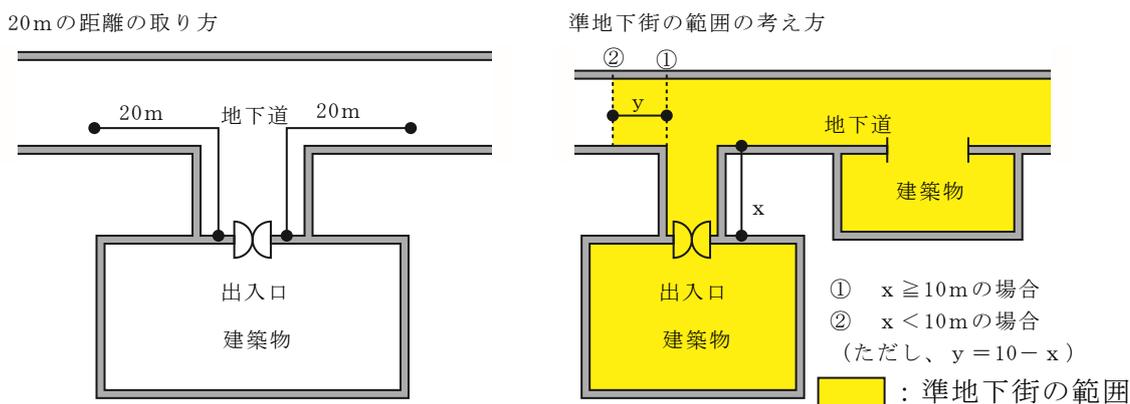
(地下道の幅員が20m以下の場合)



(地下道に地下建築物が存する場合)

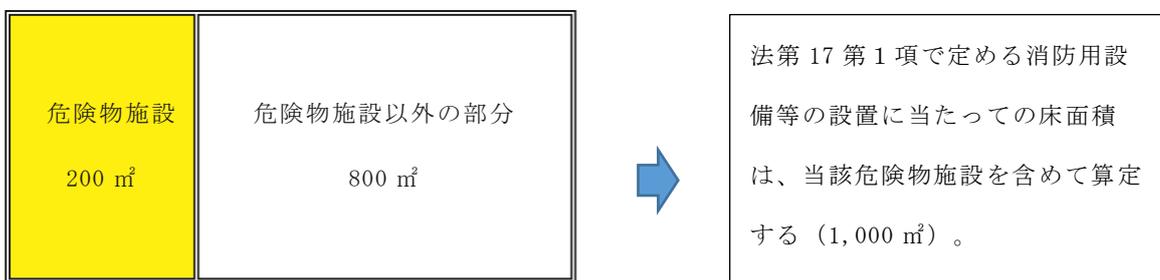


(地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合)



第4-25図

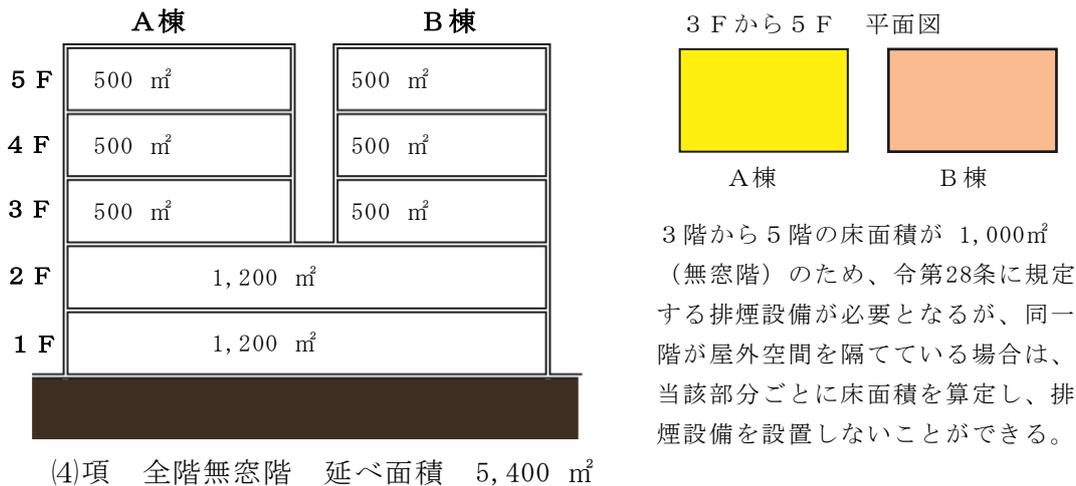
- (11) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置に当たっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。
- なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項で定める基準でなく、法第10条第4項で定める基準によるものであること（第4-26図参照）。



第4-26図

- (12) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合については、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること（第4-27図参照）。

(注) 床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。



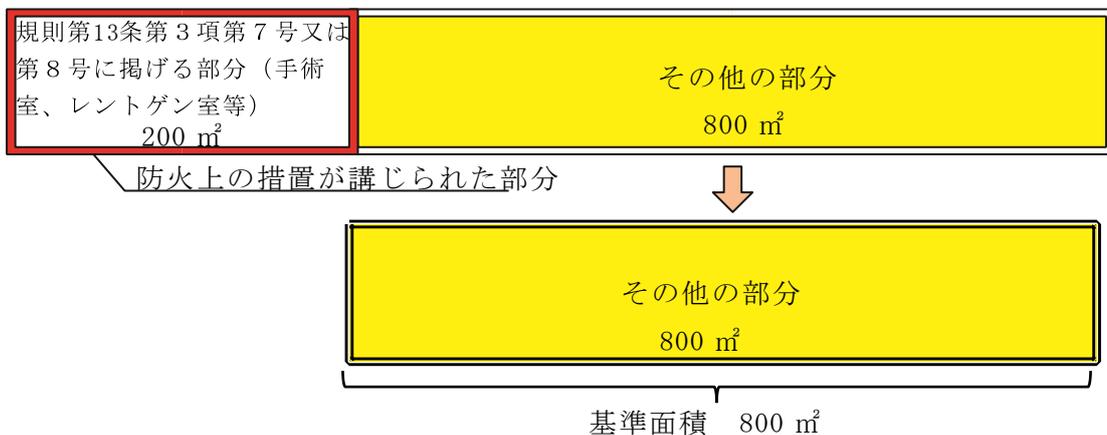
第4-27図

(13) 基準面積

基準面積（令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の取扱いは、次によること。

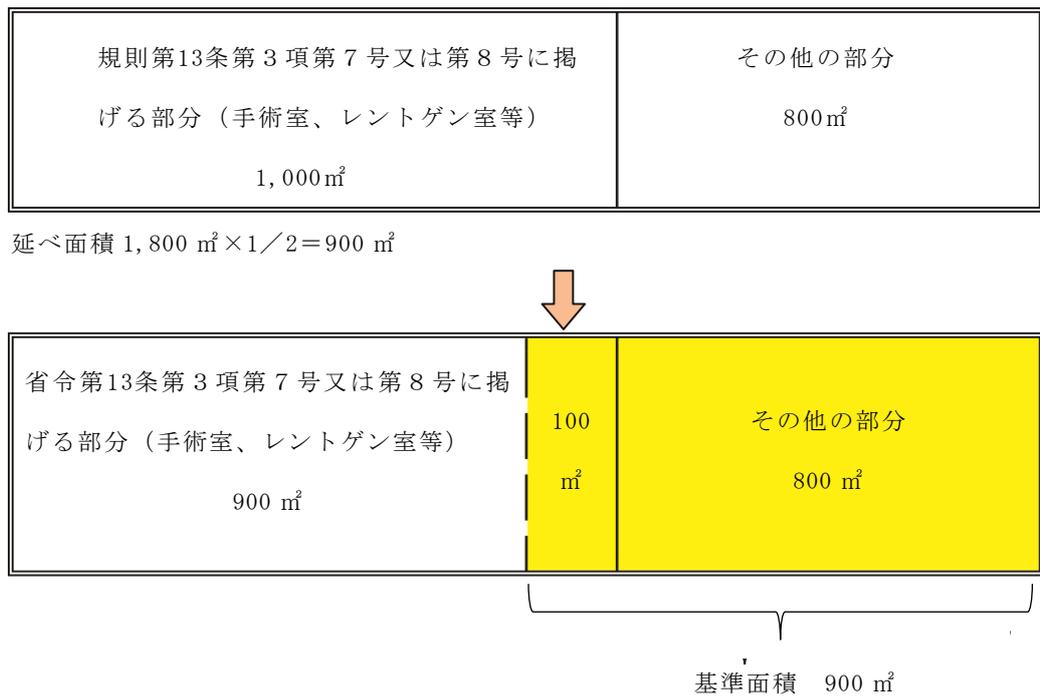
ア 基準面積とは、防火対象物の延べ面積から、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合については、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）の床面積の合計を減じた面積をいうものであること（第4-28図参照）。

- (ア) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分であること。
- (イ) エに規定する防火上の措置が講じられた部分であること。
- (ロ) 床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500m<sup>2</sup>以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。



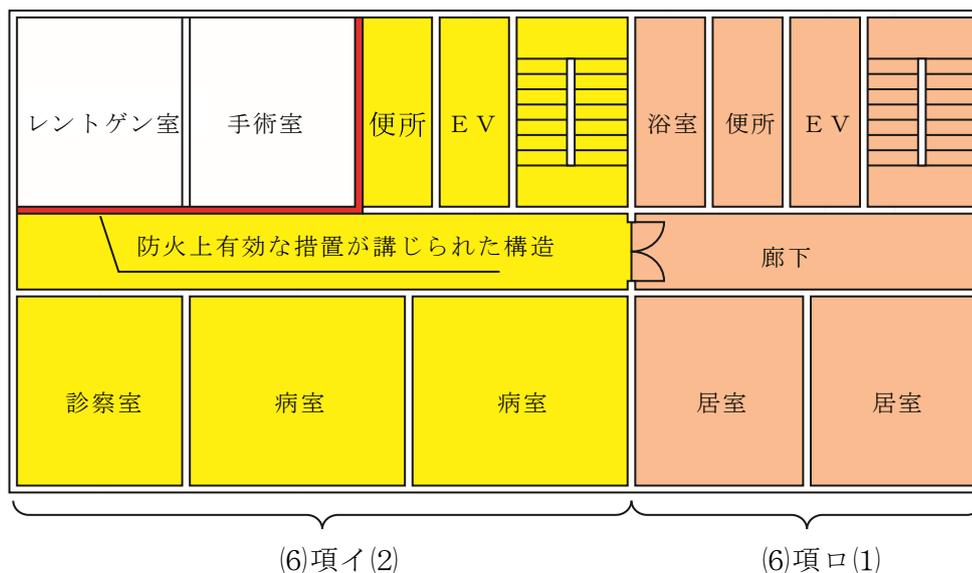
第4-28図

イ 規則第13条の5の2かっこ書きの「当該部分の床面積の合計が当該部分が  
 存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合につい  
 ては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る」とは、第  
 4-29図の例に示すとおり、基準面積は、防火対象物の延べ面積の2分の1  
 を上限とするものであること。したがって、延べ面積が2,000㎡以上の防火  
 対象物には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができ  
 ないものであること。



第4-29図

ウ 一の防火対象物に令別表第1(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供  
 される部分が併存する場合には、令第9条の規定により、それぞれの用途に  
 供される部分を一の防火対象物とみなし、基準面積が1,000㎡未満であれば  
 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものである  
 こと（第4-30図参照）。



(6)項イ(2)及び(6)項ロ(1)の基準面積が各々1,000㎡未満であれば、それぞれの用途に供される部分に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。

第4-30 図

エ 防火上の措置が講じられた部分

次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること（第4-31図参照）。

- (7) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分

なお、ここでいう「開口部」とは、配管等の貫通部（隙間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと（(4)において同じ。）。

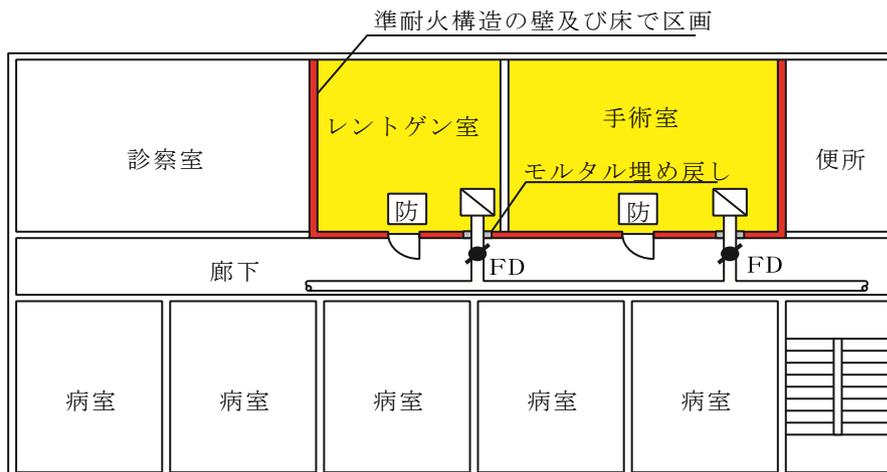
- (4) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合については、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

なお、ここでいう「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

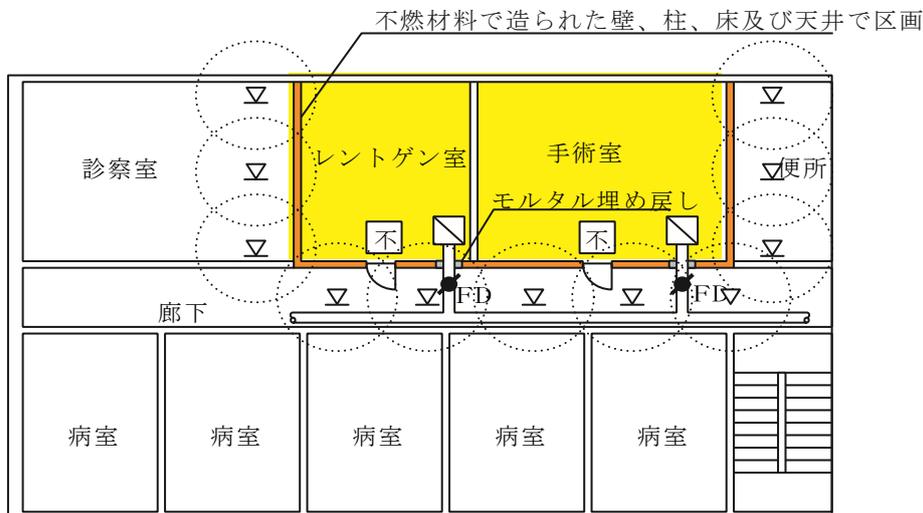
また、「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、「当該部分に隣接する部分」に令第12条第2項の規定（規則第13条第3項各号を除く。）に準

じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。この場合、令第12条第2項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。したがって、令第12条第3項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

(準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例)



(不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した)



▽	水道連結型ヘッド
防	防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）
不	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
●FD	防火ダンパー

第4-31図

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分において、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

令第12条第1項第1号及び第9号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、令第11条第1項又は第2項に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置しなければならない（第4-32図参照）。

（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合）

（例1）

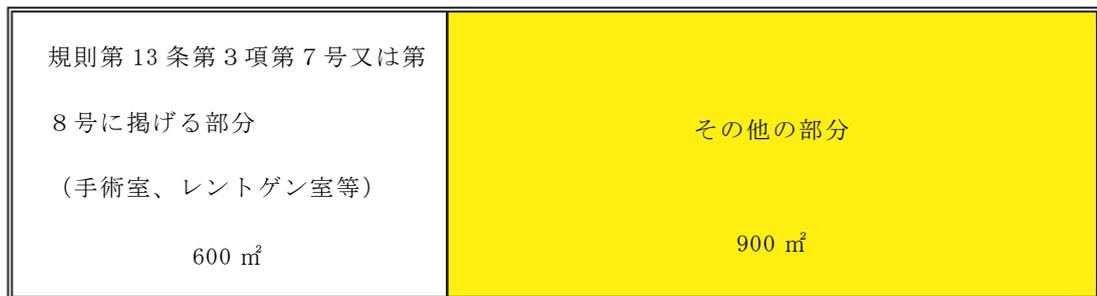
(6)項ロ(1) ≪無窓階≫ [その他の構造]



基準面積 1,000㎡未満であるが、令第11条第1項第6号の規定（無窓階で、床面積が 150㎡以上の(6)項ロに掲げる防火対象物）に該当するため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

（例2）

(6)項イ(2) ≪無窓階以外の階≫ [準耐火構造（内装制限 有）]



延べ面積1,500㎡

基準面積と規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分の床面積の合計を加算した数値が 1,500㎡であり、令第11条第1項第2号に規定する2倍（1,400㎡）以上となるため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

第4-32図

## 2 階の取扱い

消防用設備等の設置に当たっての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

(注) 床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。

ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。

なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。

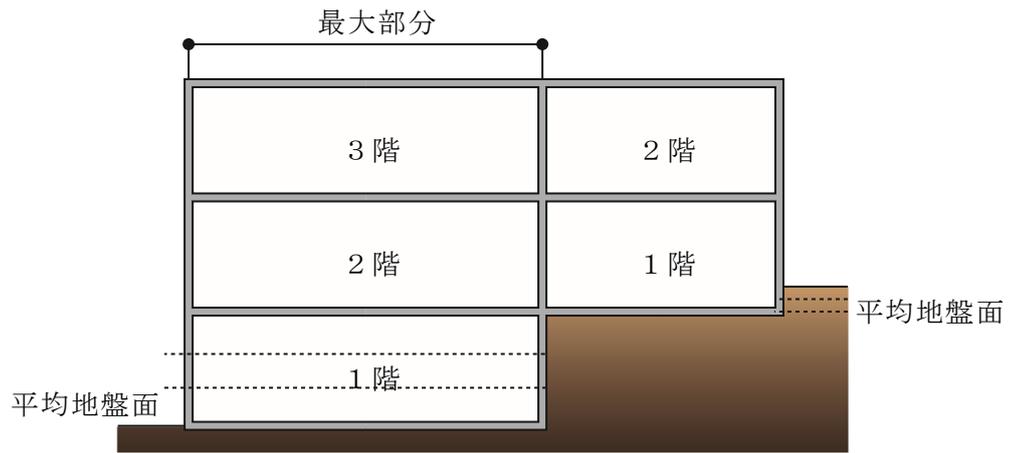
イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。

ウ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

なお、階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合についてはこの限りでない。

- (3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は、階数に算定しないこと。

- (4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものについては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと（第4-33図参照）。



第4 - 33図

第5 無窓階

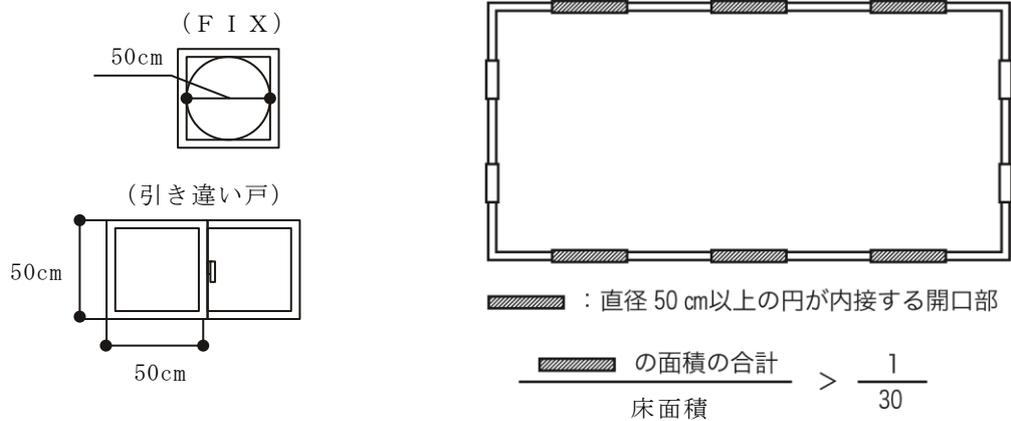
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の5によるほか、細部については次により取り扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

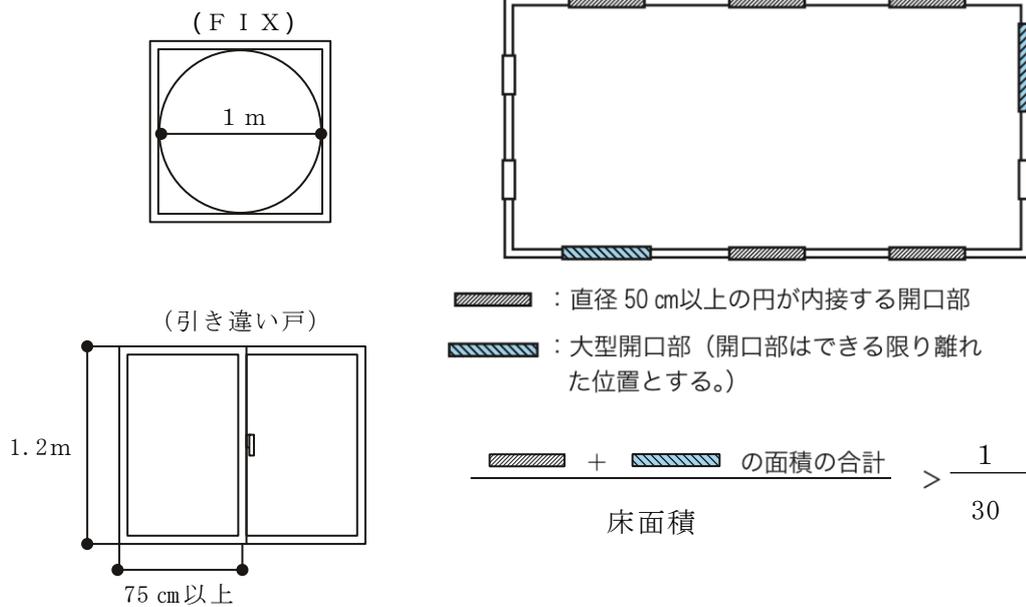
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること（第5-1図参照）。



第5-1図

(2) 10階以下の階

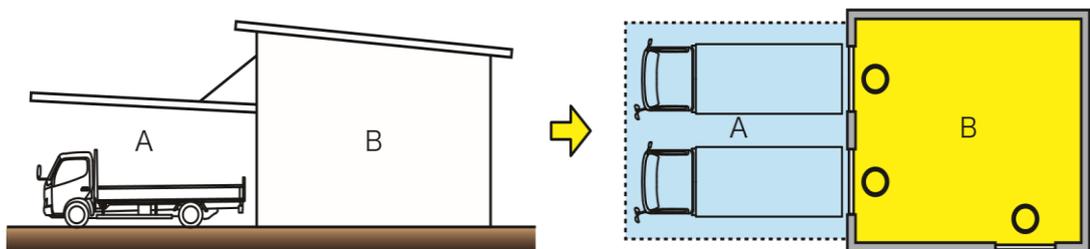
前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること（第5-2図参照）。



第5-2図

(3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする（第5-3図参照）。

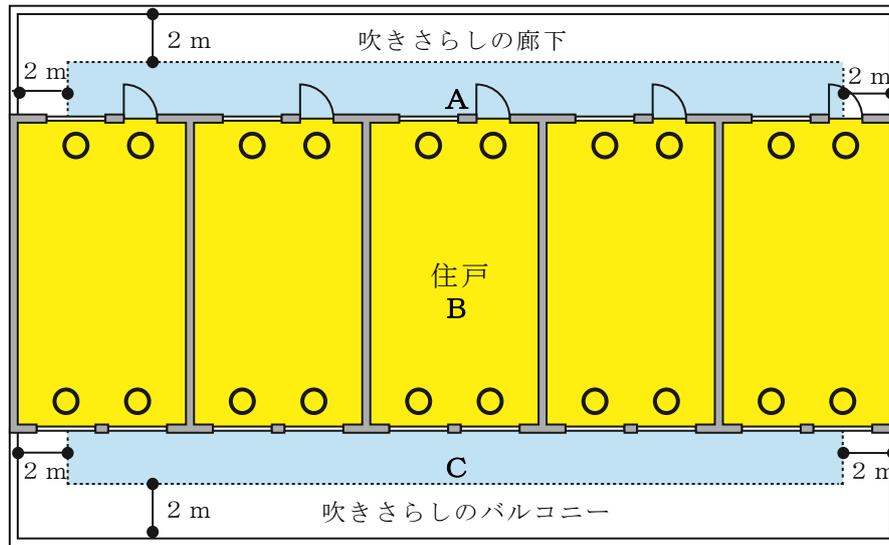
例1 令別表第一(14)項に掲げる防火対象物



○：有効開口として取り扱う部分

ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって、建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

例2 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



○：有効開口部として取り扱う部分

吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2mを超える部分が床面積に算入される。したがって、建築物の床面積は、住戸部分の面積Bと合算して(A+B+C)となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

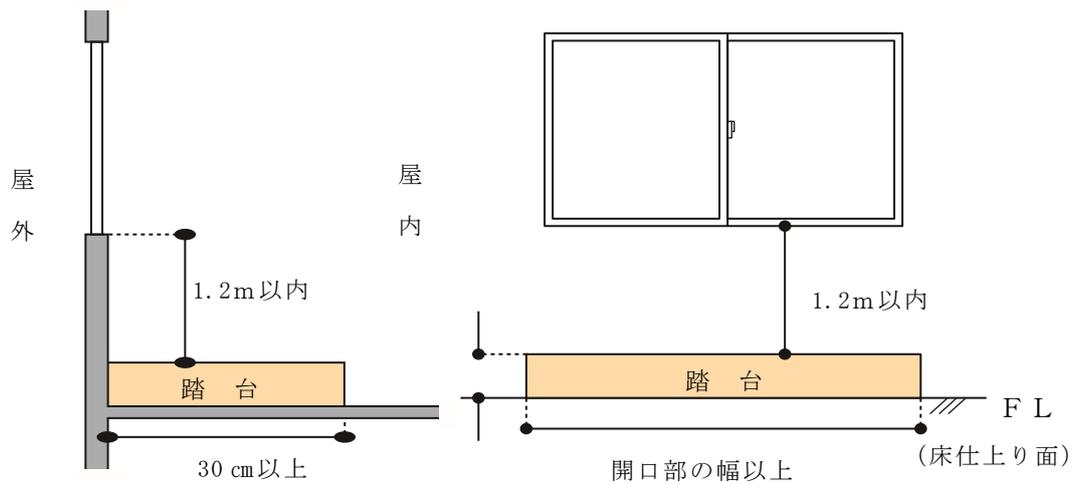
第5-3図

2 開口部の位置

(1) 規則第5条の5第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

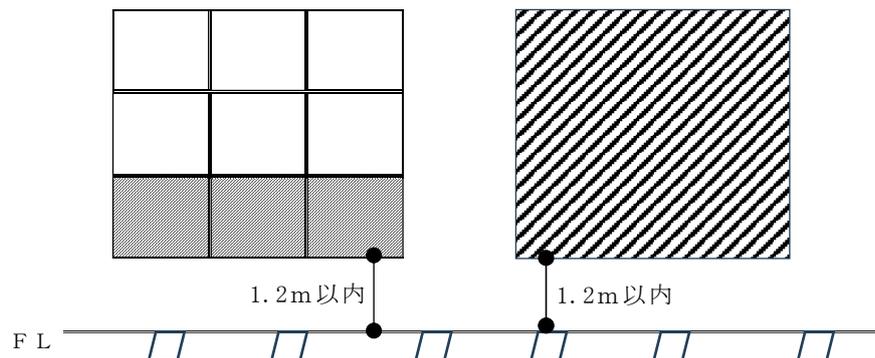
ア 踏台は原則として認めないが、次の条件の全てに適合する場合はこの限りでない(第5-4図参照)。

- (イ) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (ロ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- (ハ) 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (ニ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (ホ) 避難上支障がないこと。



第5-4図

イ 開口部が容易に外すことができない棧等で仕切られている場合は、下端が床面から 1.2m 以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと（第5-5図参照）。



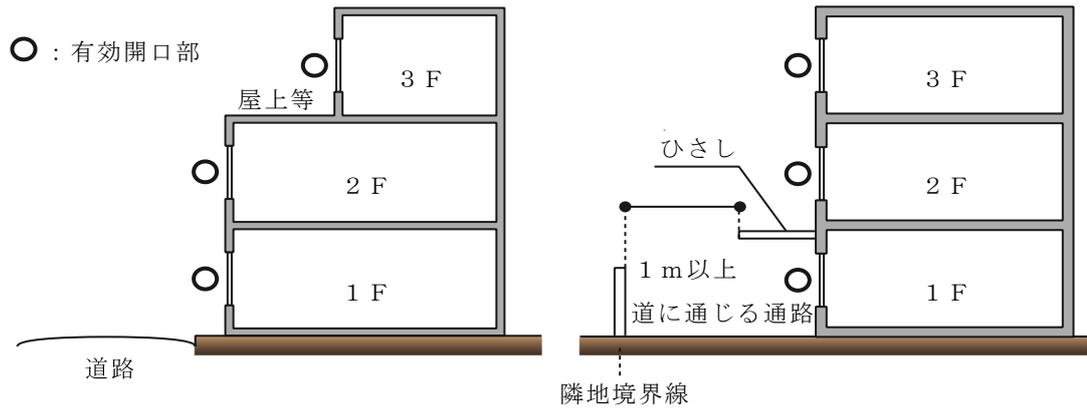
斜線部を有効開口として取り扱うこと。

第5-5図

(2) 規則第5条の5第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる（第5-6図参照）。

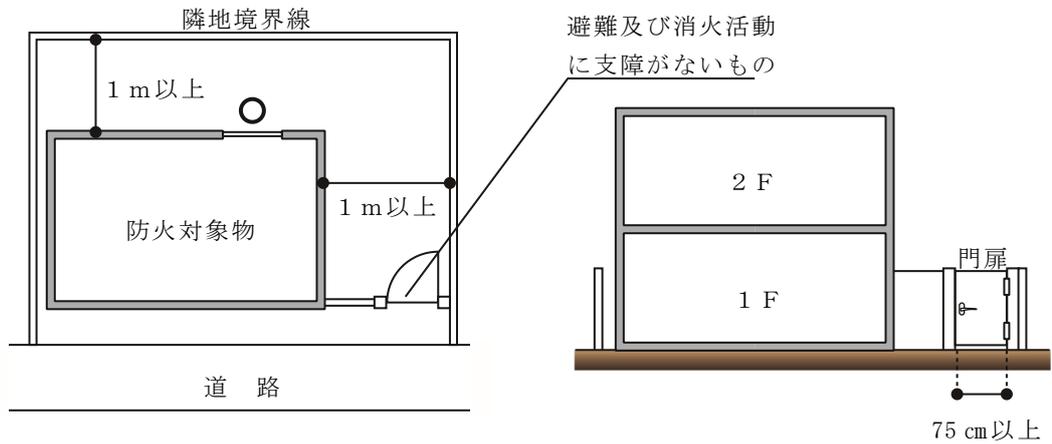
ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの

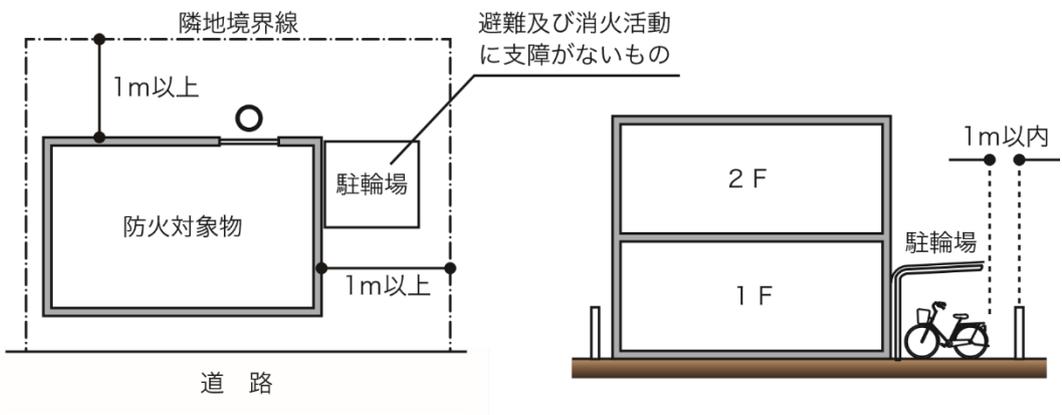


第5-6図

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第5-7図参照）



※門扉の幅が75cm以上、高さが1.5m以下で、かつ、当該出入口が、内外から容易に避難及び進入できる場合は、認めて差し支えない。  
 なお、容易に避難及び進入できるものの判断は、建物の用途、施錠方法等から判断すること。

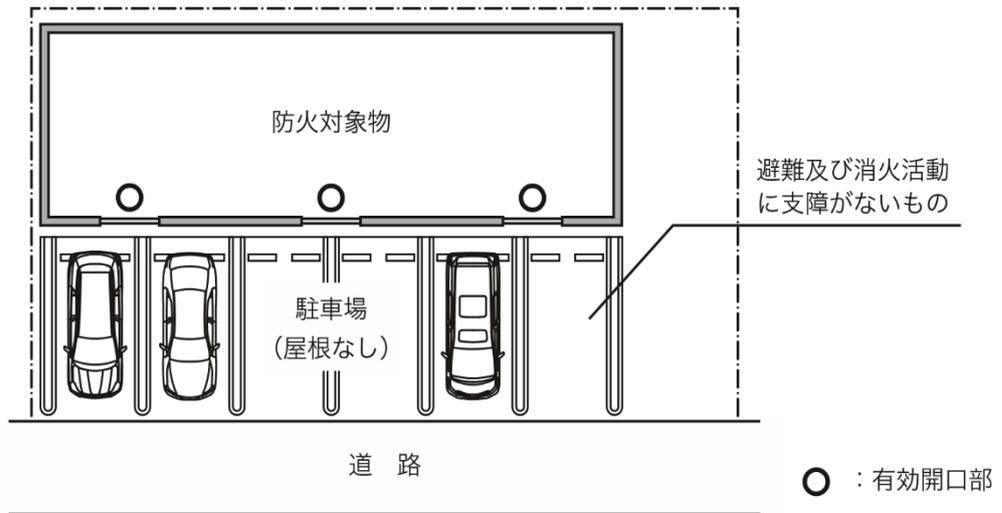


※ラック式駐輪場は避難上支障のあるものと判断する。

○：有効開口部

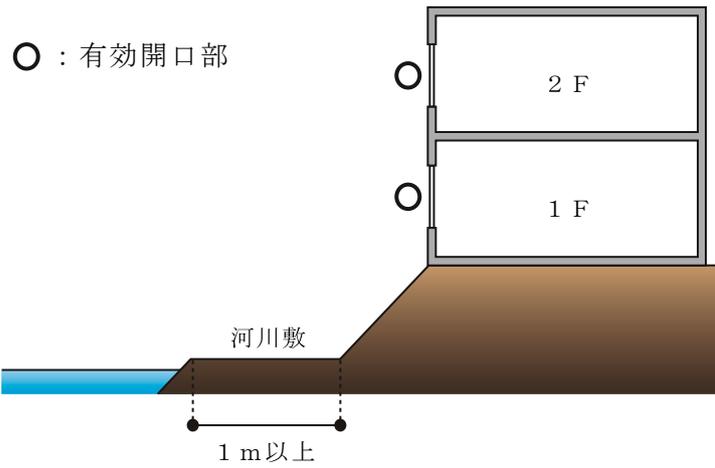
第5-7図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第5－8図参照）



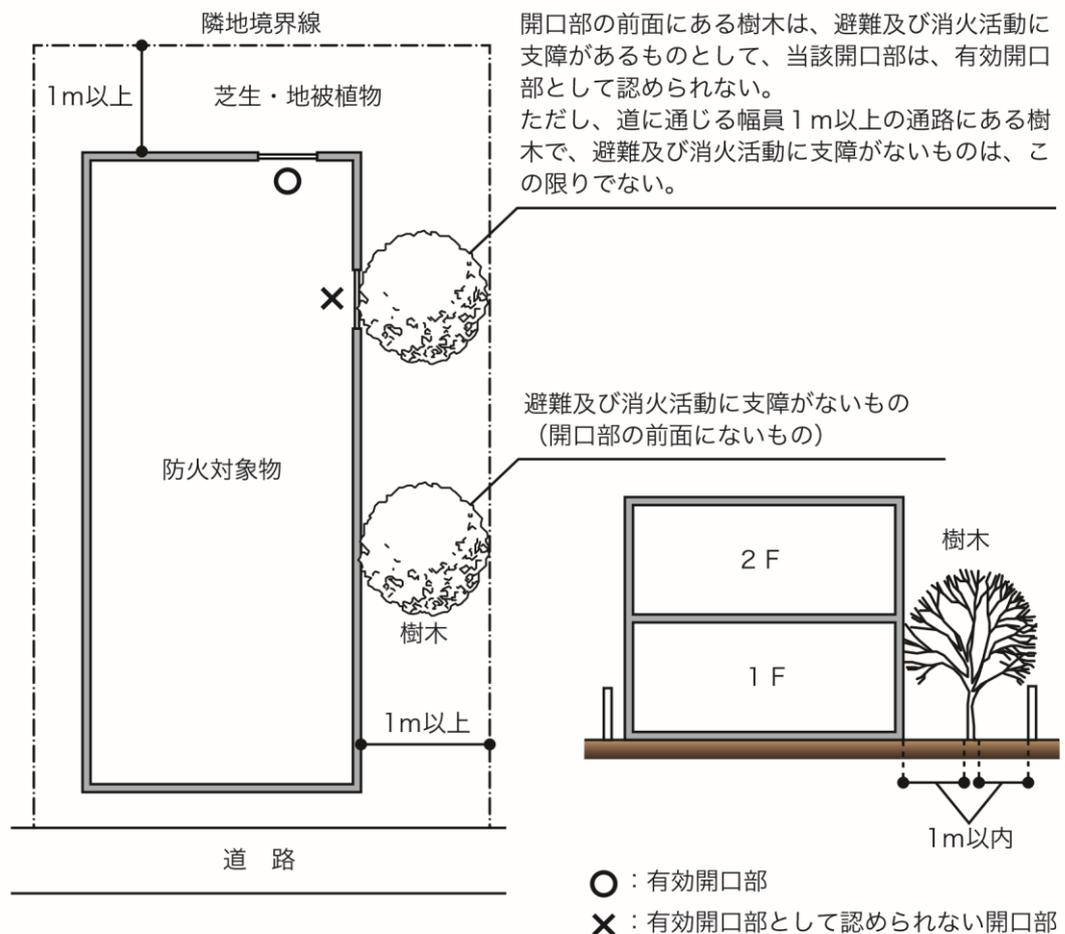
第5－8図

オ 傾斜地、河川敷その他消火活動が有効に行えるもの（第5－9図参照）



第5－9図

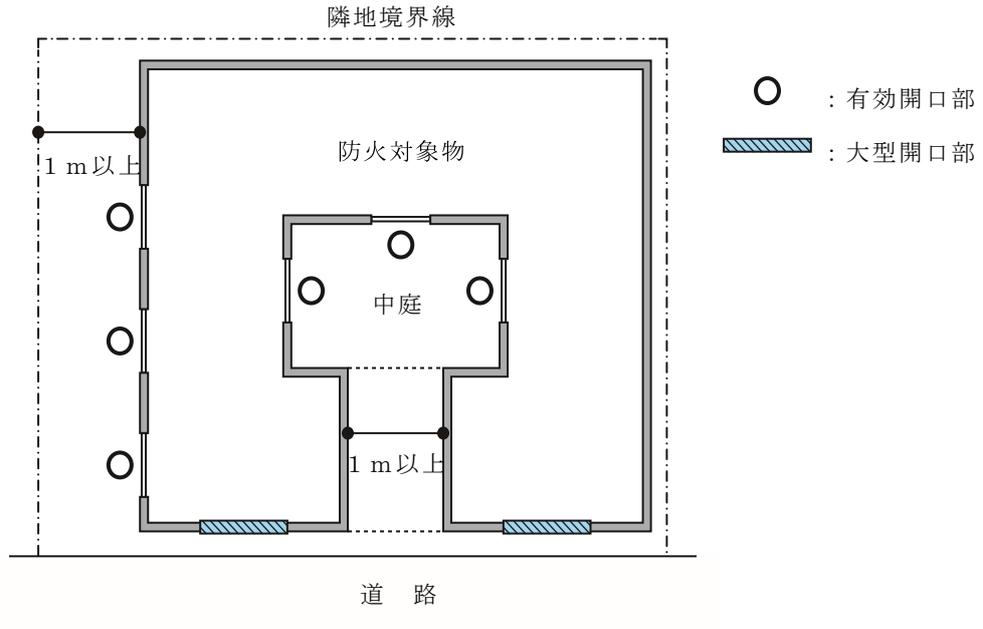
カ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの。ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く（第5－10図参照）。



第5－10図

キ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次の全てに適合するもの（第5－11図参照）

- (7) 通路の幅員は1 m以上であること。
- (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
- (ロ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。

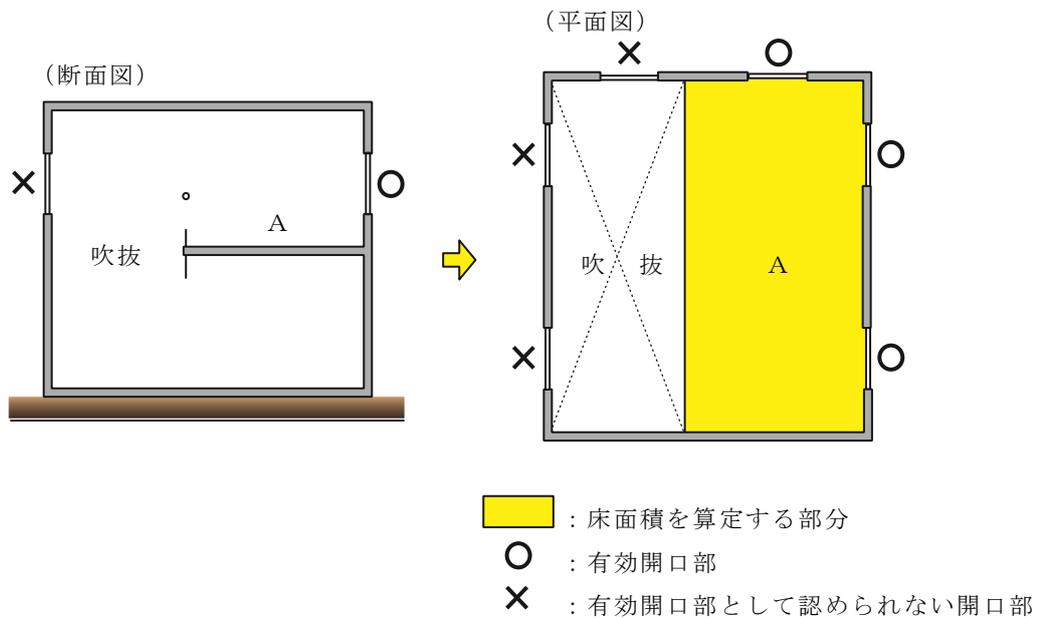


第5-11図

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする  
 (第5-12図参照)。

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



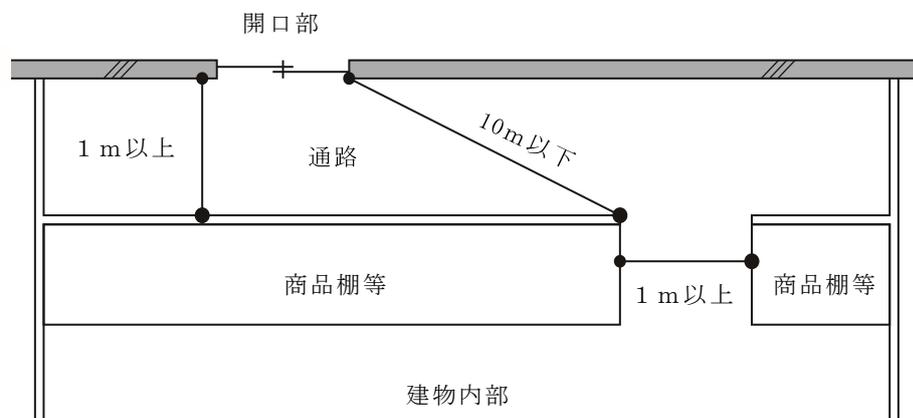
第5-12図

(4) 規則第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う(第5-13図参照)。

ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次の全てに適合するもの

- (7) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。
- (8) 通路、間仕切壁等の出入口の幅員は、おおむね1 m以上であること（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合は、その最小のものとする。）。
- (9) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第5-13 図

ウ 有効開口部に面する室内外の部分には、避難上又は消火活動上支障となる物品等を置かないこと。ただし、キャスター付きの什器等で容易に移動が可能であると認められるもの（コンビニエンスストアに置かれているマガジラック等）又は高さが1.2m以下の棚等で、その上部が通行可能なもの（有効寸法の算定については、当該棚等の部分は含まない。）については、この限りでない。

### 3 開口部の構造

規則第5条の5第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

#### (1) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部から

の一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。

(2) シャッター付開口部

ア 軽量シャッター（J I S A 4704で定めるスラットの板厚が 1.0mm以下のものをいう。）等で手動式のもの

(7) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動又は自動（非常電源付きのものに限る。）で開放できるもの

(4) 屋外から水圧によって解錠できる装置を備えたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品に限る。）

(7) 原則として前(7)又は(4)によるが、避難階又はこれに準ずる階（屋外階段又は人工地盤等を利用して、当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。以下この項において同じ。）に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(4) 共同住宅の住戸部分に設ける雨戸又はシャッターで、バルコニー等に面して設けられ、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

イ その他のシャッター

(7) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(4) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(7) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年消防予第 251号）に適合しているものに限る。）

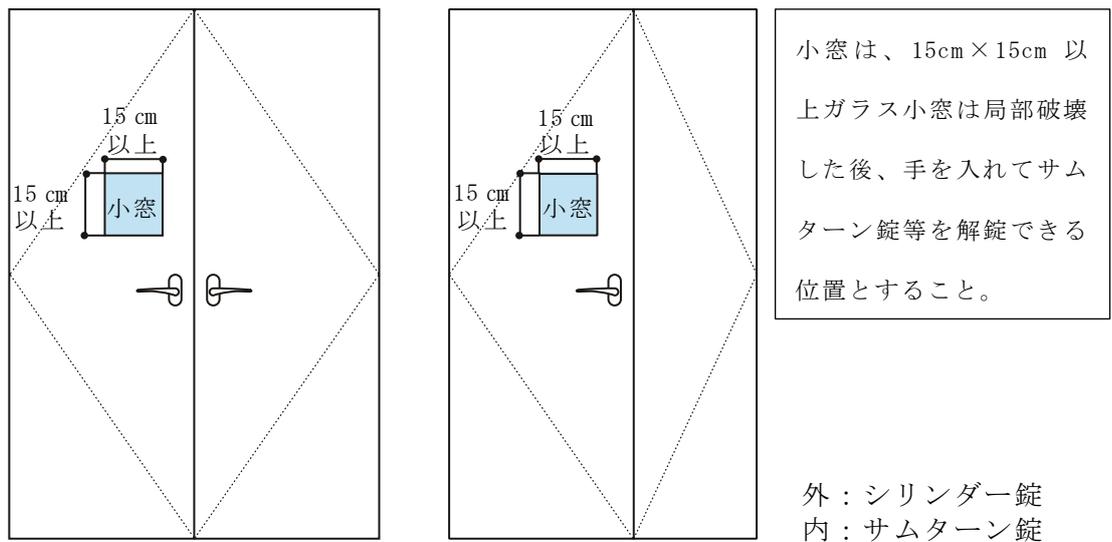
a 電動式の開放装置には、非常電源が附置されていること。

b 開放装置の送水口は、避難階又はこれに準ずる階に設けられていること。

c 送水口のホース接続口は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1 m以下に設けられていること。

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む（第5-14図参照）。



第5-14 図

イ 電動式ドアで、次の (7) 又は (i) のいずれかに該当するもの

(7) 第5-1 表において、開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

(i) 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの

ウ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して解錠できるもの（電気錠等）

エ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠、その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）

(4) 二重窓

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）

又はシャッター付き開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わせられたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

第5-1表

開口部の条件 ガラス開口部の種類		判 定		
		足場有り	足場無し	
普通ガラス ※1	厚さ8mm以下（6mmを超えるものは、ガラスの大きさがおおむね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。）	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ10.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
網入りガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ10.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス	厚さ5.0mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
耐熱性ガラス ※2	厚さ5.0mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	※3	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	※4	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び鉄線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			
低放射ガラス	基板（板ガラス等）について本表により評価し、判断する。			

【備考】

※1 普通ガラスとは、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射板ガラス等をいう。

※2 強度が普通ガラス（厚さ6.0mm以下）と同等のものに限る。（例：耐熱結晶化ガラス（製品名「ファイアライト」））

※3

- ① フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス
- ② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

※4

- ① フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil

(膜厚1.52mm)以下) + フロート板ガラス (厚さ 5.0mm以下) の合わせガラス

② 網入板ガラス (厚さ6.8mm以下) + P V B (ポリビニルブチラール) (60mil (膜厚1.52mm)以下) + フロート板ガラス (厚さ 6.0mm以下) の合わせガラス

③ フロート板ガラス (厚さ3.0mm以下) + P V B (ポリビニルブチラール) (60mil (膜厚1.52mm)以下) + 型板ガラス (厚さ 4.0mm以下) の合わせガラス

#### 【凡例】

○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分 (第5-2表の例によること。) を有効開口部として算定に加えることのできるもの (クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。)

×…有効開口部として扱えないもの

#### 【その他】

① 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。

② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

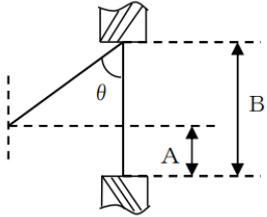
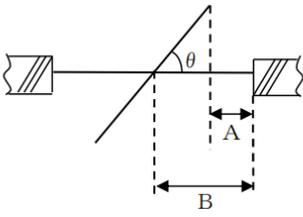
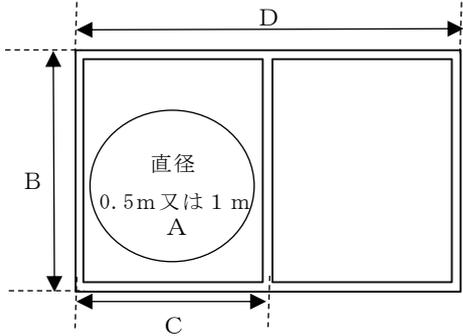
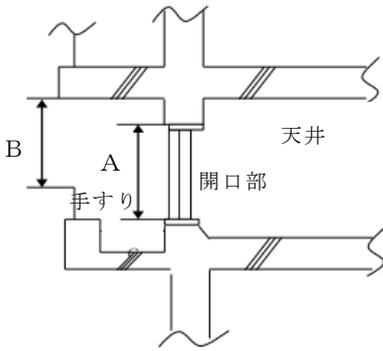
③ 開口部に開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部として扱えないものとする。

④ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム (内貼り用、外貼り用は問わない。) を貼付したガラスは、第5-1表の基板ガラスによって、判断することができるものとする。

a 基材がポリエチレンテレフタレート (P E T) 製で、基材の厚みが  $100\mu\text{m}$  以下のもの

b 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが  $400\mu\text{m}$  以下のもの

第5-2表

	型 式	判 断
突 き 出 し 窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	<p>Aの部分とする。                  (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
回 転 窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	<p>Aの部分とする。                  (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
引 き 違 い 窓 (上 げ 下 げ 窓 を 含 む。)	 <p>(注) 1 A及びC = <math>1/2 D</math>                  2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又は<math>B \times C</math>とする。                  なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。  <math>B = 1.0\text{m}</math> (0.65m) 以上  <math>C = 0.45\text{m}</math> (0.4m) 以上                  (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合</p>
あ る 場 合 外 壁 面 に バ ル コ ニ ー 等 が		<p>Aの部分とする。                  なお、Bは1m以上で手すりの高さは、1.2m以下とする。</p>

#### 4 その他

##### (1) 小規模な倉庫等の取扱い

延べ面積が 150㎡未満の特定された少数の関係者のみが使用する倉庫等で、消火活動上支障のないものは、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

##### (2) テント倉庫の取扱い

特定された少数の関係者のみが使用するテント倉庫（主要骨組に鋼材を使用し、ロープ又は支線などを補助材としたものに合成繊維又は無機繊維の膜材を用いて外構を覆う工法によるテント製倉庫用構造物をいう。）で、外部から容易に破壊ができ、かつ、消火活動上支障のないものは、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

##### (3) 営業中無窓階でないものが、閉店後無窓階となる場合の取扱い

営業中は、規則第5条の5で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる状況が明確な場合の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。ただし、消火活動上においても必要であることを考慮し、努めて閉店後においても無窓階とならないように、進入可能な開口部とすること。●

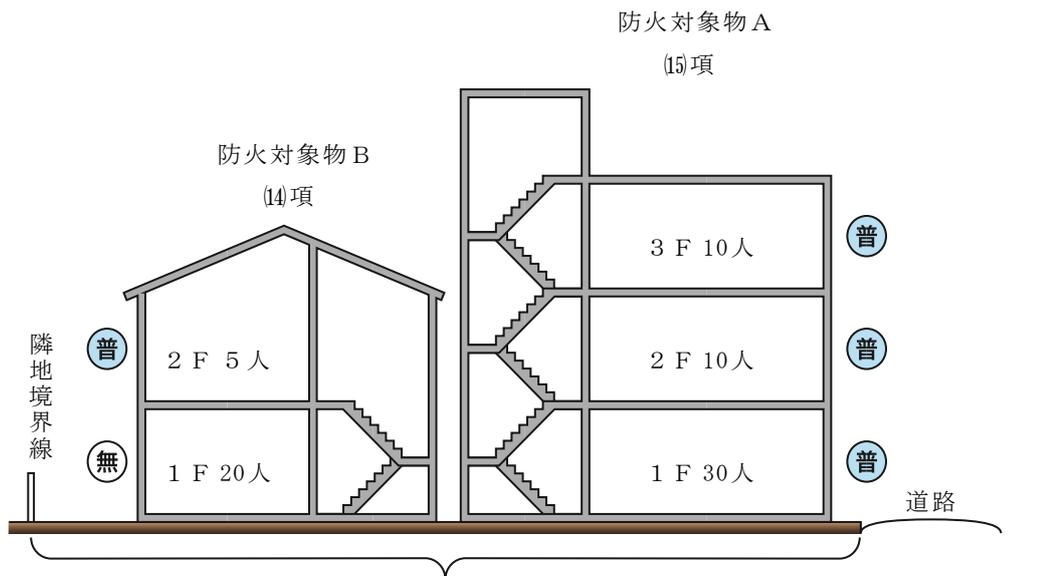
第6 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）、又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと（第6-1図参照）。

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 令第25条の規定については、階収容人員により適用する。



同一敷地内の管理権原者が同一の防火対象物

○普：無窓階以外の階

○無：無窓階

第6-1図

防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防火管理者	A	(15項)	棟収容人員 50人	75人
		B	(14項)	棟収容人員 25人	
令第24条	非常警報設備	A	(15項)	棟収容人員 50人	
		B	(14項)	階収容人員（1階・無窓階）20人	
令第25条	避難器具	A	(15項)	階収容人員（3階）10人	

## 2 共通の取扱い

### (1) 従業者の取扱いは次によること。

- ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものについては、従業者として取り扱わない。
- イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態については、その合計とすること。
- ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- エ 階単位で収容人員を算定するに当たって、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の椅子等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

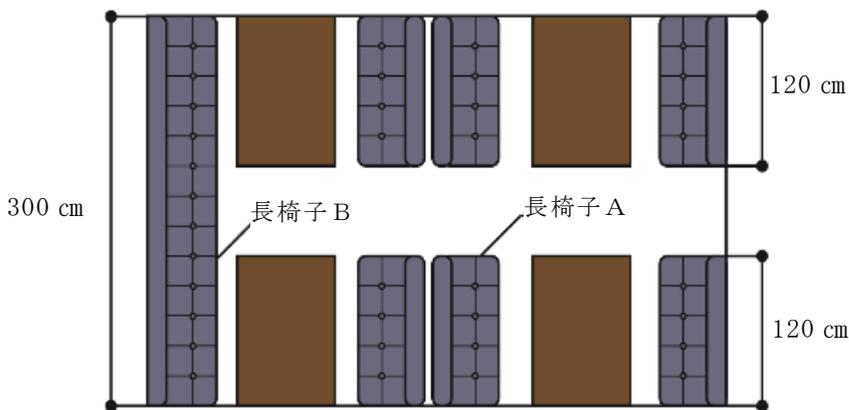
### (2) 収容人員を算定するに当たっての床面積の取扱いは、次によること。

- ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室における算定の際に生じた端数については、切り上げること。
- イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物についても通念上必要と認められる場合は準用すること。

### (3) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

- ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。  
また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。
- イ 「固定式の椅子席」とは、個々の椅子が一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。
- ウ 「その他の部分」とは、固定式の椅子席又は立見席を設ける部分以外の客

席の部分の意味で、非固定式（移動式）の椅子席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう（令別表第1(4)項を除く。）。  
 エ 長椅子席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長椅子について除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと（第6-2図参照）。



第6-2図

飲食店（令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合  
 ○長椅子A： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人  
 ○長椅子B： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人  
 合計：12人+6人=18人

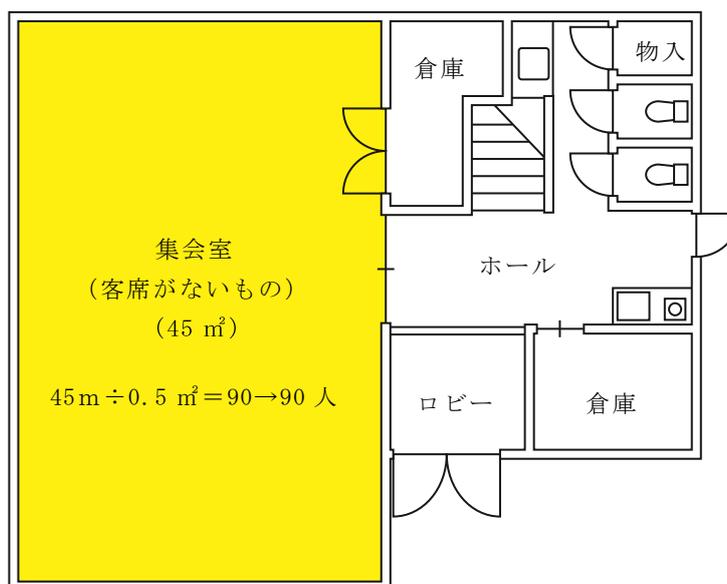
オ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等別に算定した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用に当たっては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

### 3 防火対象物の区分ごとの取扱い

#### (1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

区分	算定方法
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

- ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。
- イ 「立見席を設ける部分」とは、椅子を置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、椅子席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれないこと。
- ウ 「その他の部分」とは、固定式の椅子席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動椅子を使用する客席部分をいうものであること。
- エ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を  $0.5\text{m}^2$  で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること（第6－3図参照）。



第6－3図

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物（第6－4図参照）

区分	算定方法	
(2)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式の椅子席が設けられている場合は、当該椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
(3)項	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

- (ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式の椅子席の数とする。
- (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
- (ロ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。
- (ハ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
- (ニ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。
- (ホ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
- (ヘ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

イ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

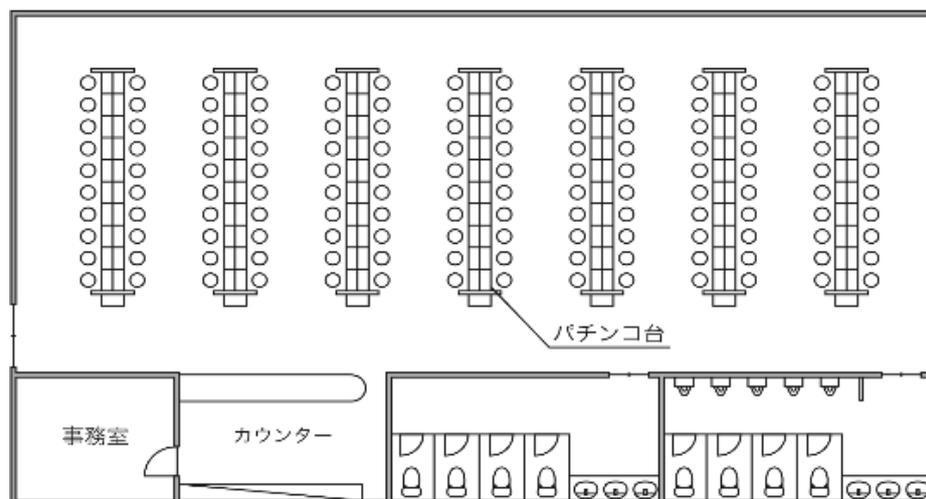
エ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

オ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (7) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
- (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
- (ロ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
- (ハ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
- (ニ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

カ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外の椅子が設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式の椅子（ソファー、掘りごたつ等を含む。）とみなし、算定すること。

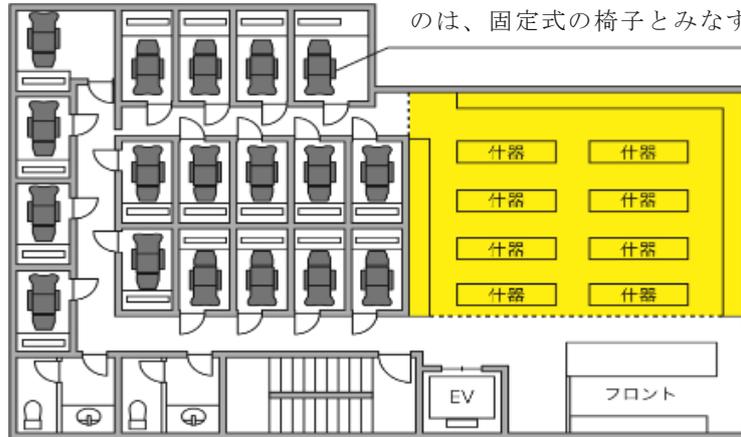
(パチンコ店の算定方法例)



- 従業者の数：10人
  - 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
    - ・パチンコ台140台→140人
- 階収容人員：150人

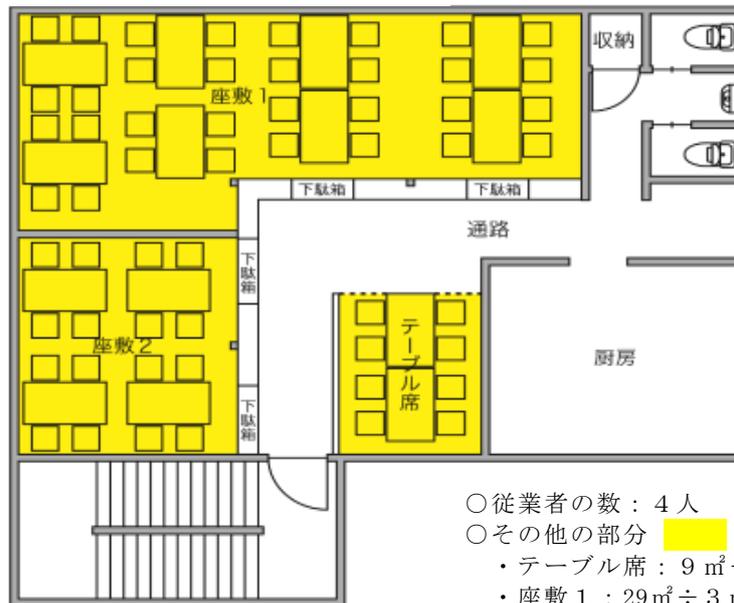
(個室ビデオの算定方法例)

常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式の椅子とみなす。



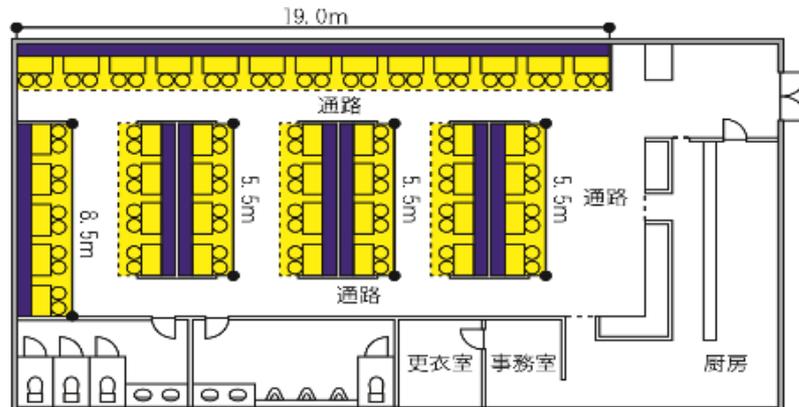
- 従業者の数：2人
  - 固定式の椅子席：18席→18人
  - その他の部分 ：44㎡÷3㎡≒14.6→14人
- 階収容人員：34人

(飲食店の算定方法例) 例1



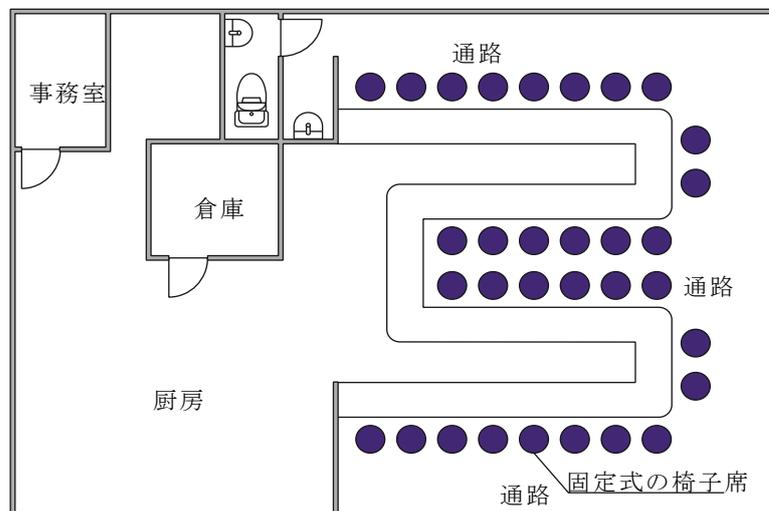
- 従業者の数：4人
  - その他の部分 
    - ・テーブル席：9㎡÷3㎡=3→3人
    - ・座敷1：29㎡÷3㎡=9.6→9人
    - ・座敷2：11㎡÷3㎡=3.6→3人
- 階収容人員 19人

(飲食店の算定方法例) 例2



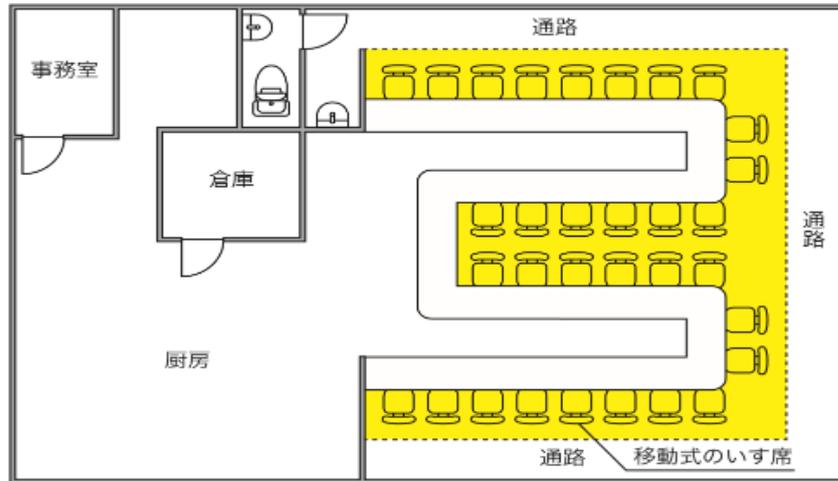
- 従業者の数：6人
- 飲食の用に供する部分
  - 固定式の椅子席（長椅子）
    - ・  $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
    - ・  $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
    - ・  $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人  $\times 6 = 66$ 人
  - その他の部分
    - ・  $(29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (18\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (8\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 6 \text{か所})$
    - 9人 + 6人 + 2人  $\times 6$ か所 = 27人      階収容人員：154人

(飲食店の算定方法例) 例3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式の椅子席）：32席  $\rightarrow$  32人
- 階収容人員：35人

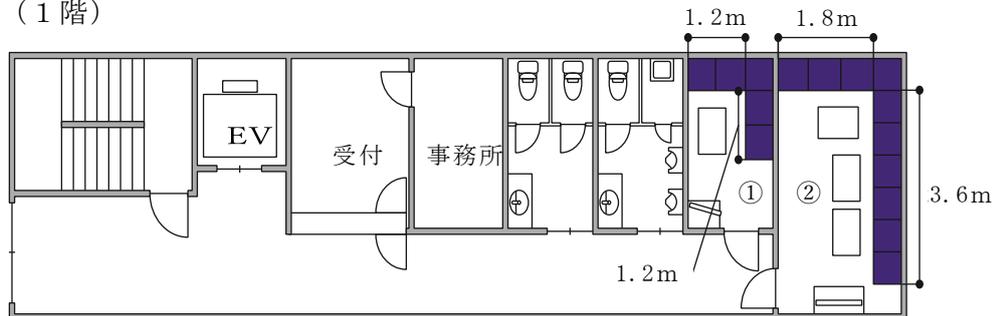
(飲食店の算定方法例) 例4



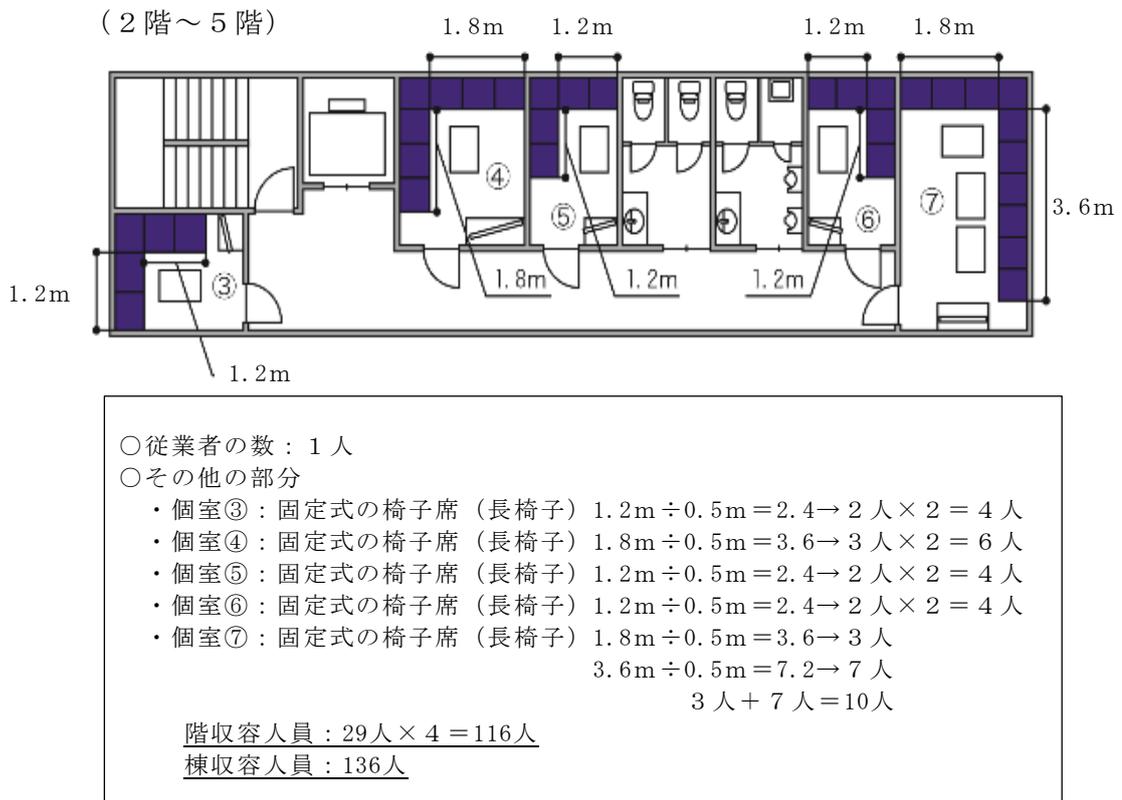
- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人
- 階収容人員：13人

(カラオケボックスの算定方法例)

(1階)



- 従業者の数：6人
- その他の部分
  - ・個室①：固定式の椅子席（長椅子） $1.2\text{ m} \div 0.5\text{ m} = 2.4 \rightarrow 2 \times 2 = 4$ 人
  - ・個室②：固定式の椅子席（長椅子） $1.8\text{ m} \div 0.5\text{ m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人
  - $3.6\text{ m} \div 0.5\text{ m} = 7.2 \rightarrow 7$ 人
  - $3 \text{ 人} + 7 \text{ 人} = 10 \text{ 人}$
- 1階収容人員：20人



第6-4図

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物（第6-5図参照）

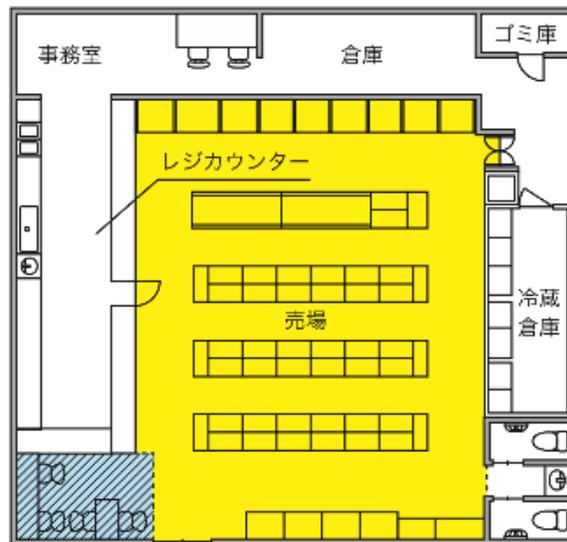
区分	算定方法
(4)項	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数</p>

ア 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱うこと。

イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品置場等は含まれないこと。

ウ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式の椅子席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



- 従業者の数：3人
  - 主として従業者以外の者の使用に供する部分
    - ・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数  
 飲食コーナー 13㎡ ÷ 3㎡ ≒ 4.3 → 4人
    - ・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数  
 売 場 90㎡ ÷ 4㎡ ≒ 22.5 → 22人
- 階収容人員：29人

第6-5図

(4) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（第6-6図参照）

区分	算定方法
(5)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡）で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ア 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とする  
 こと。

イ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

ウ 和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。オにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、

この限りでない。

エ 和式の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

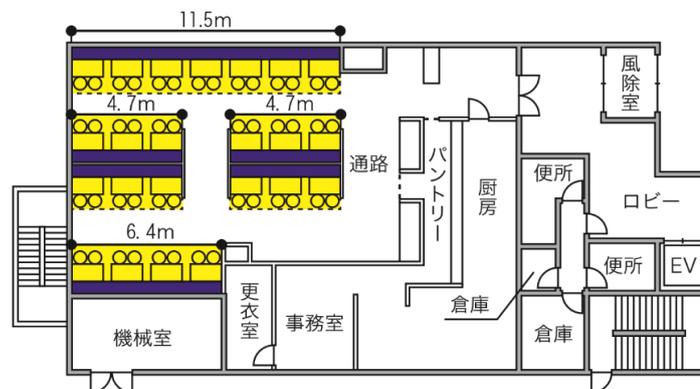
オ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

カ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

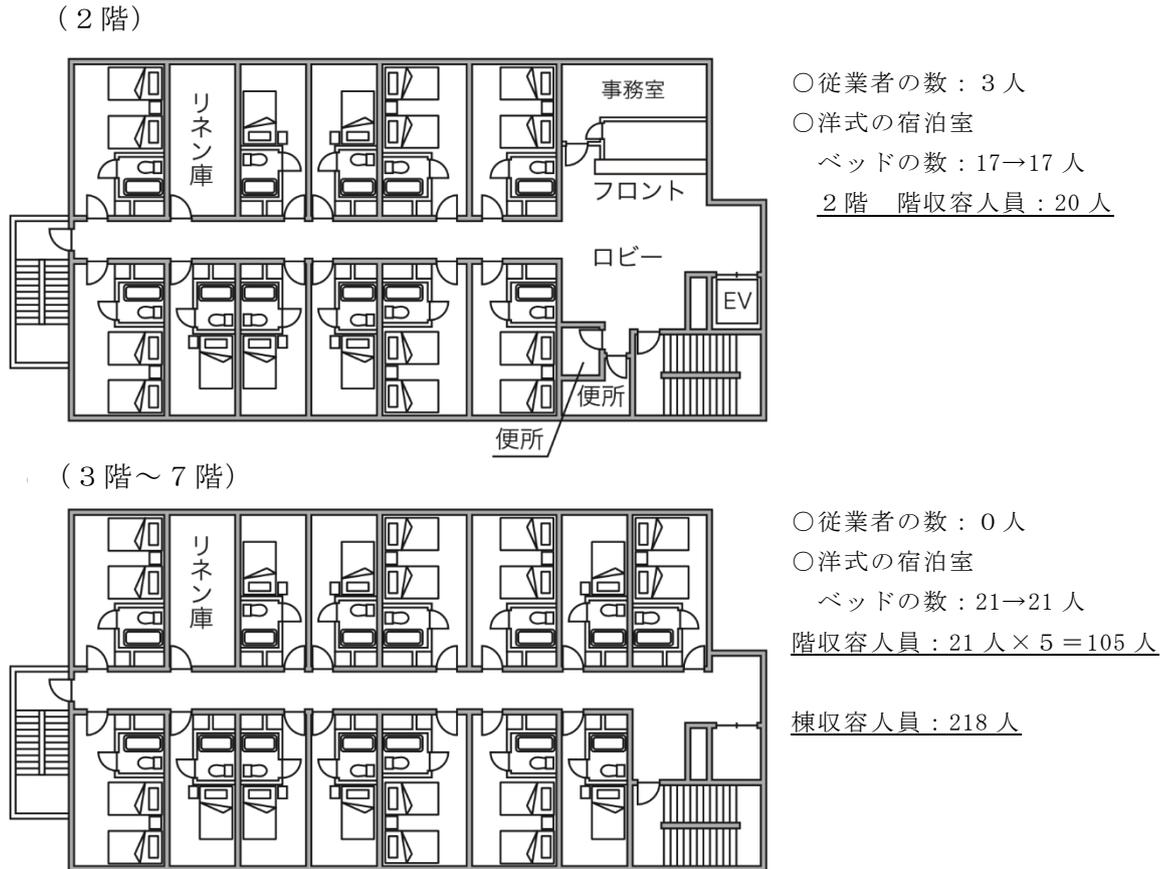
キ 旅館・ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について算定し、全体の収容人員に合算すること。

(ホテルの算定方法例)

(1階)



- 従業者の数：6人
  - 飲食の用に供する部分
    - 固定式の椅子席（長椅子） ■■■■
    - ・  $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
    - ・  $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
    - ・  $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9\text{人} \times 4 = 36$ 人
    - その他の部分 ■■■■
    - ・  $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{か所})$   
 $\approx 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{か所} = 16$ 人
- 1階 階収容人員：93人



第6-6図

(5) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

ア 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。

イ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第6-1表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第6-1表

住戸のタイプ	1 K、1 DK	2 LDK	3 LDK	4 LDK
	1 LDK、2 DK	3 DK	4 DK	5 DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

(6) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（第6-7図参照）

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。

イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。

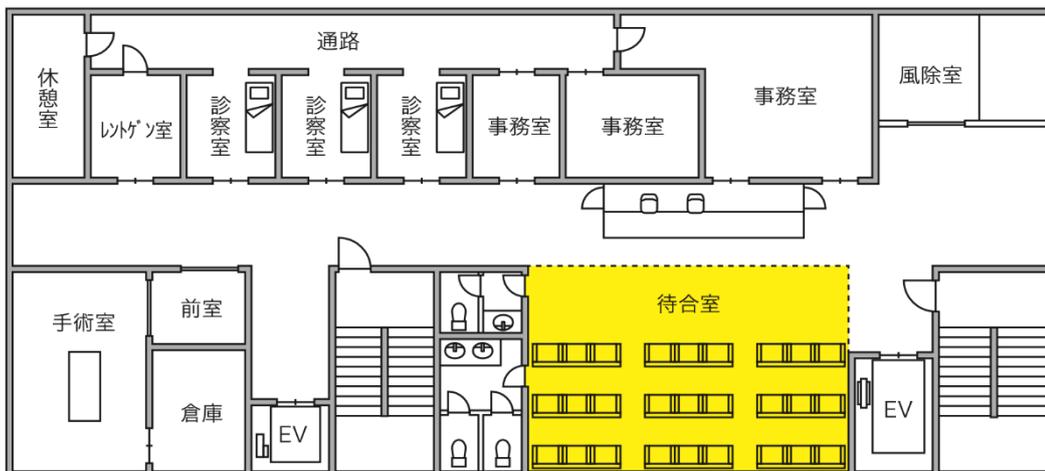
ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

エ 婦人科病院の場合については、未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

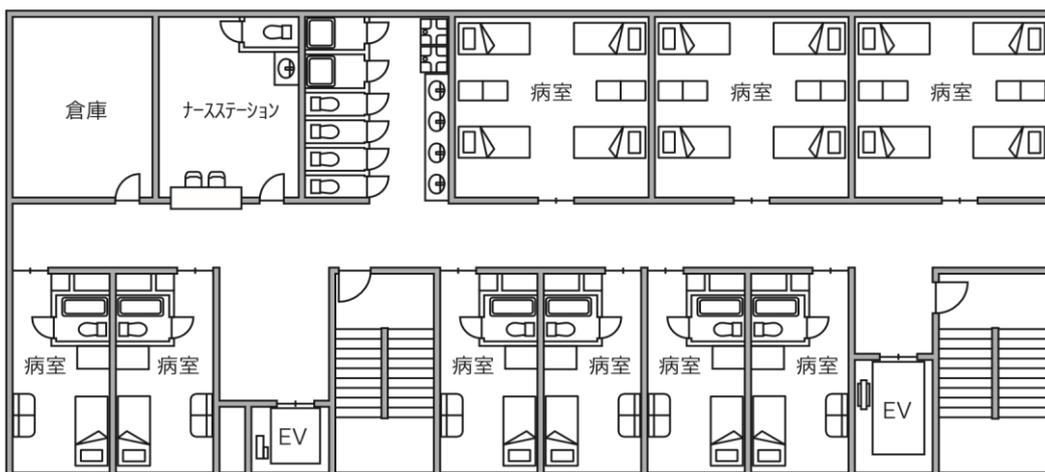
(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)



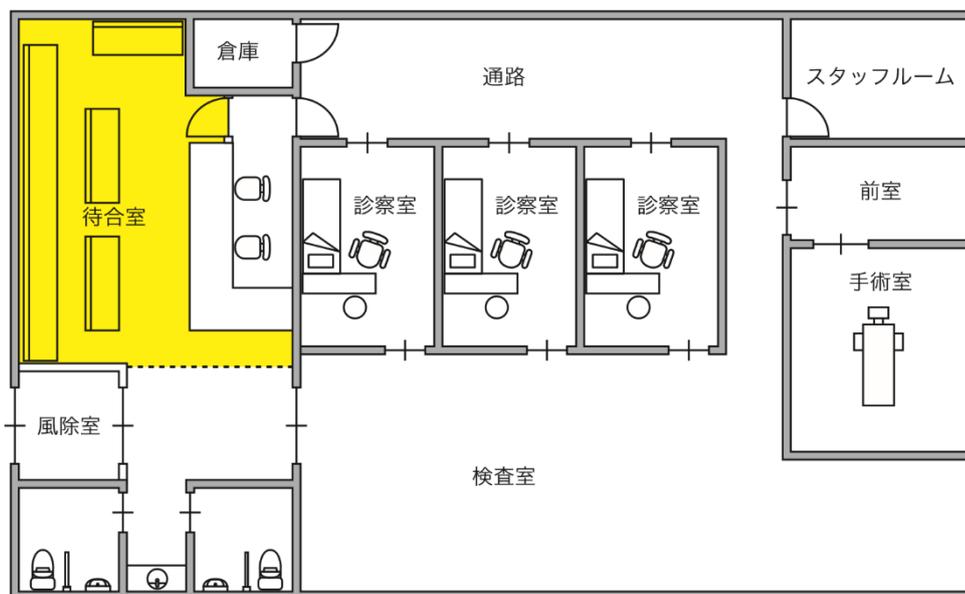
- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人
  - 待合室：55㎡ ÷ 3㎡ ≒ 18.3 → 18人
- 1階 階収容人員：28人

(2階)



- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人
  - 病室内にある病床の数：18人
- 2階 階収容人員：20人  
 棟収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人      階収容人員：18人

第6-7図

(7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(第6-8図及び第6-9図参照)

区分	算定方法
(6)項ロ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者 その他の要保護者の数とを合算して算定する。
(6)項ハ	

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(7) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者(以下この項において「要保護者」という。)を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(4) 通所施設

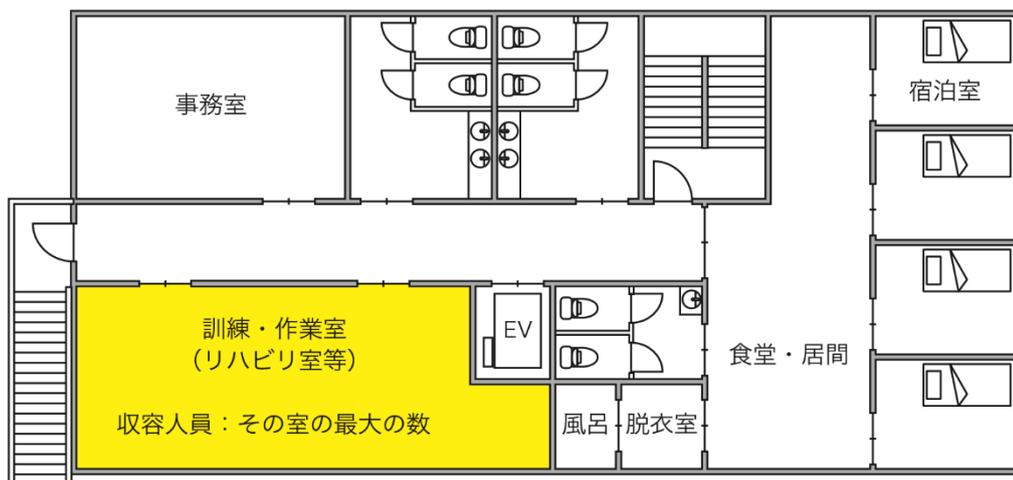
要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数。ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行うことができる。

イ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分(以下この

項において「リハビリ室等」という。)については、その室の最大の数とすること。この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

- ㉗ 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
- ㉘ 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること（第6－8図参照）。ただし、従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定された数を超える場合は、当該算定された数を超える数とすることができる。



○要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数＋宿泊室に宿泊する要保護者の数

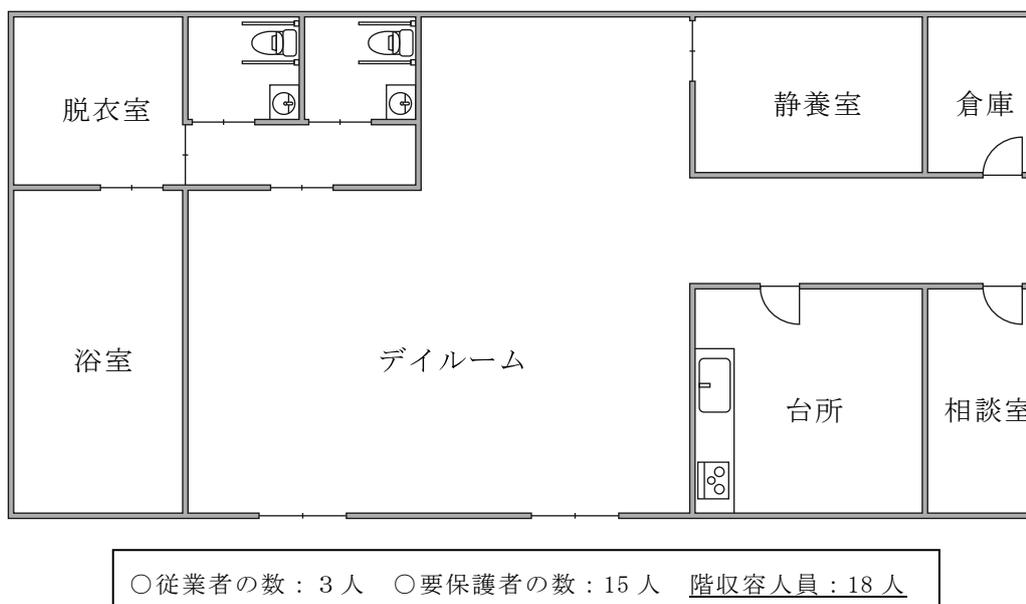
第6－8図

(認知症高齢者グループホームの算定方法例)



○従業者の数：3人 ○要保護者の数：9人 階収容人員：12人

(老人デイサービスの算定方法例)



第6-9図

(8) 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物(第6-10図参照)

区分	算定方法
(6)項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

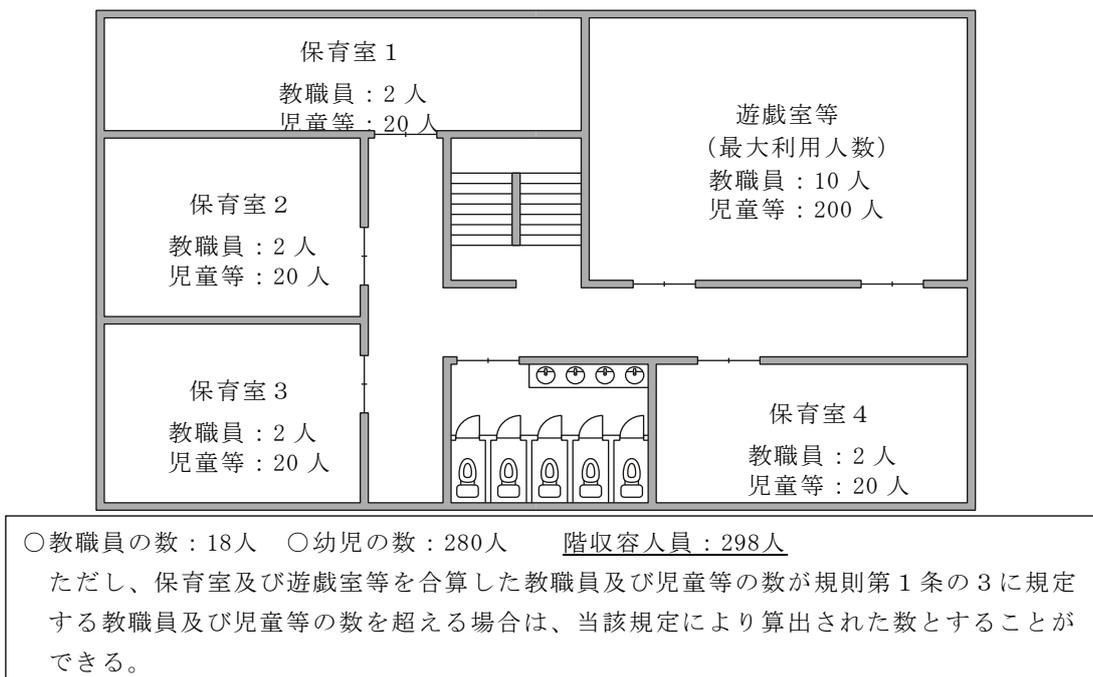
ア 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒(以下この項において「児童等」という。)の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

イ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分(以下この項において「遊戯室等」という。)については、その室の最大の収容人員とすること。この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

- (7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
- (4) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(幼稚園の算定方法例)



第6-10図

(9) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物(第6-11図参照)

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

ア 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生(以下この項において「生徒等」という。)の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

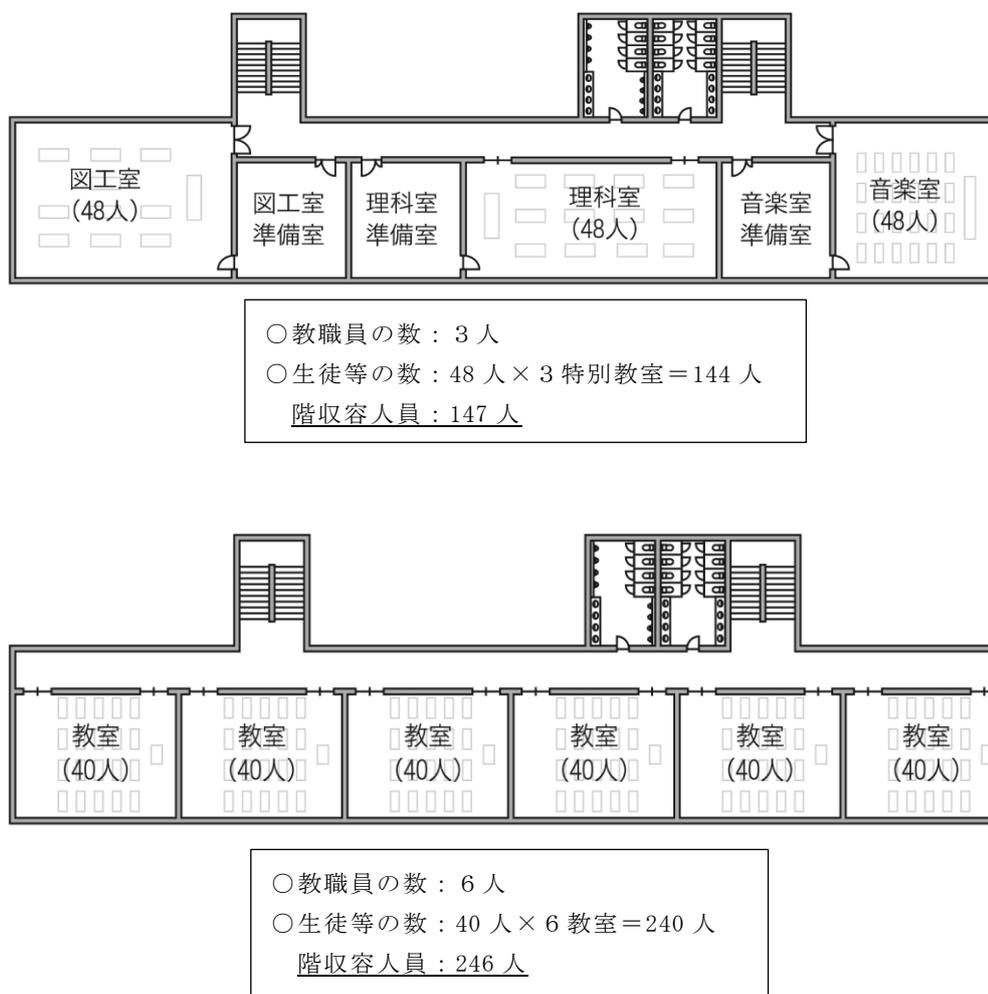
イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分(以下この項において「特別教室」という。)については、その室の最大の収容人員とすること。この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

(7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(4) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

ウ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(小学校の算定方法例)



第6-11図

(10) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物（第6-12図参照）

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

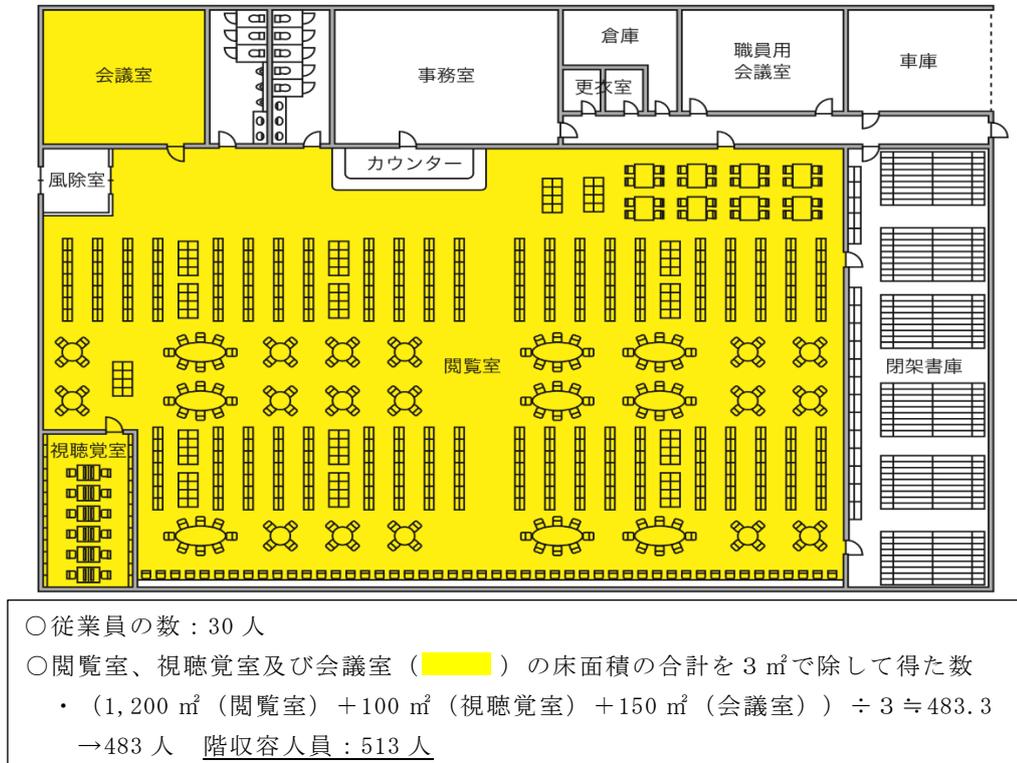
イ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

ウ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

エ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取

り扱うこと。

(図書館の算定方法例)



第6-12図

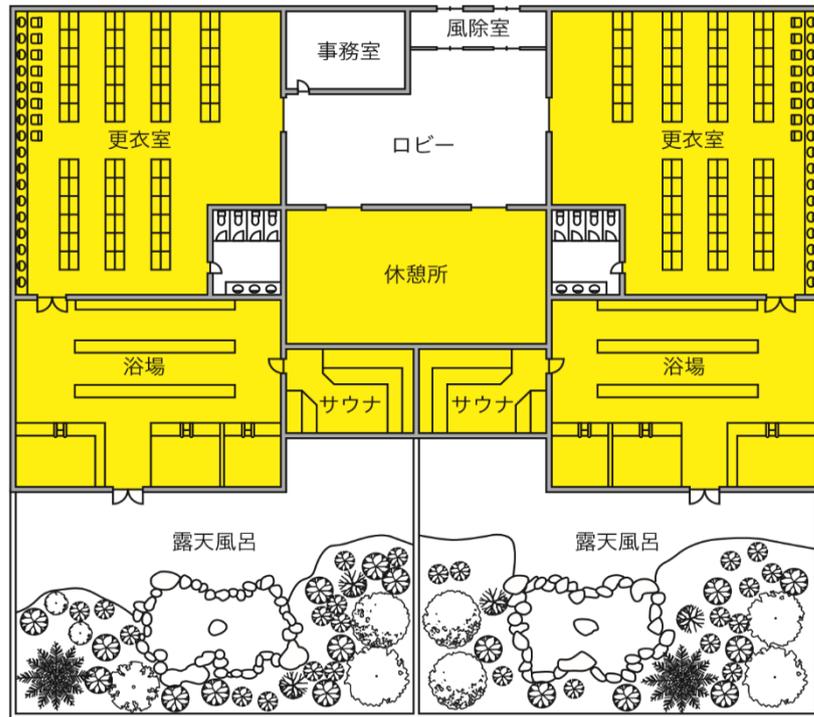
(11) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物（第6-13図参照）

区分	算定方法
(9)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないこととし、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの場合は、その浴場をいうこと。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に付属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(スーパー銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10人  
 ○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積の合計を3㎡で除して得た数  
 ・ { (150㎡×2か所(浴室)) + (50㎡×2か所(サウナ)) + (200㎡×2か所(更衣室)) + 200㎡(休憩室) } ÷ 3 ≒ 333.3人 → 333人 階収容人員：343人

第6-13図

(12) 令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項に掲げる防火対象物

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

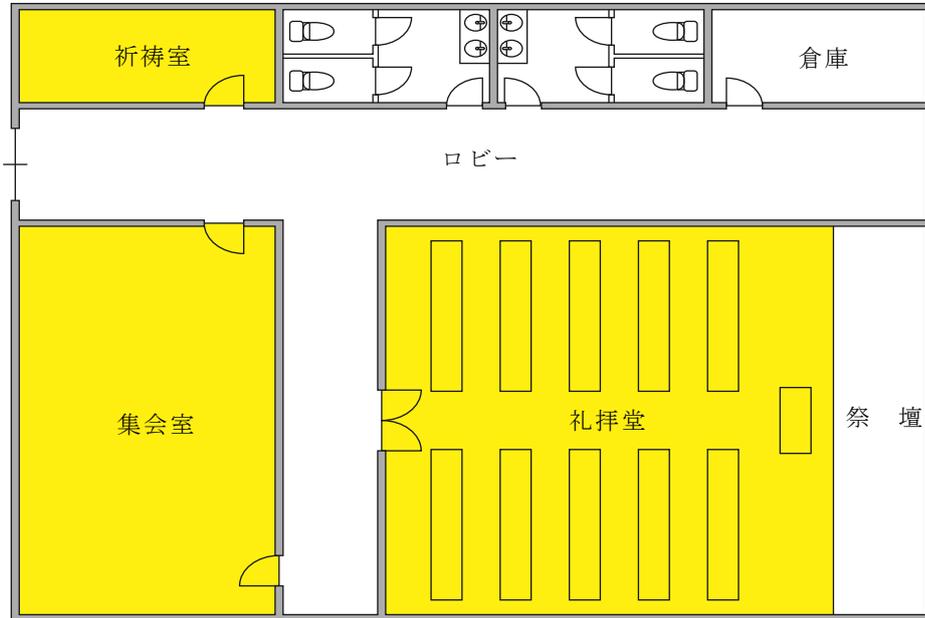
(13) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物（第6-14図参照）

区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式の椅子席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(教会の算定方法例)



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人  
 ○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（黄色）の床面積の合計を3㎡で除して得た数  
 ・（150㎡（礼拝堂）+100㎡（集会室）+25㎡（祈祷室））÷3㎡≒91.6→91人  
階収容人員：94人

第6-14図

(14) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

区分	算定方法
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

イ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のもの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のための椅子の数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供する椅子の数の合算ではなく、

待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

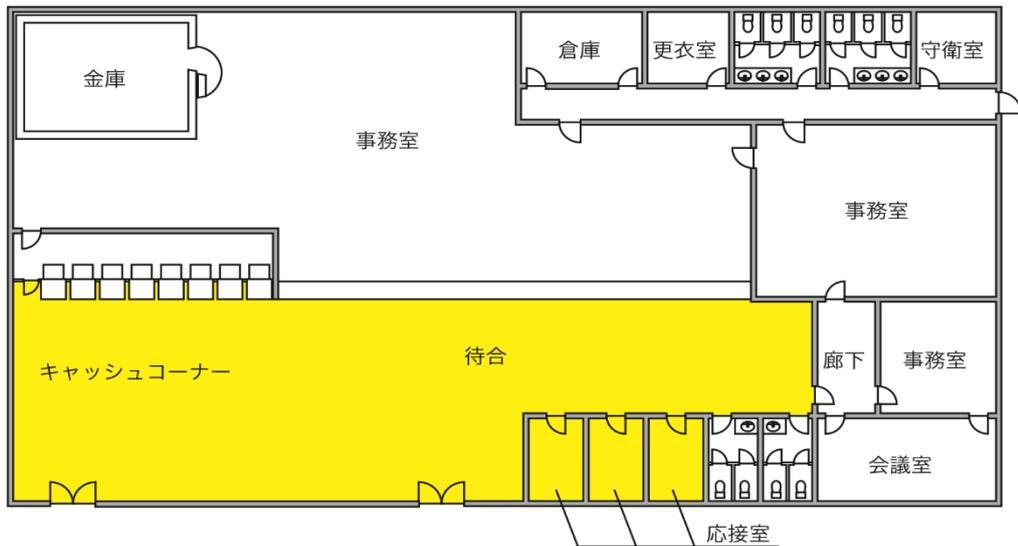
ウ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

エ モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（廊下、階段、便所、浴室、脱衣室及び物入を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

オ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

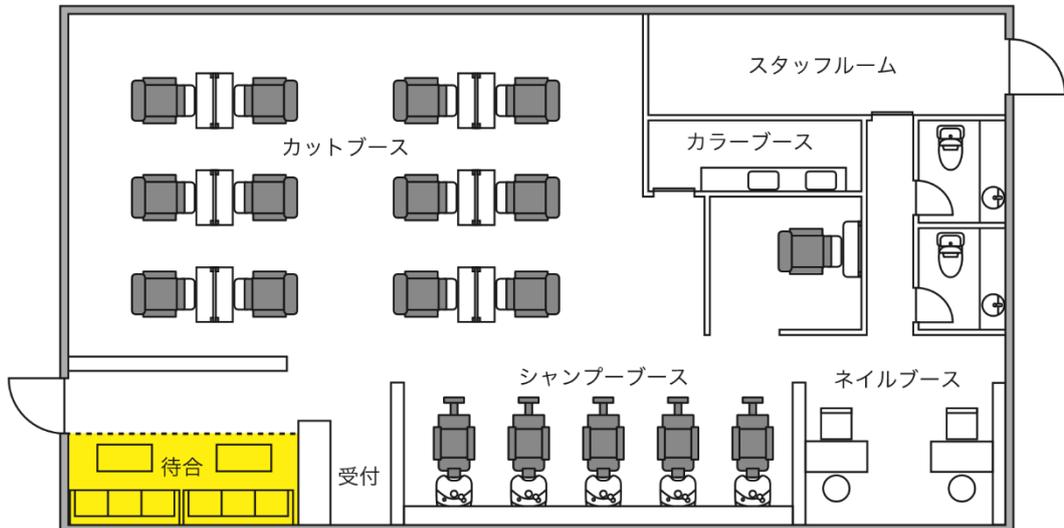
カ 自転車駐輪場の収容人員は、(13)項の収容人員の算定に準じ、従業者の数により算定することができるものとする。

(銀行の算定方法例)



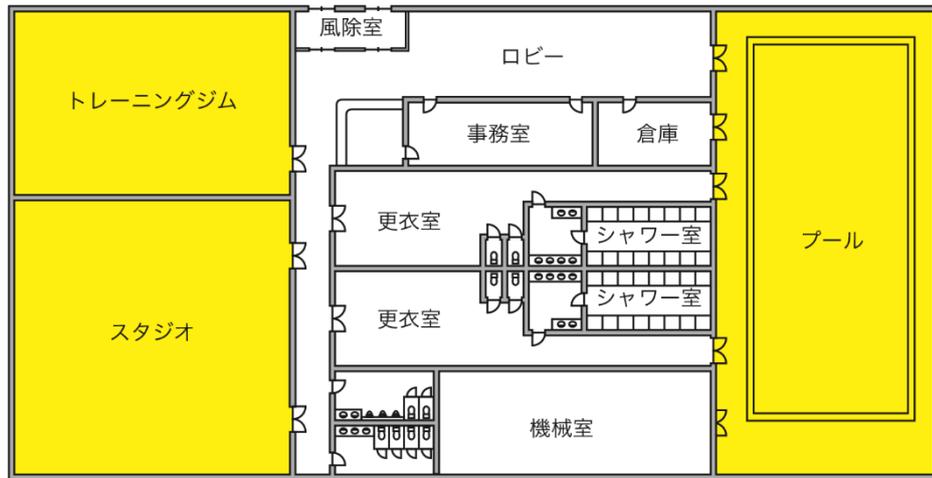
- 従業者の数：20人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
  - ・ロビー及びキャッシュコーナー 145㎡÷3㎡≒48.3→48人
  - ・応接室 14㎡÷3㎡≒4.7→4人×3か所=12人 階収容人員：80人

(美容院の算定方法例)



- 従業者の数：6人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
  - ・6㎡÷3㎡=2→2人 階収容人員：8人

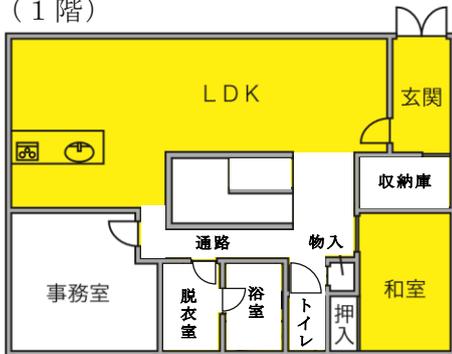
(スポーツクラブの算定方法例)



- 従業者の数：20人
  - 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
    - ・スタジオ 250㎡ ÷ 3㎡ ≒ 83.3 → 83人
    - ・トレーニングジム 200㎡ ÷ 3㎡ ≒ 66.7 → 66人
    - ・プール 500㎡ ÷ 3㎡ ≒ 166.7 → 166人
- 階収容人員：335人

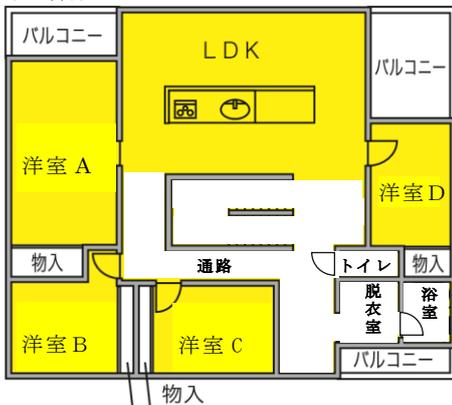
(モデル住宅の算定方法例)

(1階)



- 従業者の数：5人
  - 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
    - ・LDK 45㎡ ÷ 3㎡ = 15 → 15人
    - ・和室 12㎡ ÷ 3㎡ = 4 → 4人
    - ・玄関 6㎡ ÷ 3㎡ = 2 → 2人
- 1階収容人員：21人

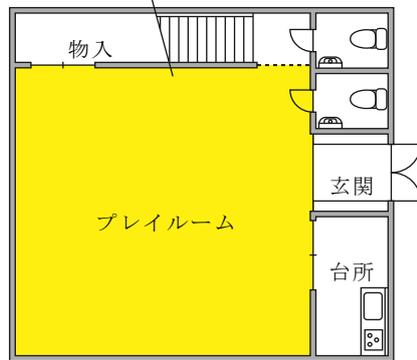
(2階)



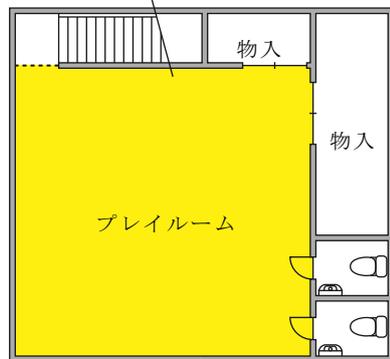
- 従業者の数：0人
  - 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
    - ・LDK 27㎡ ÷ 3㎡ = 9 → 9人
    - ・洋室A 19㎡ ÷ 3㎡ ≒ 6.3 → 6人
    - ・洋室B 12㎡ ÷ 3㎡ = 4 → 4人
    - ・洋室C 10㎡ ÷ 3㎡ ≒ 3.3 → 3人
    - ・洋室D 10㎡ ÷ 3㎡ ≒ 3.3 → 3人
- 2階収容人員：25人
- 棟収容人員：46人

(放課後保育クラブの算定方法例)

(1階)



(2階)



○従業者の数：1人  
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

・  $64 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \doteq 21.3 \rightarrow 21 \text{ 人}$

1階収容人員：21人

○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

・  $64 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \doteq 21.3 \rightarrow 21 \text{ 人}$

2階収容人員：21人

棟収容人員：42人

(15) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

区分	算定方法
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

ア 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

イ 令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(16) 令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法

は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(17) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、規則第1条の3の規定により算定すること。

(18) 新築の貸店舗等で、従業者の数及び主として従業者以外の者の使用に供する部分が判明しない場合においては、テナント決定後に消防用設備等を設置することが困難である場合が想定されることから、当該事務所の居室部分の床面積を5㎡で除した値を収容人員として算定し、消防用設備等の設置を指導すること。●

## 第7 内装制限

消防法令上の内装制限の取扱いについては、次によること。

- 1 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組合せにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- 2 消防用設備等の適用に当たって、居室の壁については、床面からの高さが 1.2 m以下の部分も内装制限の対象となるものであること。
- 3 次に掲げる部分については、内装制限の対象としない。
  - (1) 押入、物入等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く（おおむね 4 m<sup>2</sup>）。）
  - (2) 便所（ユニットタイプに限る。）
  - (3) 浴室（ユニットタイプに限る。）で内部に風呂釜、湯沸器又は乾燥機（電気用品安全法（昭和36年法律第 234号）に基づき技術基準に適合したもの、改正前の電気用品取締法（昭和36年法律第 234号）の型式認可品及び一般社団法人日本電機工業会が定めた自主試験基準に適合する機器は除く。）等出火源となるものを設置しないもの
  - (4) 外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）
  - (5) 建具
- 4 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。ただし、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分又は照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積が各面の面積の10分の1以下の場合は、この限りではない。
- 5 天井まで達しない間仕切壁を設けた場合で、当該間仕切壁の高さが高い場合（高さがおおむね 2 m以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるように設けられた間仕切壁は、内装制限の適用を受ける壁として取り扱うものであること。
- 6 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。
- 7 内装規定
  - (1) 令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）
  - (2) 令第12条第4項（スプリンクラー設備に関する基準）
  - (3) 規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）

- (4) 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
  - (5) 規則第13条第1項・第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
  - (6) 規則第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
  - (7) 規則第28条の2第1項・第2項（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
  - (8) 平成17年総務省令第40号、平成17年消防庁告示第2号（位置・構造告示）
- 8 令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとにその対象とする。
- 9 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用を受け別の防火対象物とみなされるものについては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。
- 10 組合せによる内装仕上げ
- (1) 天井の仕上げ材を不燃材料とし、かつ、壁の一部について木材等を用いた仕上げとする場合等、これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できる場合があることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによる内装の仕上げができること。
  - (2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが、「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成12年建設省告示第1439号）で次のように定められたこと。
    - ア 建基令第128条の5第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとすること。
      - (7) 天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（周り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについては、準不燃材料ですること。
      - (8) 壁の室内に面する部分（周り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を貼ったものを含む。以下この項において「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。
    - イ 建基令第128条の5第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げ方法は、前ア(8)の木材等に係る仕上

げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火  
上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

(7) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

(4) 木材等の取付方法は、次のあ又はいのいずれかとする。ただし、木  
材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでないこと。

あ 木材等の厚さが10mm以上の場合については、壁の内部での火炎伝搬を  
有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材  
及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1 m以内に配置  
されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付ける  
こと。

い 木材等の厚さが10mm未満の場合については、難燃材料の壁に直接取り  
付けること。

11 不燃性塗料の塗布による仕上げは、原則、認められないものであること。

12 倉庫、工場等で、天井、壁等に使用されている断熱材が露出している場合は、  
内装制限の対象となるものであること。

## 第8 防災防火対象物、防災物品

防災防火対象物、防災物品の取扱いについては、次によること。

### 1 防災防火対象物

#### (1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

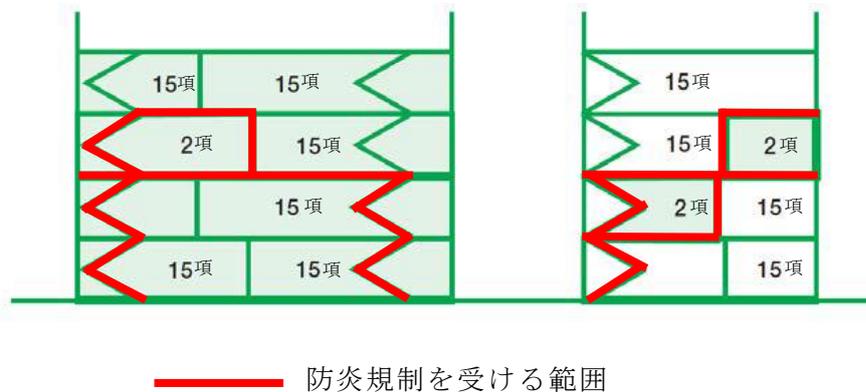
ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

エ 複合用途防火対象物の共用部分で、防災防火対象物の存する階から、避難階までの共用部分



#### (2) 次の防火対象物の部分には、防災物品を使用すること。●

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、従属的な部分を構成すると認められたことにより、防災防火対象物以外の用途にみなされることとなる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する部分

## 2 防災対象物品

- (1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものが含まれるものであること。
- ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て
  - イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもので、下げ丈がおおむね1 m以上のもの（美術工芸品又は手工芸品的なものを除く。）
  - ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの
  - エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
  - オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
  - カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
  - キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
  - ク 人工芝
  - ケ 試着室に使用される目隠しのための布
  - コ 昇降機（エレベーター）の床又は壁の内面保護等のための敷物等（2 m<sup>2</sup>を超えるもの）
- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
- ア 大きさが、2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等
  - イ 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
  - ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂性床シート及びプラスチックタイル
  - エ 畳
  - オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
  - カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
  - キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
  - ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
  - ケ 独立した竿等に掲げる旗
  - コ ハイブリッド芝
- (3) 次の物品は、防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
- 建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基令第1条第5号に規定する準

不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

### 3 防災表示

#### (1) 防災表示

##### ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、規則第4条の4第1項第2号の様式による防災ラベルが付されるものであること。

##### イ 表示の方法

規則第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第9-1表の表示方法によるものとする。

第9-1表

防災物品の種類		表示方法			
		縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの	○			
	耐洗たく性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		○
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料			○	○	

#### 【備考】

- ① 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。
- ② 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）については、防災ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。 ●
- ⑦ 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合は、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。
  - ・主要な出入口に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側とすること。
  - なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位

置とすること。

- ・ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
- ・ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。

④ 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合については、次によること。

- ・ じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合は、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。
- ・ 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。

⑤ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合については、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること（各階連続したものについても同じ。）。

## (2) 指定表示

法第8条の3第3項、規則第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示は、次によること。

ア 合板の表示方法は、格付け（日本農林規格に適合していること。）の都度、名板又は梱包ごとに見やすい箇所にちょう付又は押印する。

イ J I S L 4404、4405及びL 4406及びA 5705に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については、法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

## (3) 関係者の行う明示

規則第4条の4第9項に定める関係者の行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（前(1)防災表示（原反下げ札等））が付されているもの又は令第4条の3第4項で定める基準以上の防災性能を有するように防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、「防災表示を付する者の登録の基準及び登録確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件」(平成12年告示第9号)に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は前(1)イの方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者登録制度

ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者は、防災表示を付することができる。

イ 消防庁長官へ登録しようとする者は、消防庁長官へ登録申請しなければならない。

ウ 消防庁長官が登録しようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。

(5) 規則第4条の5に定める登録確認機関

ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人(以下「登録確認機関」という。)により確認を受け、防災表示を付することができる。

イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

(6) 防災表示者登録番号

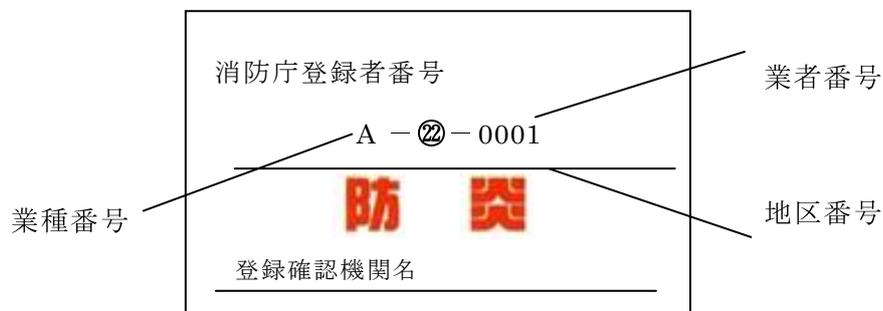
規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官へ登録をした者に対する登録者番号及び記号は、第9-2表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること(表示例参照)。

第9-2表

業種別	登録者番号		
	(業種番号) — (地区番号) — (業者番号)		
製造業者（生地、その他材料を製造する者）	A	㉔	— 0001
製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）	B	㉔	— ”
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C	㉔	— ”
防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D	㉔	— ”
裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者）	E	㉔	— ”
輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者）	F	㉔	— ”

(表示例)

防災ラベル



地区番号は北海道①から沖縄⑭まで、都道府県ごとに区分されている。

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の(㉑)から(㉒)までの組成繊維の混用率の合計が20%以下である場合（(㉒)を含むものを除く。）

及びポリエステル系合成繊維 100%で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）については、この限りではない。

(7) アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの)

- (i) アセテート繊維
- (ii) ポリエステル系合成繊維
- (iii) ポリプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後加工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹き付ける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね20㎡以上のものは、防災薬剤を吹き付けることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理の指導●

吹付法、浸漬法（ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。）により処理されたものについては、使用後おおむね2年後に再処理するよう指導するものであること。

5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み、照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は、小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

ついでには、舞台幕、照明器具等を火災予防上適正に管理する必要があり、次の事項に留意すること。

- (1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては、蓄熱がおこりやすいので注意すること。
- (2) 持ち込みの舞台幕及び照明器具は、接近、接触、巻き込み等を防止するため、設置位置、取付け方法等に注意すること。
- (3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないよう十分注意すること。

と。

- (4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう器具の固定を確実にすること。
- (5) 持ち込みの舞台幕については、防災性能の確認を行うこと。

## 第9 仮使用認定及び仮設建築物

仮使用認定及び仮設建築物の取扱いについては、次によること。

### 1 仮使用承認

建基法第7条の6に規定する仮使用認定に係る消防協議があった場合には、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等がないものとみなして、基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

#### (1) 新築の建築物又は増築工事における増築部分を仮使用する場合

ア 仮使用部分は、下記項目について、建基法の規定にそれぞれ適合していること。

- (ア) 建基令第112条の防火区画
- (イ) 建基令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- (ロ) 建基令第5章第3節の排煙設備
- (ハ) 建基令第5章第4節の非常用の照明装置
- (ニ) 建基令第5章第5節の非常用の進入口
- (ホ) 建基令第5章の2の特殊建築物等の内装
- (ヘ) 建基令第129条の13の3の非常用の昇降機

イ 仮使用部分は、法第17条の基準に基づき消防用設備等が設置されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて、次のうち必要な措置を講ずること。

- (ア) 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最小限にすること。
- (イ) 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- (ロ) 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- (ハ) スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等を増強すること。
- (ニ) 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。
- (ホ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホ

テル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をすること。

ウ 防火管理等

- (7) 法第8条及び第8条の2に基づき、防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を樹立すること。
- (4) 工事部分の各種作業に対しては、条例第28条に基づき適切な火災予防措置を講じること。

発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わないこと。

また、溶接・溶断作業等を行う場合には、次のことを遵守すること。

あ 作業を行う前には、防火管理者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

い 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行う等の防護措置を行うこと。

う 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。

- (7) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は最小限度とし、かつ、危険物については条例第30条及び第31条に基づき、適切に取り扱うこと。
- (2) 工事用シートは、防炎性能を有するものを使用すること。
- (7) 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

エ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

(2) 増築工事等を行い、既存部分を仮使用する場合

ア 仮使用部分は、下記項目について、建基法の規定にそれぞれ適合していること。

- (7) 建基令第112条第11項及び同条第19項（第11項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いる防火戸は、同条第19項第2号に規定する遮煙性能を有さないものであってもよいこと。

- (イ) 仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に設置されている場合を除き、建基令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。
  - (ロ) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物については、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。
  - (ハ) 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により、床面においておおむね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、建基令第126条の4及び第126条の5の規定に適合していること。
  - (ニ) 消防活動上支障がないと認める措置が講じられている場合を除き、建基令第126条の6及び建基令第126条の7の規定に適合していること。
- イ 仮使用部分の消防用設備等は、前(1)イによること。
- ウ 防火管理等については、前(1)ウによること。
- エ 仮使用部分とその他の部分の区画は、前(1)エによるほか、工事施工部分に面する換気、暖房、冷房、排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

## 2 仮設建築物の取扱い

建基法第85条の規定による仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いは、次によること。

- (1) 第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」に基づき、項の判定を行うこと。
- (2) 法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置すること。ただし、サーカスの興行場（テントハウス）等で短期間の設置であり、かつ、次の全てに適合するものは、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常放送設備を設置しないことができるものとする。

- ア 消火器を増設するとともに、大型消火器を防火対象物の各部分からの歩行距離が30m以下となるように設置すること。
- イ 非常ベルを令第24条の規定により設置するほか、サイレン付ハンドマイクを適宜配置すること。
- ウ 誘導灯は、A級又はB級（BH形）を設置すること。

- エ カーテン等は防災物品を使用すること。
  - オ 場内の禁煙の徹底を図ること。
  - カ 消防計画を作成し、出火防止及び消火、通報、避難、誘導の徹底を図ること。
- (3) 仮設建築物は、建基法第85条の規定により、防火に関する規定を含めた制限が緩和されているため、令第10条第1項各号に該当しない防火対象物であっても、消火器の設置を指導すること。●

第10 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」及び規則第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項の規定を含む。以下同じ。）並びにパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年告示第12号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」の取扱いについては、次によること。

1 規則第18条第4項第1号について

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所は、開口部が一の壁面のみにある場合や壁面の下方部のみにある場合等、当該開口部が偏在する等により、防火対象物の関係者が、安全な初期消火活動及び安全な避難ができないおそれのある場所以外の場所で、次に掲げる部分とする。

なお、(2)、(5)及び(6)において、開口部の割合を算定する基準となる床面積は、移動式泡消火設備で防護する部分の水平投影面積とする。

また、当該開口部には、火災時に閉鎖されることを前提とする開口部（延焼のおそれのある部分の開口部）、目隠しのためのルーバー又はガラリを設けた開口部等は含まないものとする。

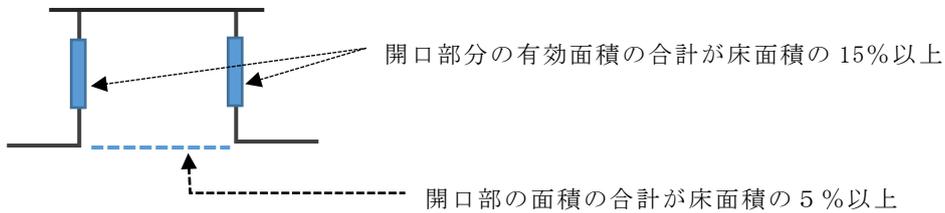
- (1) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分
- (2) 外気に面する外壁の開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な位置（床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分に限る。以下同じ。）に存する開放部分の面積の合計が床面積の15%以上ある部分
- (3) 長辺の一边の全面が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边が当該壁面の面積の2分の1以上（階高のおおむね2分の1より下方部のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されている部分
- (4) 四辺（構造上必要な柱部分以外の全周）の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (5) 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。ただし、物品等が置かれる等して、閉鎖されるおそれのないものに限る。）の有効開口面積の合計が床面積の15%以上ある部分

(6) 地上階にある区画で、当該区画外から容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）手動又は遠隔操作により開放することができる次のいずれかの開口部（外気に面する扉等）を有する部分

ア 排煙上有効な位置に存する開口部分の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの

イ 有効な排煙装置（5回毎時以上の排煙の能力のあるものをいう。）を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの

ウ 排煙上有効な越屋根（越屋根部分の開口部の合計が床面積の5%以上あるものをいう。）を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（第10-1図参照）



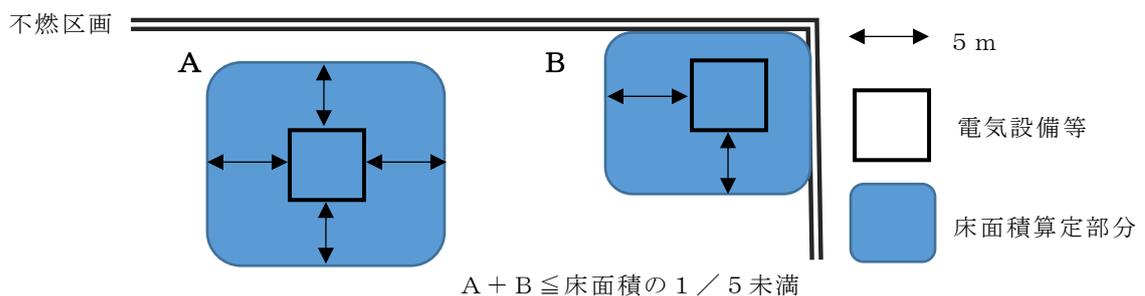
第10-1図

2 規則第19条第6項第5号について

規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、前1に掲げる場所のほか、令第13条第1項に規定する電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分とする。

(1) 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面する扉等）の面積の合計が、床面積の15%以上である部分

(2) 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（電気設備等の周囲5メートルで算出した場合に限る。）の合計が、区画されている床面積の5分の1未満となる部分（第10-2図参照）



第10-2図

3 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準について

パッケージ型消火設備告示第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは前1に掲げる場所のほか、次のいずれかに該当する場所とする。ただし、使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及びその他これらに類するもの（第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」1(3)アに規定する機能的に従属している場所を除く。）又は指定可燃物貯蔵・取扱所以外の場所であること。

(1) スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備のヘッドで有効に警戒された場所

(2) 規則第28条の2第1項第1号に該当し、外気に直接開放された開口部又は随時開放できる開口部から容易に屋外へ避難できる場所

(3) 建基令第126条の3に規定する排煙設備が設けられており、かつ、次のいずれかに該当する場所（建基令第126条の2の規定により排煙設備が免除される部分を含む。）

ア 二方向避難が確保されている又は主要な避難口を容易に見とおすことができる場所

イ 避難口を容易に見とおすことができる居室等

ウ 避難口誘導灯又は通路誘導灯が有効に設置され、安全に避難できる場所

(4) 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所から、パッケージ型消火設備により容易に消火できる場所として、次のいずれかに該当するもの

ア 浴室、居室等に附属する便所又は小規模な洗面所

イ 収納庫（人が出入りできないものに限る。）

ウ 階段、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

(5) 「火災時において煙の有効な排除、安全な初期消火及び消火に失敗した際の退路の確保ができる場所」として、消防長又は消防署長が認める場所

第11 特殊な防火対象物等の取扱い

特殊な防火対象物等の取扱いについては、次によること。●

1 上下水道施設等のポンプ場、汚水処理場等

耐火建築物で、内部の設備が水管、貯水槽又は貯水池のみで、出火源となる物件が原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、可燃性物品の存置がなく、延焼拡大のおそれがないと認められる上下水道のポンプ場、汚水処理場及び排水機場のうち、令により消防用設備等が必要なものにおける下記の消防用設備等の取扱いは、次のとおりとする。

なお、令第32条の規定を適用する際は、駿東伊豆消防組合火災予防査察事務処理要綱（駿東伊豆消防本部訓令甲第11号）第40条に規定する「消防用設備等の基準の特例適用申請書（以下「特例申請書」という。）」の提出を関係者に求めること。

(1) 消火器具

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第32条により不要とする。

イ ア以外の洞道部分は、令第32条の規定の適用により主たる出入口、点検口付近に歩行距離に応じた数（最大2個）の消火器をまとめて設置すれば足りること。

ウ 沈砂池、貯水池の部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

エ 上記アからウの部分以外は、基準どおり設置すること。

(2) 屋内消火栓設備

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第32条の規定により不要とする。

イ ア以外の洞道部分で、配管、電線等以外に可燃性物品の存置がないものは、令第32条の規定の適用により不要とする。

ウ 沈砂池、貯水池の部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

エ 上記アからウの部分以外は、基準どおり設置すること。

(3) 屋外消火栓設備は、令第32条の規定の適用により不要とする。

(4) 自動火災報知設備

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

イ ア以外の洞道部分は、令第32条の規定の適用により主たる出入口、点検口

付近に総合盤を設置すれば足りること。

ウ 沈砂池、貯水池で、水没の可能性の高い部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

エ 沈砂池、貯水池及び腐食性ガスの滞留する部分の感知器は、令第32条の規定の適用により不要とする。

オ 上記アからエの部分以外は、基準どおり設置すること。

(5) 非常警報設備（放送設備）

ア 通常無人（人の存する時間が1日2時間未満）である部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

イ ア以外の部分は、基準どおり設置すること。

(6) 誘導灯

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

イ ア以外の洞道部分は、主な出入口に避難口誘導灯（B級以上）を設置すること。

ウ 沈砂池、貯水池で、水没の可能性の高い部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

エ 上記アからウの部分以外は、基準どおり設置すること。

(7) 連結散水設備

ア 屋内消火栓設備を設置した部分は、令第32条の規定の適用により不要とする。

イ ア以外の部分は、基準どおり設置すること。

2 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分

次の各号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものについては、令第32条の規定を適用し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結送水管及び非常コンセント設備の全て又はその一部を設置しないことができる。ただし、規則第6条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、電気設備の消火に適応するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所に床面積100㎡以下ごとに1個設けること。

- (1) 塔屋部分（自動火災報知設備の感知器は、設置すること。）
- (2) 倉庫で不燃性物品のみを収納するもの（特例申請書の提出を求めること。）
- (3) プール（プールサイドを含む。）及びアイススケート場（滑走部分に限る。）
- (4) 清涼飲料水等の製造工場（特例申請書の提出を求めること。）
- (5) 不燃性の金属及び石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わないもの（特例申請書の提出を求めること。）

### 3 地区集会場等の取扱いについて

- (1) 町又は地区単位における公民館、集会場等（以下「地区集会場等」という。）は、(1)項口に掲げる防火対象物に該当する。

なお、次の全てに該当する地区集会場等は、利用者が特定されている等の実情を考慮し、消防用設備等に関する規定の適用に当たっては、令第32条を適用し、(15)項に掲げる防火対象物に準じ、取り扱うことができるものとする。

- ア 利用者が専ら地区民のみであること。
- イ 住居部分がないこと（無住であること。）。
- ウ 延べ面積が 500㎡未満であること。
- エ 地階又は無窓階でないこと。

令第32条の適用に当たっては、特例申請書の提出を関係者に求めるものとする。ただし、必要と認められる消防用設備等（消火器等）については、令第32条を適用しないこと。

- (2) 非常警報設備については、延べ面積が 150㎡未満で平屋建て（地階及び無窓階を除く。）である場合、設置を省略しても差し支えないものとする。
- (3) 令第32条の適用については、消防用設備等に関する規定の特例であり、防火管理関係、防災関係、収容人員の算定等については、(1)項口に掲げる防火対象物とする。

### 4 重要文化財

- (1) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物が、同表各項（(17)項を除く。）にも該当する場合（建築物に限る。以下「文化財建造物」という。）は、その用途の防火対象物又はその部分でもあること。したがって、文化財建造物がホテルの用途に供されている場合は(17)項に必要な消防用設備等に加え、(5)項イに必要な消防用設備等も設置すること。
- (2) 文化財建造物を収納した建築物の特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部には電気以外の火気使用設備が全くなく、さらに周囲20m（当

該建築物の水平投影線から測定した距離) 以内に火災危険の高い火気使用設備がない場合又は自動火災報知設備を設置した建築物に収納する場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができるものとする(特例申請書の提出を求めること。)

- (3) 一間社、茶室等延べ面積が7㎡以下の小規模な文化財建造物で、当該文化財建造物が他の建築物等から独立していて、火災発生のおそれが少なく、かつ、他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ない場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができるものとする(特例申請書の提出を求めること。)
- (4) 敷地内に管理者が常駐していないため、火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がない文化財建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする(特例申請書の提出を求めること。)
- (5) 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けておらず、かつ、周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備がない文化財建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設けないことができるものとする(特例申請書の提出を求めること。)
- (6) 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者、参拝者等の不特定の人(以下「観覧者」という。)を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設けないことができるものとする(特例申請書の提出を求めること。)
- (7) 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に設ける差動式分布型感知器(空気が管)の一の感知区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができるものとする。
- (8) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない文化財建造物には、地区音響装置を設けないことができるものとする。
- (9) 新たに指定された文化財建造物については、自動火災報知設備の設置時期を、その指定されたときから2年以内とすることができるものとする。

## 5 精神病院等

精神病院に設置する消防用設備等で、不時の操作、いたずら及び破壊行為等をするおそれのある重症患者又は消防用設備等の作動時に著しく悪影響を受けるおそれのある重症患者を収容する部分又はその階の消防用設備等については、次の取扱いを参考として機能の保全及び安全性を確保すること。

### (1) 消火器

歩行距離が20mを超える部分があっても、能力単位を満たすように、ナースステーション等に集中して設置することができるものとする。

(2) 屋内消火栓設備

ア 消火栓箱をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができるものとする。

イ 上記ア以外の消火栓箱には、表示灯を設けないことができるものとする。

ウ 上記以外で表示灯を設ける場合は、加圧送水装置作動時においても表示灯を点滅させないことができるものとする。

エ 消火栓箱に設ける発信機（起動装置）、表示灯の部分には、機能に支障のない保護器具を取付けることができるものとする。

(3) スプリンクラー設備

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドには、散水及び火災の感知に影響を与えない接触等を防止する防護器具を取付けることができるものとする。

イ 散水に影響しないルーバーの上面にスプリンクラーヘッドを設けることができるものとする。

ウ 重篤な患者（設備や居室の破壊行為又は自損行為等を行う可能性が特に高い者）を収容する病室の部分については、開放型ヘッドとすることができるものとする。

エ 補助散水栓をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができるものとする。

オ 上記エ以外の補助散水栓には表示灯を設けないことができるものとする。

(4) 自動火災報知設備

ア 感知器には、火災の感知に支障がない防護器具を設けることができるものとする。

イ 地区音響装置は、ナースステーション等に副受信機を置き、職員により火災の発生を直ちに知らせることのできる体制ができている場合に限り、手動で鳴動させることができるものとする。

ウ 発信機をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができるものとする。

エ 上記ウ以外の発信機には表示灯を設けないことができるものとする。

(5) 非常警報設備

ア 放送設備の音響装置は、ナースステーション等に自動火災報知設備の副受

信機及び放送設備の遠隔操作機を置き、職員により火災の発生を直ちに知らせることのできる体制ができていない場合に限り、手動で鳴動させることができるものとする。

イ 起動装置をナースステーション内、階段室内等の患者が安易に接触できない部分に設置することができるものとする。

ウ 上記イ以外の起動装置には、表示灯を設けないことができるものとする。

(6) 誘導灯

視認等の機能に支障のない防護器具を設けることができるものとする。

(7) その他

避難の際に使用する出入口を施錠する場合は、自動火災報知設備の火災信号等と連動して開錠するパニックオープンとすること。

6 刑務所等

刑務所等で受刑者、拘留者又は留置人等を収容する部分の取扱いは、次によること。

(1) 拘置所、留置場及び鑑別所の拘留者等を収容し、終日監視人等により監視を受けている部分については、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができるものとする。

(2) 刑務所の収容施設（主として監房、独居房、懲罰房等（以下「監房」という。）からなる受刑者を収容するものをいう。）部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができるものとする。

イ 終日、刑務官等により監視を受けている監房部分の自動火災報知設備の感知器については、設置しないことができるものとする。

ウ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りるものとする。

(3) 刑務所の作業施設（主として懲役作業、職業訓練作業、食堂、浴室等（以下「作業施設」という。）からなる受刑者が作業や食事又は娯楽を行う施設をいう。）部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができるものとする。

イ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合に

については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りるものとする。

#### 7 コンテナハウス

- (1) コンテナやトレーラーハウス等（以下「コンテナハウス」という。）を土地に置いて（杭等による固定の有無を問わない。）1項から15項の用途に供するものは、その用途の対象物であること。ただし、トレーラーハウスで次に掲げるものは、建築物又は工作物として取り扱わないものとする。

ア 随時かつ任意に移動できる状態で設置すること。

イ 土地側のライフラインの接続方法が工具を使用しないで着脱できること。

ウ 適法に公道を移動できる自動車であること。

- (2) 工作物である場合の床面積は、壁面その他の区画の中心線で囲まれた水平投影面積によることとし、コンテナハウス内に人が出入りし、作業等を行うことができる場所が複数の階層となる場合は、当該階層を階として取り扱うこと。

- (3) 消防用設備の設置単位

ア 特段の規定（令第9条等）がない限り一つのコンテナハウスであること。

イ コンテナハウスが構造的に接続されている場合は、接続されたコンテナハウスを一つの設置単位として取り扱うこと。

#### 8 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を用いた断熱材等（建基法で規定する難燃材、準不燃材又は不燃材として国土交通大臣の認定を受けたものは除く。以下「可燃性発泡断熱材」という。）は、その優れた断熱性能、遮音性能に加え、経済性や施工方法の容易性等の理由から広く普及しているが、火災が発生した場合に燃焼拡大及び爆燃までの時間が非常に短時間であるとともに、断熱材等を金属製薄板等で挟んだものを吊り天井に用いた場合には、当該金属製薄板等が脱落するなど、建物利用者の避難、自衛消防隊の初期消火活動や消防機関の消火活動に大きな危険を伴うことから、関係者に対して以下のとおり指導を行うものとする。

- (1) 指導対象物

消防対象物の壁・天井に可燃性発泡断熱材（両面又は片面の仕上げ材に金属製薄板等を用いたサンドイッチパネルを含む。以下「サンドイッチパネル」という。）を使用している部分の床面積の合計が500㎡以上のものに対して指導すること。

(2) 指導事項

ア 内装表示マークの設置

(7) 指導対象物の関係者に対する内装表示マークの表示



- ・文字は、朱色（原則、反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ・地色は、白色とする。
- ・形は、一辺が 300mmの正方形の中心に、一辺が 120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（原則、反射性けい光塗料）とする。
- ・材質は経年劣化の少ないものとする。
- ・ビス又は接着剤により壁面等に固定する。

(1) 設置場所

防火対象物の主要な出入口付近の見易い位置（扉の開放により識別できない場所は避ける。）

イ サンドイッチパネル等の内装材は、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたもの、又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用するよう指導する。

ウ サンドイッチパネルの施工上の注意

- (7) 継ぎ目が防火上の弱点とならないよう適正に施工する。
- (1) 火災が発生しても容易に脱落しないように施工する。

エ 危険性の周知

次のことについて周知する。

- (7) 可燃性発泡断熱材は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があること。
- (1) 可燃性発泡断熱材は、着火後短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性

があるものであること。

特に、サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、可燃性発泡断熱材の燃焼状況が外部から視認できないまま、突然爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶおそれがあること。

- (ハ) サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、芯材の可燃性発泡断熱材が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に危険があること。

#### オ 出火防止対策

工事中における溶接、溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、監視要員の確保や溶接、溶断作業後の安全確認の徹底等出火防止のための必要な措置を工事中の消防計画により明確にするとともに、通常時から火災予防対策を徹底する。

#### カ その他

上記指導事項アについては新築又は増改築時及び立入検査時に、イ、ウ及びオについては主として新築又は増改築時に、エについては立入検査時に指導するものとする。

### (3) その他

ア 内装表示マークについては、既存対象物であっても指導するものであること。

イ 内装表示マークの表示がないことをもって直ちに違反對象物となるものではないこと。

ウ 可燃性発泡断熱材を使用した消防対象物の把握に努めること。

## 9 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い

法第17条の規定に基づき自動火災報知設備を設置しなければならない複合用途防火対象物等に、令第32条を適用する基準（以下「複合用途防火対象物に係る特例基準」という。）については、次のとおりとする。

### (1) 複合用途防火対象物等に係る特例基準の適用範囲

平成15年10月1日において現に存する防火対象物であって、同日以降に令第34条の2第1項第2号に規定する増築若しくは改築又は令第34条の3に規定する大規模の修繕若しくは模様替えの工事が行われていないもののうち、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物（平成15年10月1日以降の増築により同号に該当となった防火対象物を除く。）のうち、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(6)項イ(1)から(3)まで及びロの用途に供される部分が存する防火対象物を除く。）で、次の(7)及び(4)に掲げる条件に該当するもの

- (7) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
- (4) 令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）及びニ、(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「該当用途」という。）に供される部分が、次のあからうに掲げる条件の全てに適合すること。
  - あ 該当用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
  - い 該当用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
  - う 全ての該当用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

イ 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(6)項イ(1)から(3)まで及びロの用途に供される部分が存する防火対象物を除く。）のうち、避難階以外の階の部分の全てが次の(7)から(4)に掲げる条件のいずれかに該当するもの

- (7) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
- (4) 実態上の用途が該当用途以外の用途に供される部分であって、第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」1(3)イにより、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が該当用途に供される部分として取り扱われているもの
- (4) 一般住宅の用途に供される部分であって、第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」1(6)イにより、防火対象物全体が単独の該当用途に供される防火対象物として取り扱うこととされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が該当用途に供される部分として取り扱われているもの

(2) 住宅防火対策等について

令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であって、一般住宅等の就寝の用に供される部分を有するものには、寝室、台所、階段室等に住宅用火災警報器等を設置するものとする。

10 社会福祉施設等

社会福祉施設等に係る令及び規則等の運用に当たっては、次のとおりとする。

(1) 用途区分等に関する事項

ア 防火対象物が令別表第1(6)項ロ若しくはハ又はその他の用途に該当するかどうかの用途の判定等については、次のとおりとする。

なお、令別表第1に掲げる防火対象物に該当する場合は、事業活動に伴う火災危険性に応じ、消防法令上の義務が課されるものであることを関係者へ十分に説明すること。

(7) 規則第5条第6項、第8項及び第9項に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。

(4) 施設又は事業の名称から一律に(6)項ロ又はハと判定することなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。

(7) 利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、法第17条の3の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受入れ体制等の事業内容を確認した上で、あらかじめ必要な対応を促すこと。

イ 利用実態が変化した場合に用途区分が令別表第1(6)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、令別表第1(6)項ロ(1)及びハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」、障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。(4)において「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（以下このイにおいて「施設」という。）における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数を算定する場合は、次によること。

- (7) 実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。
- (4) (7)が明確でないときは、施設が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に施設を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。
- (5) (4)の届出等がない場合には、施設の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受入れ体制に関する資料（※）の提出を求め、算定される人数によること。

※事業者の受入れ体制に関する資料とは、定員、入所者等の要介護状態区分又は障害支援区分、施設全体の定員に対する避難が困難な要介護者又は障害者等の割合、提供するサービス等が記載されている資料で、施設管理規程、入居契約書、介護記録等が考えられる。

ウ 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」にあつては、第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」により運用しているところであるが、(6)項ロに掲げる用途に供される部分にあつては、第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」1(3)イに規定する部分に該当しないこと。

## (2) 高齢者施設等に関する事項

ア 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、避難が困難な要介護者（規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者をいう。）をいう。以下同じ。）の入居を想定した介護居室等の定員が全定員の半数以上を占めるものをいうこと。

なお、避難が困難な要介護者であること、認知症等により火災が覚知できないこと等の理由から、自力避難困難である者が介護居室等の定員を超えて施設全体の定員の半数以上入居しているものについても同様の取扱いをすること。

イ 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次の(7)及び(4)に該当するものであること。

- (7) 実態として、利用者を一月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していること（資料1参照）。
- (4) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当

該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。

ウ 前ア及びイにおける入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3か月以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認し、対応すること（資料2例1参照）。

エ 令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、前ア又はイと同様に判断すること。

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に関する令別表第1の用途の取扱いについては、当該住宅を設置、運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者より、食事の提供、介護サービス（状況把握及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理（以下「介護サービス」という。）のいずれか1つでも行われているものについては、令別表第1(6)項ロ又はハの有料老人ホームに該当すること。

具体的な判断の目安として、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。

なお、有料老人ホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項で規定されており、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているかどうかにかかわらず、食事の提供等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして取り扱われる。当該マンション等のサービス提供の取扱いが不明確である場合には、福祉部局と連携の上、当該施設の取扱いを適切に判断すること。

カ 老人デイサービス事業を行う施設として指定を受けている事業所において、利用者を自主事業として宿泊させるものは、上記イに該当するものを令別表第1(6)項ロ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」として取り扱うこと。

### (3) 児童福祉施設等に関する事項

#### ア 小規模住居型児童養育事業に関する事項

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業は、養育する児童の年齢層が0歳から18歳までと幅広く、5から6名の定員の中で、一定の避難介助を要する乳幼児が

利用する蓋然性は高いとは言えず、養育者の居宅において、収入を得ながら一定の人員を居住させている点に着目すれば、その実態は下宿・共同住宅等と共通する面が多いと考えられるため、通常、同事業が行われる施設は、別表第1(5)項口として取り扱うこと。ただし、専ら乳幼児（生後0日から小学校就学前の子供をいう。以下同じ。）の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、令別表第1(6)項口又はハとして取り扱うこと。

#### イ 家庭的保育事業に関する事項

児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業が行われる施設は、乳幼児を対象として保育を行う施設であり、業態としては保育所と同様であるため、消防法令上の用途区分としては、令別表第1(6)項ハとして取り扱うこと。ただし、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合には、同事業に供される部分の規模が極めて小さいことが一般的であり、第2章第2節第2「令別表第1の取扱い」2(1)により、全体として一般住宅として取り扱われるケースが多いと考えられる。

#### (4) 障害者福祉施設等に関する事項

ア 令別表第1(6)項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、同項口(5)に規定する障害者支援施設、短期入所を行う施設及び共同生活援助を行う施設を利用する者のうち、規則第5条第7項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）が8割を超える施設をいうこと。

障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考に福祉部局と連携の上、当該者の障害支援区分を適切に判断すること。

#### イ 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成26年4月に創設されたものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第1(5)項口として取り扱うこと。

ウ 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ入居形態が一般の共同住宅と変わらないものについては、令別表第1(5)項ロとして取り扱うこと。

エ 利用者の入れ替わり、障害支援区分の変更や期限が切れている等の事情により、令別表第1の用途等が定まらない場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等により、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認するなど、施設の状況を十分に確認し対応すること（資料2例2参照）。

(5) 障害者施設等のスプリンクラー設備設置対象に関する事項（令第12条及び規則第12条の3関係）

ア 令第12条第1項第1号ハに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」とは、規則第5条第7項に該当する者（障害支援区分が4以上の者）のうち、規則第12条の3第1号から第6号まで（以下「特定認定調査項目」という。）のいずれかに該当する者が、令別表第1(6)項ロ(2)、(4)又は(5)に掲げる施設の利用者の8割を超える施設をいうこと。

イ 障害者施設等（障害児入所施設を除く。）の利用者が特定認定調査項目に該当するかどうかの情報は、通常、利用者本人及び施設関係者は把握していないことから、利用者本人、施設関係者等が市町等の認定調査項目審査担当部署に確認する必要があることを事前調査、事前相談等の機会を捉えて施設関係者又は設計者に伝えること。

ウ 障害者施設等（障害児入所施設を除く。）の利用者が特定認定調査項目に該当するかどうかの情報は、市町等の認定調査項目審査担当部署に開示請求等をせずとも、市町等から施設関係者に情報提供できるよう利用者の同意があらかじめ得られている場合などがあるため、併せて確認するよう施設関係者又は設計者に伝えること。

エ 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断については、次により取り扱うこと。

(7) 障害児入所施設

あ 18歳未満の障害児には、障害支援区分の適用がなく、特定認定調査項目の判定の必要もないことから、障害児入所施設の「介助がなければ避難できない者」として総務省令で定める者を主として入所させるものを確認する際には、「学齢期（※）以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」を判断基準とすること。

※学齢期とは、学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢のことで、満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）が該当する。

い 設置認可及び指導監督の権限を持つ県又は児童相談所により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報を施設関係者に確認すること。

なお、当該確認は、全ての入所児童に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割以下であることを証明するのに必要な人数の確認で足りるものであること。

(8) 救護施設

あ 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認すること。

い あによらない場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき施設の設置認可及び指導監督の権限を持つ県又は市により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を施設関係者に確認すること。

(6) 自動火災報知設備の設置基準関係（令第21条関係）

ア 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

イ 老人デイサービス事業を行う施設として指定を受けている事業所において、利用者を宿泊させるサービスを提供しているもの（令別表第1(6)項ロと判定

したものは除く。)は、「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

ウ 認可外保育施設等のうち、開設時間が24時間のもの及び午前2時から午前7時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの（午前6時から開設する施設である等、明らかに宿泊に該当しないものは除く。）は、「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」に準ずるものとして、自動火災報知設備の設置を促すこと。

(7) その他

ア (1)イ(㌾)等により、事業者の受入れ体制に関する資料の提出を求めるときは、別添「社会福祉施設等事業概要確認書」に施設管理規程等の必要資料を添付し提出するよう関係者に求めること。

イ 用途判定及び消防用設備等の設置要否等について疑義が生じた場合は、担当係と協議すること。

資料1

利用者を一月当たり5日以上宿泊させる施設（例）

例1 毎週決まった曜日に宿泊を受け入れるもの

日	月	火	水	木	金	土
△	△		A B			
			A			
			A B C			
			A B			
			A B C	△	△	△

例2 連続して5日以上宿泊を受け入れるもの

日	月	火	水	木	金	土
△	△					
				A	A	A
A	A					
				△	△	△

例3 不連続だが5日以上宿泊させるもの

日	月	火	水	木	金	土
△	△				A	A
A						A
		A		△	△	△

例4 一人ひとりの宿泊は5日未満だが、宿泊者を受け入れる日が延べ5日以上となるもの

日	月	火	水	木	金	土
△	△				A	
	B					
			C			
					D	
		E		△	△	△

利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合の判定（例）

資料2

利用者の実績（例）

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
施設利用者	10	9	9	8	8	7	7	8	7	7	6	6	5	6	6	6
※避難が困難な者の人数	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
5	5	5	6	7	7	7	7	8	9	9	8	8	7	213
5	3	3	3	3	3	3	4	4	5	5	4	4	4	108

5月合計	6月合計	3か月累計
220	225	658
115	110	333

※ 例1の場合は「避難が困難な要介護者」、例2の場合は「避難が困難な障害者等」の人数とする。

例1 避難が困難な要介護者を主として入所若しくは入居又は宿泊させるもの

※ 3か月以上の一定期間における入居者等に対する避難が困難な要介護者の割合

(A) 避難が困難な要介護者の累計人数 / (B) 入居者等の累計人数 = 当該施設の定常的な状態

(A) 333人 / (B) 658人  $\doteq$  0.506  $\geq$  0.5

● 避難が困難な要介護者の割合が、当該施設利用者全体の半数以上となるため、当該施設は令別表第1(6)項ロと判定する。

例2 避難が困難な障害者等を主として入所させるもの

※ 前年度実績等の一定期間における施設利用者に対する避難が困難な障害者等の割合（便宜上、3か月で判定）

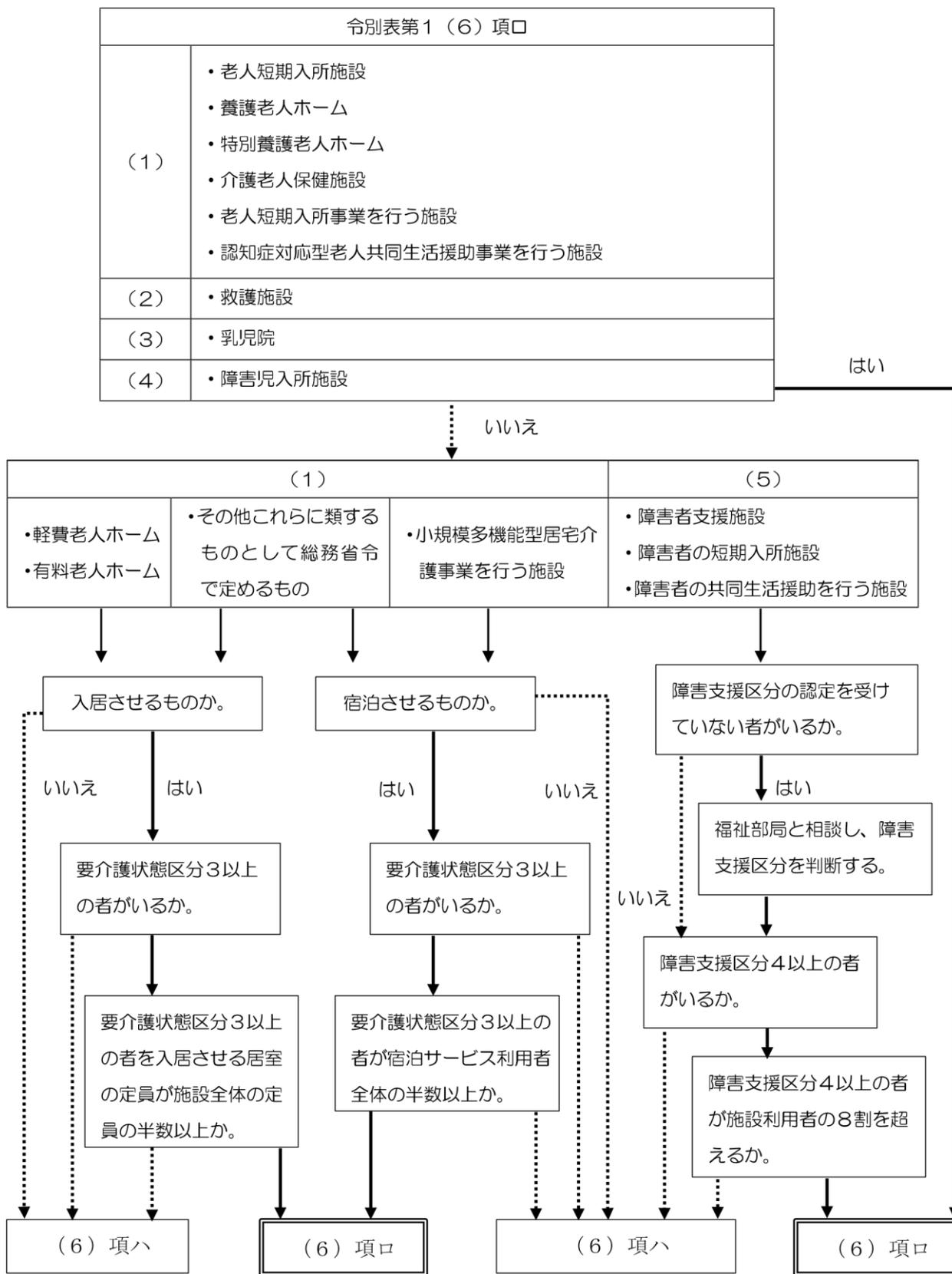
(A) 避難が困難な障害者等の累計人数 / (B) 施設利用者の累計人数 = 当該施設の定常的な状態

(A) 333人 / (B) 658人  $\doteq$  0.506  $\leq$  0.8

● 避難が困難な障害者等の割合が、当該施設利用者全体の8割以下となるため、当該施設は令別表第1(6)項ハと判定する。

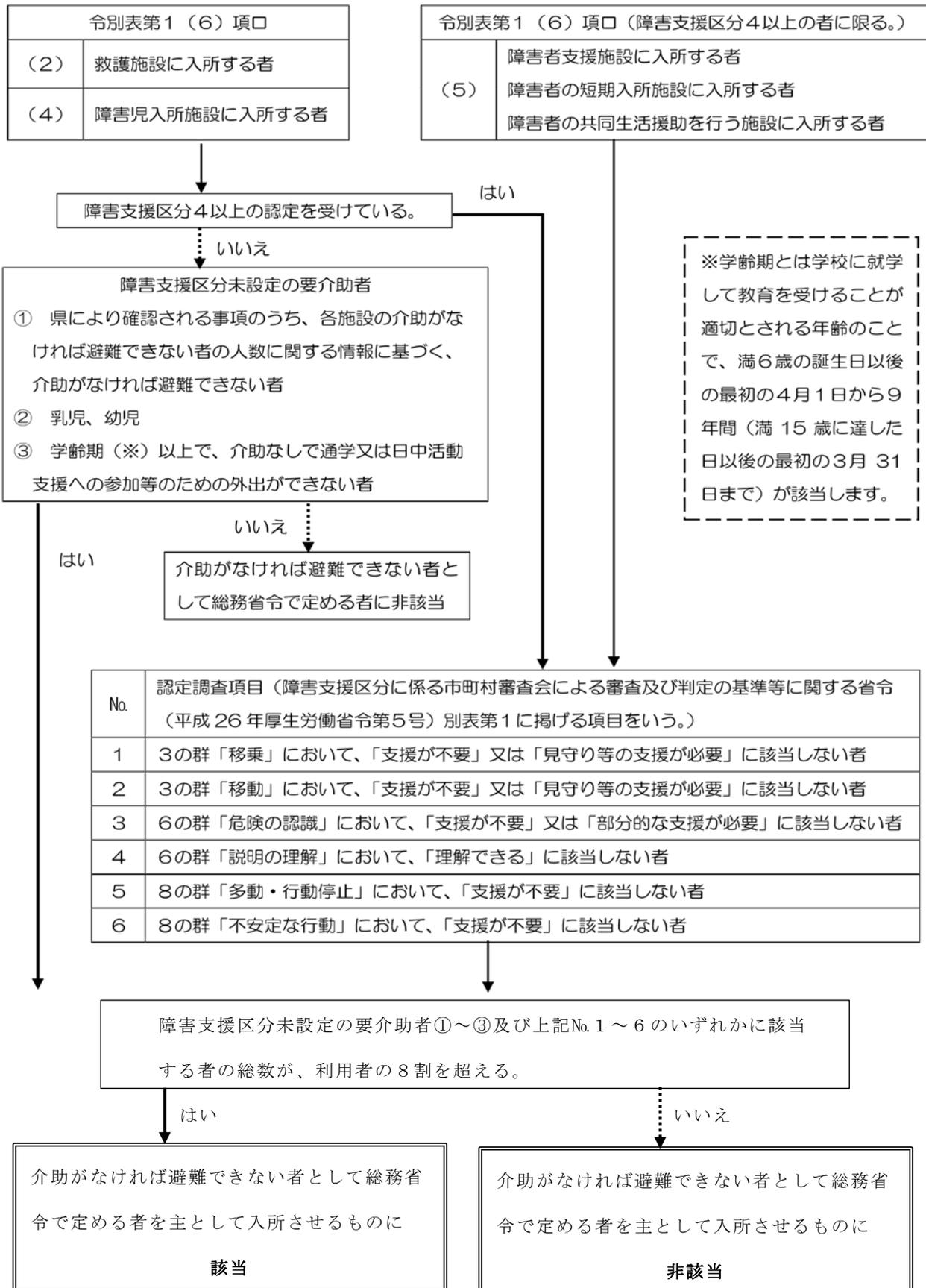
参考 1

(6)項ロ 判定フロー



参考2

介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの  
 (規則第12条の3)



別 添
年 月 日

(あて先) 駿東伊豆消防本部消防長 (署長)

届出者

住所

氏名

社会福祉施設等事業概要確認書

当防火対象物の事業の概要は、下記のとおりで相違ありません。

なお、この概要に変更が生じた場合は速やかに報告します。また、下記事項について、市町関係部局との連携のために情報を提供することを承諾します。

記

1 施設の概要

防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
施 設 の 種 類		
根 拠 条 文		
福 祉 サ ー ビ ス の 内 容	入居(所) ・ 宿泊 ・ その他 (                    )	
同一建物での他事業の有無	有 (高齢者施設 ・ 障害者福祉施設等) ・ 無	
	施設の種類の	

2 利用者の状況

(1) 高齢者施設 ( (裏面) 留意事項①～④を参照してください。 )

施設全体の定員数又は宿泊サービス利用者数 (予定数)	A	人
要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数 (予定数)	B	人
共用スペースにおける福祉サービスの有無	有 ・ 無	

(2) 障害者福祉施設等 ( (裏面) 留意事項①～③及び⑤を参照してください。 )

施設全体の定員数 (予定数)	C	人
障害支援区分4以上の者の数 (予定数)	D	人
介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者の数 (予定数)	E	人

(裏面)

◆ 留意事項

- ① 実際に入居又は宿泊若しくは入所している人数（予定数）を記入してください。
- ② 新築又は利用者の入れ替わり等で、①が明確でない場合は、届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設を設置しようとする際に示す定員の予定数を記入してください。
- ③ ②の届出等がない場合は、入居又は宿泊若しくは入所の用に供する部屋の数、規模及び形態等の受入れ体制により記入し、それらに関する資料を添付してください。
- ④ 共用スペースでの福祉サービスの有無とは、事業者による食事の提供の場となる食堂や事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室の有無を記載してください。
- ⑤ 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者については、下記※1、※2を参考とし人数を記載してください。

※1 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者とは

- (1) 乳児、幼児
- (2) 障害支援区分4以上の者であって、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。）の中で下表の①～⑥の項目のいずれかに当てはまる者

- |  |
|--|
| ① 3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者   |
| ② 3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者   |
| ③ 6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者 |
| ④ 6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者              |
| ⑤ 8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者            |
| ⑥ 8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者             |

- (3) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当する者※2

※2 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断について

- (1) 障害児入所施設
  - ① 認定調査項目に代わる判断基準  
「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていないかどうか」の判断基準により確認してください。
  - ② ①によらない場合については、福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報に基づき記入してください。
- (2) 救護施設
  - ① 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認してください。
  - ② ①によらない場合については、市町福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報に基づき記入してください。

経過欄（この欄は事務処理に使用するため記入しないでください。）			
高齢者施設	人数（定員数）	共用スペースでの福祉サービスの提供の有無	用途判定
	・ $B/A \geq 0.5$ ・ $B/A < 0.5$	・ 有 ・ 無	（ ）項
障害者福祉施設等	用途判定	介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの判定（用途判定で（6）項口と判定された場合に限る。）	
	・ $D/C > 0.8 \Rightarrow (6) \text{項口}$ ・ $D/C \leq 0.8 \Rightarrow (6) \text{項ハ}$	・ $E/C > 0.8 \Rightarrow \text{該当}$ ・ $E/C \leq 0.8 \Rightarrow \text{非該当}$	

## 11 特例共同住宅の取扱い

消防用設備等の技術上の基準の特例を適用した共同住宅の一部を他の用途に利用する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

### (1) 特例の承認基準

消防用設備等の技術上の基準の特例を適用した共同住宅の一部を他の用途に利用するもののうち、第2及び第3の要件を全て満たす防火対象物については、令第32条を適用し、当該特例の継続を承認することができるものとする。

なお、特例の継続を承認する際は、特例申請書の提出を関係者に求めること。

### (2) 対象となる防火対象物

対象となる防火対象物は、次の全ての要件に該当する防火対象物とする。

ア 次に掲げる通知により特例を適用した共同住宅（次に掲げる通知により特例を認めたと考えられるものを含む。）で、構造要件に変更がないものであること。

(ア) 「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」（昭和36年8月1日付け自消乙予発第118号 廃止）

(イ) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号 廃止）

(ロ) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号 廃止）

(ハ) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号 廃止）

イ 令別表第1(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物については、次に掲げるものに限る。以下同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存しないものであること。

(ア) 有料老人ホーム

(イ) 福祉ホーム

(ロ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）

(ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（障害者グループホーム）

(ニ) その他(ア)から(ハ)に類する居住型の福祉施設

ウ 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「住戸利用施設」という。）の床面積の合計が300㎡未満、かつ、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

エ 住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で、独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。）の床面積がいずれも100㎡以下であること。

オ 住戸利用施設は、避難階又はその直上階に存すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、5階以下の階とすることができる。

(7) 令別表第1(5)項イ又は(6)項ハの用途に供される部分である場合（特定一階段防火対象物となる場合を除く。）

(4) 全ての住戸等の主たる出入口が直接外気に開放された廊下又は階段に面しており、かつ、二方向避難が可能である場合

### (3) 消防用設備等の基準

住戸利用施設の部分に法第17条の規定に基づき必要とされる消防用設備等（令第9条の規定により必要とされるものに限る。）が技術上の基準に従い設置されていること。ただし、次に掲げる設備については、その設備区分に応じ、それぞれの定めによるものとする。

#### ア 消火器具

住戸利用施設の独立部分ごとに設置すること。ただし、法第17条の技術上の基準に従い、共用部分に設けられている場合は、設置を要しないものとする。

#### イ スプリンクラー設備

(7) 令第12条第1項第3号に掲げる防火対象物であっても、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設けることができるものとする。

(4) 規則第12条の2又は第13条第1項の規定を適用することができるものとする。

#### ウ 自動火災報知設備

(7) 自動火災報知設備に代えて、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができるものとする。

(4) 住戸利用施設で発生した火災を、当該施設の関係者等（所有者、管理者又は当該施設で勤務している者をいう。以下同じ。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。当該装置の具体例としては、次のよ

うなものが想定される。

あ 住棟受信機が設置されている場合については、住戸利用施設において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲の設定が行われているもの

い 住戸利用施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所が登録されているもの（機械警備等により、警備会社等から関係者等への連絡体制が構築されているものを含む。）

#### エ 火災通報装置

消防機関からの呼び返しに備え、火災通報装置本体及び遠隔起動装置の直近に通報内容（建物所在地及び名称、当該施設の存する階又は部分、施設名称、電話番号及びその他必要な事項）を明示すること。

#### オ 誘導灯

住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生じる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している場合は、免除できるものとする。

### 12 建築物の屋上に設けるビアガーデン等

建築物の屋上で開設されるビアガーデン、展示販売等に対しては、次の事項を指導するものとする。

(1) 消防用設備等は次により設置すること。

ア 消火器を厨房に1個以上及びその他の部分については、歩行距離20m以内に1個以上設置すること。

イ 誘導標識（蓄光式）を避難上有効に設置すること。ただし、誘導灯が有効に設置されている場合はこの限りでない。

ウ 拡声器を従業員の常時いる場所に設置すること。ただし、警報設備が有効に設置されている場合はこの限りでない。

(2) いす、テーブル、売場等の配置については、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。

(3) 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防災性能を有する材料又はこれと同等以上の防災性能を有するものとする。

(4) 建基令第126条の規定に基づき、屋上広場が義務付けられている場合は、有効に屋上広場を確保すること。

13 自動車販売会社（自動車ディーラー）の取扱いについて

自動車販売会社は次のとおり取り扱うものとする。

例1

	事務所 (150 m <sup>2</sup> )	2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理権原が同一である。</li> <li>・作業場はディーラー購入者以外の車両の作業（修理）も行う。</li> <li>・展示室は、不特定多数の者が出入りし、かつ、販売品の受渡し行為（部品、アクセサリの販売）又は契約等の売買行為がある。</li> </ul>
自動車作業場 (250 m <sup>2</sup> )	展示室 (300 m <sup>2</sup> )	1階	

主たる用途を展示室として取扱い、展示室及び事務所を(4)項、自動車作業場を(12)項イとし、全体を(16)項イとして取り扱うものとする。

例2

事務所 (800 m <sup>2</sup> )		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理権原が同一である。</li> <li>・展示室は、不特定の者の出入りが少ない。</li> <li>・直接販売品の受渡し行為がない等、ショーウィンド的な利用形態である。</li> </ul>
事務所 (800 m <sup>2</sup> )		
事務所 (800 m <sup>2</sup> )		
事務所 (450 m <sup>2</sup> )	展示室 (350 m <sup>2</sup> )	

主たる用途を事務所として取扱い、全体を(15)項として取り扱うものとする。

14 調剤薬局の取扱いについて

(1) 調剤薬局は、(4)項に掲げる防火対象物に該当する。ただし、待合部分等で販売用の商品が陳列されていないものについては、(15)項として取り扱うことができるものとする。

(2) 前(1)により、(15)項として取り扱う調剤薬局がドラッグストア等の一部にある場合、管理権原が同一であれば、建物全体を(4)項、管理権原が別のものであれば(16)項イとして取り扱うものとする。ただし、調剤薬局の床面積が、建物の延べ面積の10%未満かつ300m<sup>2</sup>未満の場合は、ドラッグストア等に従属する部分とみなし、建物全体を(4)項として取り扱うものとする。

15 鮮魚店、精肉店等の取扱いについて

鮮魚店、精肉店等は、(4)項に掲げる防火対象物に該当する。ただし、店舗内に

売場を有しないものについては、(12)項イとして取り扱うものとする。

なお、競り売り又は入札を原則とする卸売市場で、小売をしないものは、(15)項に該当する。

16 ウィークリーマンション等の取扱いについて

ウィークリーマンション（契約期間1か月未満）等における令別表第1に掲げる防火対象物の用途判定については次による。

- (1) 居室の貸し出しのみで、ホテル等としてのサービス（リネンの貸出し、清掃、ルームサービス等）の提供を受けないものは、(5)項ロとして取り扱うものとする。
- (2) 居室を貸し出し、ホテル等としてのサービス（リネンの貸出し、清掃、ルームサービス等）の提供があるものは、(5)項イとして取り扱うものとする。
- (3) 旅館業法の営業許可を受けているものは、(5)項イとして取り扱うものとする。
- (4) その他ウィークリーマンション等における用途判定については、次の項目について検討し、判断することとする。

ア 旅館業法の営業許可の有無

イ リネン等のサービス提供の有無

ウ 利用実態

17 農業用倉庫等の取扱いについて

専業農家又は兼業農家が穀物等の農産物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納する倉庫等は、住宅に併設するもの又は別であるものを問わず、令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないものとして取り扱うものとする。

18 自動車車庫等の取扱いについて

住宅に併設する自家用車庫、自家用倉庫等は令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないものとして取り扱うものとする。

19 結婚式場の取扱いについて

結婚式場は、(1)項ロとして取り扱う。ただし、式場と披露宴会場が別棟である場合は、式場を(1)項ロ、披露宴会場を(3)項ロとして取り扱うものとする。

20 卸売問屋の取扱いについて

卸売問屋は、(4)項として取り扱う。ただし、次の全てに該当するものは、(4)項として取り扱わないことができる。

- (1) 利用者が卸売業、小売業等を営む特定の者に限られていること。
- (2) 取扱商品が限定されているものであること。

- (3) 専ら商品の卸販売のみを営む店舗であること。
- (4) 一般消費者を対象とした販売を兼ねていないこと。

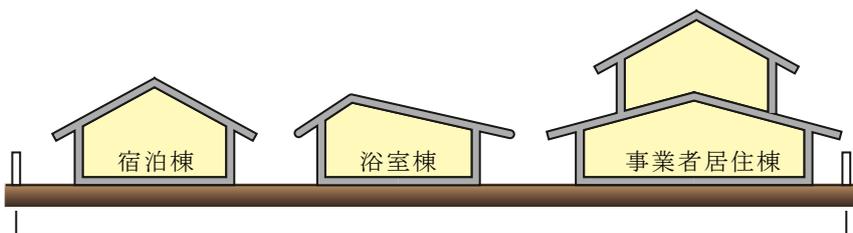
## 21 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項において同じ。）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

- (1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号ト(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が50㎡以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取扱い、宿泊室の床面積の合計が50㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあつては、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること（第11-1図参照）。

○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合



同一敷地の範囲、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

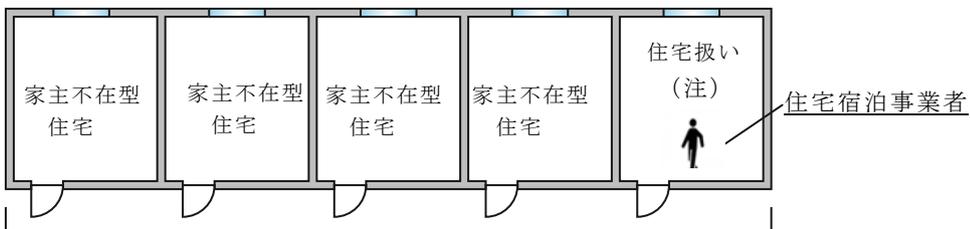
届出範囲の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟 用 途
宿泊棟	不在となる	100 m <sup>2</sup>	(5)項イ
浴室棟	不在となる	0 m <sup>2</sup>	(5)項イ (注)
住宅宿泊事業者居住棟	不在とならない	0 m <sup>2</sup>	一般住宅

(注) 一の届出住宅として届出がされた場合、宿泊室が存しない浴室棟についても5項イとして取り扱う。ただし、宿泊室が存しない棟である場合は、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備等の設置を免除できるものとする。

第11-1図

(4) 共同住宅等（令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、第2令別表第1の取扱いにより棟ごとにその用途判定を行うこと（第11-2図参照）。



同一棟、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

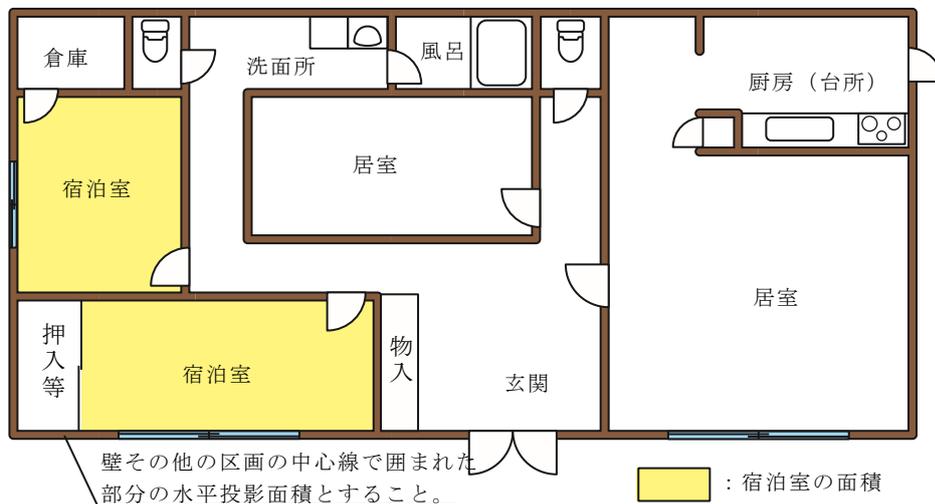
(注) 共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取扱いは、住戸ごとに判断すること。

第11-2図

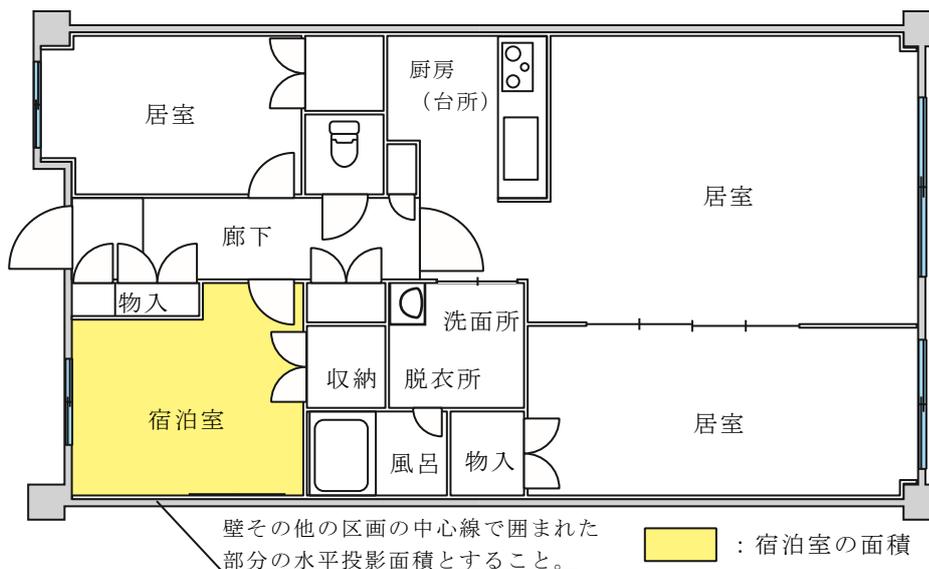
- (5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。）を適用している防火対象物の住戸において、住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が令別表第1(5)項イに該当する場合については、40号省令第2条第1号により入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。
- (6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。
- (7) 宿泊室の床面積の取扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること（第11-3図参照）。

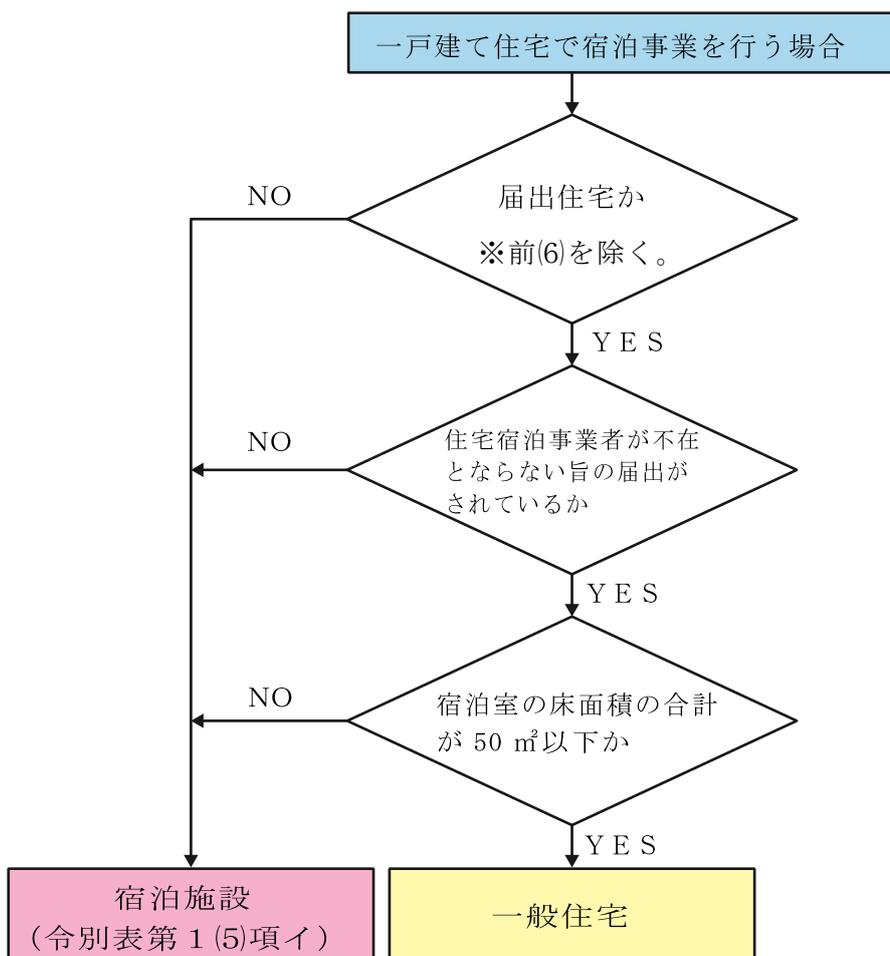
（戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積）

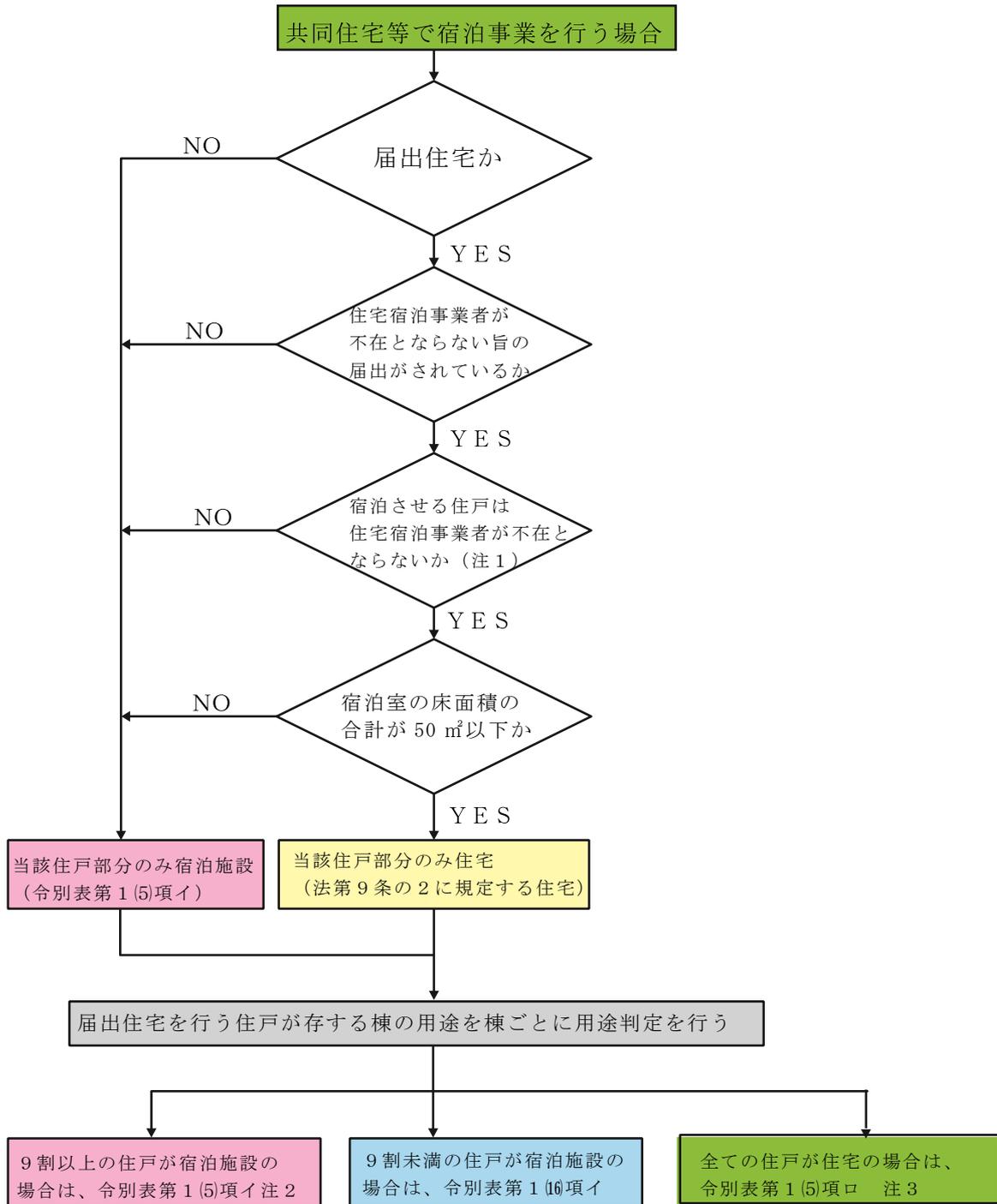


(共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積)



第11-3図





注1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。

注2 令別表第1(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合は、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、令別表第1(16)項イとなる。

注3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋となる。

22 グランピング施設等の取扱いについて

建築確認申請の対象とならないグランピングテント（建築設備等の設置がなく、常設とならないもの。以下「テント」という。）で、旅館業法の許可を必要とするテントについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 用途判定について

テント及びテントに附属する浴室棟等の小規模建築物（施設利用者が利用する建築物に限る。）を(5)項イとして取り扱うこと。

(2) 消防用設備等について

ア 消火器

(5)項イの設置基準によるものとするが、複数のテントが設置される場合は、歩行距離20m以内の範囲に設置すること。

イ 自動火災報知設備等

(7) テント

自動火災報知設備が該当となるが、規模、構造等を考慮し、令第32条を適用し、住宅用火災警報器の設置を認めるものとする。

なお、特定小規模施設用自動火災報知設備が設置された場合は、自主設置として取扱い、消防用設備等設置届出書及び消防用設備等点検結果報告書の提出は求めないものとして取り扱うこと。

(4) 附属建築物

(5)項イの設置基準によるものとするが、宿泊室が存しないことから令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を免除できるものとして取り扱うこと。

(7) 誘導灯

(5)項イの設置基準によるものとするが、小規模な施設については、令第32条の適用を積極的に考慮すること。

ウ その他

(7) 防火対象物使用開始届出書（テント及び附属建築物の面積、棟数等を記載）の提出を求めること。

(4) 特定小規模施設用自動火災報知設備又は住宅用火災警報器については、関係者による自主点検を実施すること。

(7) 防災対象物品については、防災性能を有するものを使用すること。

## 第12 届出の添付図書等

### 1 着工届

- (1) 法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の着工の届出（以下「着工届」という。）に添付する図書及び記載要領等については、第12-1表によること。

第12-1表の添付図書のみでは消防用設備等が技術上の基準に適合しているか確認できない場合は、追加の図書の提出又は添付済み図書への追記を求めること。

なお、届出者が任意で第12-1表の添付図書以外の図書の提出を希望する場合は、これを妨げるものではない。その際の添付図書は、第12-2表及び第12-3表を参考にすること。

- (2) 届出者が、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）改正前の形式による添付図書の提出を希望する場合は、第12-2表及び第12-3表を参考にすること。

- (3) 消防用設備等に係る工事の区分は、第12-4表によること。

- (4) 届出及び添付図書は、次によること。

ア 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごと一括して届け出るものであること。ただし、工事着手の日が著しく異なる場合等については、この限りでない。●

イ 非常電源に係る計算書が条例第44条に基づく火気使用設備等の設置の届出に添付されている場合、消防用設備等又は特殊消防用設備等の添付図書として用いることができる。この場合、着工届にその旨を明記すること。

ウ 規則第12条第1項第8号に規定する総合操作盤を設置する場合は、自動火災報知設備の届出に総合操作盤に関する図書及び総合操作盤の概要表（別記様式第9号）を添付すること。●

- (5) 法第17条の14に定める工事に着手しようとする日とは、次によるものであること。

#### ア 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日

#### イ 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わ

ない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日)

なお、火災通報装置については、装置の設置工事を行おうとする日

ウ 避難設備

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

(7) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事を行おうとする日

(4) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日

(6) 共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）

の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日

(5) 共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日）

オ 特殊消防用設備等

アからウまでの消防用設備等に準じた日

2 設置届等

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出（以下「設置届」という。）に添付する図書及び記載要領等については、前1着工届、(1)及び(2)によること。

また、消防用設備等ごとに消防用設備等試験結果報告書を添付すること。

(1) 届出は、防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。●

なお、消火器と避難器具等は、一括して届け出ることができるものであること。

(2) 設置届に係る添付図書で、着工届、条例第43条の規定に基づく防火対象物の使用開始の届出又は条例第44条の規定に基づく火を使用する設備等の届出に添付した図書と同一のものとなる場合は、これを省略することができる。

3 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届、設置届、消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合、既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用すること。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は第12-4表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第12-4表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第12-5表に掲げる軽微な工事に該当するものについては、次により取り扱うことで、着工届を省略することができるものとする（軽微な工事又は第12-4表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士に対しては、軽微な工事を行う場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出するよう指導すること。

なお、設置届が提出されるまでの間は、当該図書等を保存するよう指導すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表等に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるように指導すること。

(2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第12-4表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第12-4表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第12-5表に掲げる軽微な工事に該当するものについては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事において、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査

を行うこととし、現場確認を省略することができるものとする（当該軽微な  
工事又は第12-4表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編  
冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、  
消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

(3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないもので  
あるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、そ  
の実態を把握することが望ましいこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(7) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切  
な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図った  
ものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業  
務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。

(8) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第12-5表に掲げる  
とおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものについては、  
別添「軽微な工事の判断基準」を踏まえ、甲種消防設備士に対して、事前  
に相談、協議するよう指導すること。

(9) 一の消防用設備等について、第12-5表に掲げる軽微な工事を反復して  
行う場合は、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略で  
きるものとして取り扱ってよいこと。

なお、短期間に反復して行われる場合については、その理由、工事工程  
等を確認しておくこと。

(10) 自動火災報知設備の感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の  
改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、当該自動火災報知設備に  
ついて、着工届の省略を認められないこと。

(11) 屋内消火栓箱2基の増設（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感  
知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、屋内消火栓設  
備については、着工届の省略を認めてよいこと。

(12) 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理すること。

(13) 軽微な工事に係る消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、

当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合は、現場確認を行うこととしてよいこと。

- ㊦ 消防検査において消防用設備等の不適合により、新たに増設、移設等の工事を要するもので、当該工事が軽微な工事の範囲に当たる場合は、消防用設備等試験結果報告書、消防用設備等に関する図書等の確認により当該技術基準に適合していると認められるときは、規則第31条の3第4項の規定に基づき消防用設備等検査済証（以下「検査済証」という。）を交付することができるものとする。

#### 4 消防用設備等の工事計画届出等に関する運用●

法第17条の14の規定に基づく工事着手の届出が不要となる消防用設備等については、次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 対象となる消防用設備等

- ア 動力消防ポンプ設備
- イ 漏電火災警報器
- ウ 非常警報設備
- エ すべり台、すべり棒、避難ロープ、避難はしご（固定式のものを除く。）  
避難橋、避難用タラップ
- オ 誘導灯
- カ 消防用水
- キ 排煙設備
- ク 連結散水設備
- ケ 連結送水管
- コ 非常コンセント設備
- サ 無線通信補助設備
- シ 非常電源
- ス 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、次に掲げるもの
  - (7) 共同住宅用連結送水管
  - (㊦) 共同住宅用非常コンセント設備
  - (㊧) 共同住宅用非常警報設備
  - (㊨) 特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機を有するものを除く。）

(㊦) 加圧防排煙設備

(2) (1)に掲げる消防用設備等の工事を行おうとするものは、工事の着手前に工事に関する計画を、必要に応じ届け出るよう指導するものとする。

(3) (2)の届出は、前1の規定を準用するものとする。

(4) (2)の届出に係る様式は、規則第33条の18の規定を準用するものとする。

(5) 消防用設備等の設置届及び消防検査については、前3(2)による。

なお、漏電火災警報器、非常警報設備及び誘導灯の工事については、担当者の判断により現場確認を省略できるものとする。

(6) 増設・移設・取替えの工事において、工事の内容が軽微なもの（第12-6表を目安とする。）については、提出書類により検査を実施し、現場確認を省略することができるものとする。

5 その他

(1) 令第35条に該当しない防火対象物については、検査及び検査済証の交付は行わないものとする。ただし、検査要望があった場合等には、届出を受理した上で検査を実施するものとするが、検査済証の交付は行わないものとする。

(2) 自主設置の消防用設備等については、原則、検査及び検査済証の交付は行わないものとする。ただし、令第35条に該当する防火対象物で新築の場合及び収容人員の増減により義務設置となる消防用設備等については、届出書の提出及び受検を指導し、検査を行った場合には、検査済証を交付するものとする。

(3) 配線工事を伴わない感知器ヘッドの取替え、総合盤内ベルの取替え、同機種の誘導灯への取替え等は、消防用設備等点検結果報告書に措置内容及び必要事項を記載することで、届出を要しないことができるものとする。

第12-1表

設備の種類	添付図書	記載要領等
<p>消火設備</p> <p>警報設備</p> <p>避難設備</p> <p>消防用水</p> <p>消火活動上必要な施設</p>	<p>1 平面図</p> <p>2 配管系統図※1</p> <p>3 配線系統図※2</p> <p>4 計算書※3</p> <p>5 設備の概要表 (別記様式第2～第11号)</p> <p>※1 消火器、動力消防ポンプ設備、警報設備、避難設備、非常コンセント設備、共同住宅用非常コンセント設備、パッケージ型消火設備、無線通信補助設備を除く。</p> <p>※2 消火器、動力消防ポンプ設備、避難器具を除く。</p> <p>※3 パッケージ型消火設備を除く。</p>	<p>(1) 「平面図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ(天井及び天井裏高さ)、各設備の機器等の配置状況(屋内消火栓箱からの消防用ホースの延長経路、発信機や起動装置までの歩行距離等の記載を含む)、配管又は配線状況等を明記すること。</p> <p>(2) 「配管系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。</p> <p>(3) 「配線系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。</p> <p>(4) 「計算書」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。</p> <p>また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。</p> <p>ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法</p> <p>イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法</p> <p>ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法</p> <p>エ 電動機等の所要容量の算出方法</p> <p>オ 非常電源の容量の算出方法</p> <p>カ 避難器具の取付金具及び取り付ける部分</p>

		<p>の強度の算出方法</p> <p>キ その他消防用設備等の設置に係る算出方法</p> <p>法</p> <p>(5) 平面図、計算書及び試験結果報告書により(2)、(3)に掲げる配管、配線系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管、配線系統図と取り扱うこととして差し支えないこと。</p> <p>(6) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。</p> <p>(7) 添付図書は、記載内容が鮮明で判別可能な図書とするほか次によること。</p> <p>ア 折り上げでJ I SのA4サイズとすること。</p> <p>イ 図面の縮尺は、100分の1以上を原則とするが、記載内容が容易に判別可能な場合は、この限りではない。</p> <p>ウ 添付図書に用いる図示記号は、原則として、J I Sによること。</p>
<p>特殊消防用設備等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書</li> <li>2 法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画</li> <li>3 法第17条の2第3項の評価結果を記載した書面</li> <li>4 法第17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類</li> </ol>	

第12-2表

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消 火 設 備	屋内消火栓設備	1 防火対象物の概要表 (別記様式第1号)	(1) 「断面図等」には、居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、ヘッド、配管等の設置状況について明記すること。 (2) 「配管系統図」には、配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等を明記すること。 なお、平面配管系統図は、平面図に記載することができる。 (3) 「配線系統図及び展開図」には、作動順序を示す接続の状況を明記すること。 感知器等と連動した自動起動方式及び予作動式のスプリンクラー設備は、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。 (4) 「使用機器図」には、加圧送水装置、起動装置、自動警報装置、自動火災感知装置、ヘッド、ノズル、ホース等個々の機器の詳細を明記すること。 (5) 「消防用ホースの延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	スプリンクラー設備	2 設備の概要表 (別記様式第2、第3、第10又は第11号)	
	水噴霧消火設備	3 平面図及び断面図等	
	泡消火設備	4 配管系統図	
	屋外消火栓設備	5 配線系統図及び展開図	
	パッケージ型消火設備	6 仕様書及び計算書	
	パッケージ型自動消火設備	7 使用機器図	
	共同住宅用スプリンクラー設備	8 消防用ホースの延長経路図(ホースを用いるものに限る。)	
	特定駐車場用泡消火設備	9 操作盤又は総合操作盤の概要表 (別記様式第9号)	
	不活性ガス消火設備	上記を準用するほか、次によること。	
ハロゲン化物消火設備	1 設備の概要表 (別記様式第4号)	(2) 「自動起動系統図」には自動起動のもののみ、連動の状態を明示した図面を添付すること。	
粉末消火設備	2 防護区画一覧表 3 ダクト系統図 4 自動起動系統図		

消 火 設 備		5 消防用ホースの延長経路図（ホースを用いるものに限る。）	(3) 「消防用ホースの延長経路図」には、各階の最も延長経路が長い部分1か所を平面図に記載して確認すれば足りるものであること。
	非常電源	1 配置図 2 構造図 3 接続図 4 仕様書及び計算書	(1) 「配置図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所とその周囲（平面図） イ 設置する場所（区画）の構造（室内仕上げ表を含む。）、出入口、開口部等の位置及び材質 ウ 換気装置（ダクトを含む。）の位置・構造 エ 機器及び配線の位置並びに相互の距離（平面図） オ その他必要な付属設備 (2) 「構造図」には、次の内容を明記すること。 ア 機器の姿図又は外観図。ただし、内容が確認できるカタログ等に代えることができる。 イ 耐震措置に係る内容等 (3) 「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図（単線接続図又は三線接続図） イ 作動順序を示すフローチャート ウ 制御回路（インターロック回路を含む。） (4) 「仕様書」は、仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。 (5) 「計算書」には、次の内容を明記する

<p>消 火 設 備</p>			<p>こと。</p> <p>ア 発電容量の算定</p> <p>イ 換気量</p> <p>ウ 冷却水量の算定</p> <p>エ 耐震措置</p> <p>(6) 認定品を使用した場合は、認定証書の写し等を添付すること。</p> <p>(7) 「負荷設備概要表」の耐火又は耐熱電線の接続方法において、標準工法以外を使用した場合は、当該工法に係る図書を添付すること。</p>
<p>警 報 設 備</p>	<p>自動火災報知設備</p> <p>ガス漏れ火災警報設備</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備</p> <p>住戸用自動火災報知設備</p> <p>特定小規模施設用自動火災報知設備（「受信機を設けないもの」を除く。）</p> <p>複合型居住施設用自動火災報知設備</p>	<p>1 防火対象物の概要表 （別記様式第1号）</p> <p>2 設備の概要表 （別記様式第5～第7号）</p> <p>3 断面図</p> <p>4 配線図（電源系統図、設備系統図、設備図）</p> <p>5 平面図</p> <p>6 仕様書</p> <p>7 非常電源（別置型に限る。）</p> <p>8 操作盤又は総合操作盤の概要表 （別記様式第9号）</p>	<p>(1) 「防火対象物の概要表」については、無窓階該当階の有無及び該当階を明記すること。</p> <p>(2) 「設備の概要表」は次によること。</p> <p>ア 特殊な施工方法等で様式に該当項目がない場合は、備考欄に概要を記入する。</p> <p>イ 自動火災報知設備について音声警報機能付の放送設備を設置し、地区音響装置を省略する場合は、その旨を記入する。</p> <p>(3) 「断面図」には、各室の用途、間仕切壁、開口部の状況等又は建築物の屋根の傾斜、はりの深さ及びはりの間隔、天井の形状を明記すること。</p> <p>(4) 「配線図」は次によること。</p> <p>ア 「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。</p> <p>イ 「設備系統図」には、電線管の口径、</p>

警 報 設 備			<p>配線本数、電線路の立上り・引下げ・警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱、副受信機の配置状況を階別、系統別に明記すること。</p> <p>(5) 「平面図」には、室名及び設備系統図を構成する機器、配線等を平面的に明記して、消火設備の設置等により感知器が省略された部分は、図面にその旨を色別等により明記すること。</p> <p>(6) 「非常電源」(別置型に限る。)については、消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
避 難 設 備	<p>金属製避難はしご          (固定式のもの(固定はしご及び避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごをいう。)に限る。)</p> <p>救助袋</p> <p>緩降機</p>	<p>1 設備の概要表          (別記様式第8号)</p> <p>2 配置図</p> <p>3 平面図</p> <p>4 立面図</p> <p>5 避難器具の設計図及び構造計算書</p>	<p>(1) 「配置図」には、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。</p> <p>(2) 「平面図」には、設置位置を記入する。</p> <p>(3) 「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。</p> <p>(4) 「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。</p> <p>(5) 「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。</p>
特 殊 消 防 用	<p>特殊消防用設備等</p>	<p>特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画、法第17条の2第3項の評価結果を記</p>	

設 備 等		載した書面及び法第17条の 2の2第2項の認定を受け たものであることを証する 書類	
-------------	--	---	--

第12-3表

設備の種類	添付書類	記載要領等
消火器 簡易消火用具 非常警報器具 誘導標識	1 案内図 2 平面図 3 仕様書	(1) 「平面図」には、当該器具等の設置位置を明記すること。 (2) 「仕様書」には、当該器具等の概要、機能、構造等を明記すること。
動力消防ポンプ 消防用水	1 案内図 2 配置図 3 仕様書 4 配管 5 計算書 6 使用機器図	第12-2表の消火設備の例によること。
排煙設備 加圧防排煙設備	1 仕様書 2 計算書 3 案内図 4 平面図 5 風道系統図 6 配線図 7 非常電源	(1) 「仕様書」には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。 (2) 「平面図」には、防煙区画、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 (3) 「風道系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 (4) 「非常電源」は、消火設備欄の非常電源の例によること。
非常コンセント設備 共同住宅用非常 コンセント設備	1 案内図 2 平面図 3 立面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 非常電源	(1) 「平面図」及び「立面図」には、非常コンセント等の設置位置、立面図、箱内器具の配置状況等を明記すること。 (2) 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用電源及び非常電源の配線 イ 開閉器等の位置、種類、容量等 (3) 「仕様書」には、非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること。 (4) 「非常電源」については、消火設備欄の非常電源の例によること。
無線通信補助設備	1 案内図 2 配線図 3 平面図 4 使用機器図	(1) 「案内図」には、防火対象物の所在地並びに目標となる道路及び防火対象物の入口等を明記すること。 (2) 「配線図」は、電源系統図、設備系統図、設備平面図の順とすること。 (3) 「設備系統図」には、配線の立上り、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器(構成部品)における損失、利得及びふく射レベルを併記すること。 (4) 「設備平面図」には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 (5) 「平面図」は、設備平面図と兼ねることができるものであること。 (6) 「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図仕様等を明記すること。

第12-4表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

1 新設 防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。	工 事 に 該 当
2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	
3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	
4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。	
5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	
6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。	整 備 に 該 当
7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	

第12-5表 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 2 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	1 ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 2 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	1 ヘッド → 1の選択弁において2個以内 2 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	1 ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 2 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 2 ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。	1 ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 2 ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 3 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 4 制御盤、操作盤等の電	全ての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。

	<p>響を及ぼさないものに限る。</p> <p>3 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。</p> <p>4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	
自動火災報知設備	<p>1 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下</p> <p>2 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>1 感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p> <p>2 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>1 感知器 → 10個以下</p> <p>2 受信機、中継器 → 使用回線が7回線を超えるものを除く。</p> <p>3 発信機、ベル、表示灯</p>
ガス漏れ火災警報設備	<p>検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
避難器具 (金属製避難はしご (固定式のものに限る。)) (救助袋) (緩降機)	<p>該当なし</p>	<p>本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>1 標識 2 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>
パッケージ型消火設備	<p>→ 既設と同種類のもの → 2基以下で、同一室内のもの</p>	<p>→ 同一室内のもの</p>	<p>全ての構成部品</p>
パッケージ型自動消火設備	<p>1 ヘッド → 既設と同種類のもの → 5個以下で、散水障害がないもの、かつ、パッケージ型自動消火設備の性能に影響を及ぼさないもの</p> <p>2 感知部 → 既設と同種類のもの → 10個以下</p>	<p>1 ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらないもの</p> <p>2 感知部 → 既設と同種類のもの → 10個以下</p>	<p>受信装置を除く構成部品</p>

共同住宅用 スプリンクラー設備	1 ヘッド → 既設と同種類のもの → 5個以下で散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能（吐出、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないもの 2 補助散水栓箱 → 既設と同種類のもの → 2個以下	1 ヘッド → 5個以下で、防護範囲が変わらないもの 2 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内の移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
共同住宅用 自動火災報知設備	1 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 → 既設と同種類のもの	1 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 → 既設と同種類のもの	1 感知器 → 10個以下 2 住棟受信機、中継器 → 使用回線が7回線を超えるものを除く。 3 共同住宅用受信機 4 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用 自動火災報知設備	1 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 2 補助音響装置、戸外表示器 → 既設と同種類のもの	1 感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 2 補助音響装置、戸外表示器 → 既設と同種類のもの	1 感知器 → 10個以下 2 住戸用受信機 3 中継器、音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
特定小規模施設用 自動火災報知設備 （受信機を有するもの）	自動火災報知設備の例による。	同左	同左
複合型居住施設用 自動火災報知設備	自動火災報知設備の例による。	同左	同左
特定駐車場用泡消火設備	1 ヘッド → 泡消火設備の例による。 2 感知継手 → 5個以下	ヘッド → 5個以下	泡消火設備の例による。

④ 異なる工事区分（増設・移設・取替え）を同時に行う場合であっても、それぞれの工事が本表の基準に適合する場合は、軽微な工事に該当するものとして取り扱うことができる。

第12-6表

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	該当なし	該当なし	ポンプ及びポンプ駆動用の内燃機関を除く構成部品
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電路内の場合	全ての構成部品で、型式に変更がない場合
非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン)	音響装置、起動装置、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合	全ての構成部品
非常警報設備 (放送設備)	1 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカー → 既設と同種類のもの → 5個以下	1 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)、表示灯 → 同一報知区域内のもの 2 スピーカー → 5個以下	1 増幅器、操作部、遠隔操作器を除く構成部品 2 スピーカー → 5個以下
避難器具 (着工届を要しないもの)	該当なし	本体・取付金具 → 同一階の場合 → 設置時と同じ施工方法の場合	1 標識 2 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法の場合
誘導灯	5個以下の場合	5個以下の場合	5個以下の場合 ※同機種の取替えは、前5(3)参照
排煙設備	1 防煙区画 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口、風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 3 手動起動装置 → 操作性に影響がない場合 4 自動起動装置 → 既設と同種類の場合	1 排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 手動起動装置 → 同一防煙区画内の場合、かつ、操作性に影響がない場合 3 自動起動装置 → 同一防煙区画内の場合、かつ、既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の送水区域において5個以下	ヘッド → 一の送水区域において5個以下 → 送水区域に変更のな	全ての構成部品

	→ 送水区域に変更のない範囲である場合	い範囲である場合	
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	全ての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除く全ての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がない場合



別記様式第2号

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表  
水噴霧消火設備・泡消火設備

水	源	専用・兼用	種別	地下ピット・床置き・その他 ( )			有効水量 (当該設備用)	m <sup>3</sup>		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力						
			電圧	V	φ × L / min × m × kw					
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所				
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所				
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>			
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合計	個		
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m		本	表示灯	専用・兼用		
噴霧ヘッド	標準放射量		L/min		標準放射圧力	MPa	放射角度 °			
泡放出口	フォームヘッド		個		フォームウォータースプリンクラーヘッド		個			
	高発泡用泡放出口		個		泡ノズル		個		その他 ( )	
泡消火設備の方式	固定式 (全域・局所) ・ 移動式			高発泡・低発泡	一斉開放弁	A 個				
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡			貯蔵量	L	希釈容量濃度	%		
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他 ( )								
放水 (出・射) 区域	区域数	最大	放水 (出・射) 面積	m <sup>2</sup>	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m <sup>3</sup>		
		最小	放水 (出・射) 面積	m <sup>2</sup>	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m <sup>3</sup>		
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他								
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ( )						手動式開放弁		
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他				
配管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( )			設備			
	止水弁	逆止弁			その他 ( )					
ブースポタンク	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力		補助水槽						
		φ × L / min × m × kw	m <sup>3</sup>							
		φ × L / min × m × kw	m <sup>3</sup>							
電源	常用電源	単相・三相	AC	V	電灯回路・動力回路					
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
	非常電源	自家発電設備	単相・三相	AC・DC	V	kVA	使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V								
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
その他										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第3号

ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 の 概 要 表

水 源	専用・兼用	地下ピット・床置き・その他 ( )	有効水量 (当該設備用)	m <sup>3</sup>			
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
		電圧	V	φ × L/min × m × kw			
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>
ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド 等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)	減 圧 弁			
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)	有・無			
	小区画型	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)				
	側壁型	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)				
	開放型ヘッド	個・補助散水栓	個				
設 備 の 方 式	湿式・乾式・予作動式	自動警報装置	流水検知装置	A 個	・ 圧力検知装置 個		
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ( )				送水口 (双口型 個)		
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ( )			手動式開放弁			
一 斉 開 放 弁	A 個		電 動 弁 等	A 個			
配 管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( 設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁 其他 ( )				
放 水 型 ヘ ッ ド	固定式 ( 個) ・ 可動式 ( 個)		一斉開放弁	A 個			
加 圧 送 水 装 置	放水型ヘッド	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
		電圧	V	φ × L/min × m × kw			
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
起 動 感 知 方 式	感知器・走査型の感知器・その他 ( )						
配 管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( 設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁 其他 ( )				
ブ ー ス タ ン プ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			補助水槽		
		φ × L/min × m × kw	m <sup>3</sup>				
	補助加圧装置	φ × L/min × m × kw			/		
		φ × L/min × m × kw	m <sup>3</sup>				
電 源	常用電源	単相 ・ 三相 AC V	電灯回路 ・ 動力回路				
		DC V AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別 専用・共用		
	非常電源	自家発電設備	単相 ・ 三相 AC ・ DC V	kVA	使用別 専用・共用		
		蓄電池設備	DC V AH	充電方式	トリクル ・ 浮動 使用別 専用・共用		
非常電源専用受電設備		単相 ・ 三相 AC V					
配 線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ( )					
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管理設、その他 ( )					
	警 報 回 路	耐熱電線、電線管露出、電線管理設、その他 ( )					
	そ の 他 の 回 路	IV電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ( )					
そ の 他							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第4号

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表  
粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置							
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式・低圧式・その他（ ））・加圧									
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式									
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他（ ）									
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所	赤色表示灯	専用・兼用			
消火剤	種 別				設置場所					
	容器別数量	kg×容器本数		本	=総容量		kg			
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素		数量	m <sup>3</sup> ・L・kg		容器本数		本		
配 管	管									
	弁 類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他（ ）								
放 出 区 域	区域数	最大	放出面積	m <sup>2</sup>	放出率	kg/s	放出体積			m <sup>3</sup>
		区域	最小	放出面積	m <sup>2</sup>	放出率	kg/s	放出体積		
移動式消火設備の数		箇所								
電 源	常用電源	単相・三相		AC	V	電灯回路・動力回路				
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
電 源	非常電源	自家発電設備		単相・三相	AC・DC	V	kVA	使用別	専用・共用	
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）								
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）								
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）								
	放出区域名	階	面 積	体 積	換 気 口	換 気 装 置	排 出 措 置	消 火 剤 量	ヘッド数	
1			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
2			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
3			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
4			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
5			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
6			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
7			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個	
そ の 他										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第5号

自動火災報知設備の概要表

(その1)

感 知 器	機 種		蓄積	自動	遠隔	種別	個数	
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	式 型 ( )							
	型式番号 感 第 号		製 造 会 社 名					
	発 信 機	屋内型	型 級 個	型式番号 発第 号	製造会社名			
		屋外型	型 級 個	型式番号 発第 号	製造会社名			
	表 示 灯	V 個						
中 継 器	種 別		回 線 数	電 源 供 給 方 式		設 置 台 数		
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH) ・受信機・その他 ( )				
	製 造 会 社 名							

別記様式第5号

(その2)

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他( )										
	P・GP型 級 / 回線 R・GR型 自火報点数 点 その他( ) 点数 点 予備点数 点										
	予備電源 (DC V AH)			設置場所		階 室					
	型式番号 受第 号			製造会社名							
表示器	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点										
	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点										
電源	常用電源	単相・三相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路									
		DC V AH 充電方式(トリクル・浮動) 使用別(専用・共用( ))									
	非常電源	非常電源専用受電設備 単相・三相 AC V									
		蓄電池設備 DC V AH 充電方式(トリクル・浮動) 使用別(専用・共用( ))									
音響装置	主音響装置 (内蔵されているものは除く)	ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他( )									
		鐘径 mm	定格DC V mA			個					
		型式番号( )		製造会社名							
	地区音響装置	型式番号( )		認定番号( )		製造会社名					
		ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他( )									
		鐘径 mm	定格DC V mA			個 dB					
	音声切替装置	型式番号( )		DC V		製造会社名					
		常用電源	単相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路								
		非常電源	蓄電池設備 DC V AH 充電方式(トリクル・浮動)								
	配線	常用電源回路	ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )								
非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )									
警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他( )									
その他回路		IV電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )									
関連設備	消火設備( )・火災通報装置・誘導灯信号装置										
	非常警報設備・放送設備・その他( )										
工事者区分	電源工事										
	配線工事										
	配線工事										
	配線工事										
	機器の取付け工事										
その他											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。  
 3 感知器記入欄の( )内は、その機能又は性能を記入すること。  
 4 関連設備の消火設備( )内は、その設備等の種類を記入すること。

別記様式第6号

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火 災 通 報 装 置	品 名 ・ 型 式				型式番号			
	製 造 会 社 名							
	設 置 場 所		階 室					
	遠 隔 起 動 装 置	設 置 場 所	電 話 機 付 ( 台 )	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
			電 話 機 な し ( 台 )	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
	選 択 信 号 送 出 方 式		DP方式 (10PPS、20PPS) ・ PB方式					
	自 動 火 災 報 知 設 備 連 動		有 ・ 無					
	常 用 電 源		AC	V				
予 備 電 源		DC	V				AH	
M型発信機	設 置 場 所		基					
工 事 者 区 分	電 源 工 事							
	配 線 工 事							
	機 器 の 取 付 工 事							
	工 事 担 当 者 ( 電 話 工 事 )		氏名			資格		
そ の 他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。  
3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式第7号

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知器	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの	
	個数	個	個	個	
中継器	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	回線 個	電源	予備電源 V	AH
受信機	区分	型	回線数	/ 回線	
	附属装置	附属回路			
	予備電源	V	AH	設置場所	階
電源	常用電源	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路			
		DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用
	非常電源	蓄電池設備 DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用
		インバーター出力		VA	
自家発電設備		単相・三相 AC V kVA			
警報装置	音声警報装置	増幅器出力	スピーカー個数	非常用放送設備と兼用	
		定格 W	個	有・無	
	ガス漏れ表示灯	中継器附属のもの		その他のもの	
		個		個	
検知区域警報装置	検知器附属のもの		その他のもの		
	個		個		
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )			
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )			
	検知器回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )			
	警報装置回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )			
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )			
工事者区分	電源及び配線			機器取付	
製造者名	受信機製造会社		型式番号		
	中継器製造会社		型式番号		
	検知器製造会社				
その他					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式第8号

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要								
名 称				所 在 地				
用 途				階 数 (階 層)	地 上	階 地 下	階 塔 屋	階
主 要 構 造 部	耐火構造・準耐火構造・その他 ( )					延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	
避 難 器 具 の 概 要								
階 別	床 面 積	用 途	収 容 人 員	無 窓 該 当	階 段 の 数	減 免 数	設 置 数	避 難 器 具 の 種 別 (個 数)
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
								は ( ) ・ 袋 ( ) ・ 緩 ( )
避 難 器 具 の 種 別								
型 式 番 号	第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号	
設 置 場 所 の 状 況 (用 途、構 造 等)								
開 口 部 の 大 き さ 縦 × 横 (cm)	×		×		×		×	
腰 高 (cm)								
操 作 面 積 (m <sup>2</sup> )								
固 定 位 置								
固 定 方 法								
固 定 部 材 に か かる 設 計 荷 重 (kN)								
固 定 部 材 の 許 容 応 力 (kN)								
そ の 他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 避難器具の種別(個数)欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の( )内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

別記様式第9号

総 合 操 作 盤 の 概 要 表

品 名 ・ 型 式			
音 響 装 置		<input type="checkbox"/> ベル ・ <input type="checkbox"/> ブザー ・ <input type="checkbox"/> 音声警報 ・ その他 ( )	
表 示 方 法		<input type="checkbox"/> CRT ・ <input type="checkbox"/> グラフィックパネル ・ <input type="checkbox"/> 窓 ・ その他 ( )	
製 造 会 社 名			
監視場所 (副監視) (遠隔監視)		階 室	
電 源	常用電源	AC	V
	非常電源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備・ <input type="checkbox"/> 非常電源 (自家発電設備) ・ <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 DC V AH	
消 防 用 設 備 等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備 (放送設備に限る。)	<input type="checkbox"/> 誘導灯
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 非常用の照明設備	<input type="checkbox"/> 機械換気
	<input type="checkbox"/> 空気調和	<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 防火区画 (構成機器設備)
	<input type="checkbox"/> 防煙区画 (構成機器設備)	<input type="checkbox"/> 非常錠設備	<input type="checkbox"/> ITV設備
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工 事 者 区 分	電 源 工 事		
	配 線 工 事		
	配 線 工 事		
	機 器 の 取 付 工 事		
	機 器 の 取 付 工 事		
	機 器 の 取 付 工 事		
そ の 他			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
  - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式第10号

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×( )台 ・ II型×( )台									
認 定 番 号	号	型 式 記 号								
消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	加圧・蓄圧 ( MPa)	材 質		内 容 積	L × 本					
消 火 薬 剤	種 別	型式番号								
	貯 蔵 量	(1台当たり) L × 本 = L								
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別	窒素・二酸化炭素								
	充 填 量	(1台当たり) m <sup>3</sup> ・L・kg				充 填 圧 力	MPa			
ホース等	材 質				ノズル切替有無	有 ・ 無				
	寸 法	長さ m (I型・II型)								
	ホース収納方式	リール収納方式 ・ ホース架収納方式								
設 置 場 所	設 置 階									
	台 数									
電 源	常用電源回路	単相・三相 AC V	電灯回路・動力回路							
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同							
	非常電源回路	種別 ( ) DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同							
配 線	表 示 灯 回 路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
	非 常 電 源 回 路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
放射性能	放 射 率	L/min								
	放 射 距 離	m								
	全 量 放 射 時 間	秒								
備 考										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

別記様式第11号

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×台	型式記号			
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 ( MPa)		材 質			内 容 積	L×本
消 火 薬 剤		種 別		型式番号				
		薬 劑 量		容器別数量	L×容器本数	本	L×容器本数	本
				L×容器本数	本	L×容器本数	本	
				L×容器本数	本	L×容器本数	本	
				L×容器本数	本	L×容器本数	本	
				L×容器本数	本	L×容器本数	本	
				L×容器本数	本	=総量	L	
加 圧 用 ガ ス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素				
		充 填 量		(1台当たり)	m <sup>3</sup> ・L・kg×	本	充 填 圧 力	MPa
本 体 設 置 状 況		薬 劑 貯 蔵 容 器 等				接 地 端 子	有・無	
感 知 部	感 知 器 の 種 別	式 型 ( )		型式番号：感第 号×種 個				
		式 型 ( )		型式番号：感第 号×種 個				
		式 型 ( )		型式番号：感第 号×種 個				
		式 型 ( )		型式番号：感第 号×種 個				
検 出 方 式								
音 響 装 置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ( )				連動有無	有 ( ) 無	
手 動 起 動 方 式								
放 出 導 管		主 管 材 質：		呼 び 方：		分 岐 管 材 質：		
		最大長さ		m				
放 出 口		材 質：		放 射 量：		L/min		
補 助 散 水 栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) × 台			I型×	台	II型×	台
電 源		常用電源回路		単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路				
		非常電源回路		種別 ( )	DC V AH	充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同
配 線		常用電源回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
		非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
		警 報 回 路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
		そ の 他 の 回 路		IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
階	階面積	主 な 用 途		同 時 放 射 区 域	最 大 同 時 放 射 区 域 面 積	放 出 口 数	備 考	
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個		
合 計				区域		個		
備 考								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

別 添

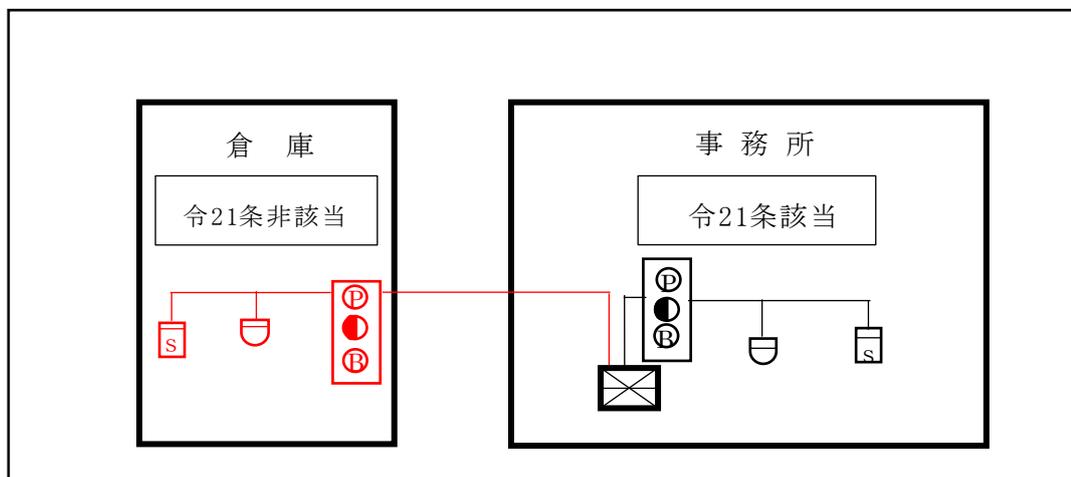
軽微な工事の判断基準

1 警報設備

(1) 自動火災報知設備

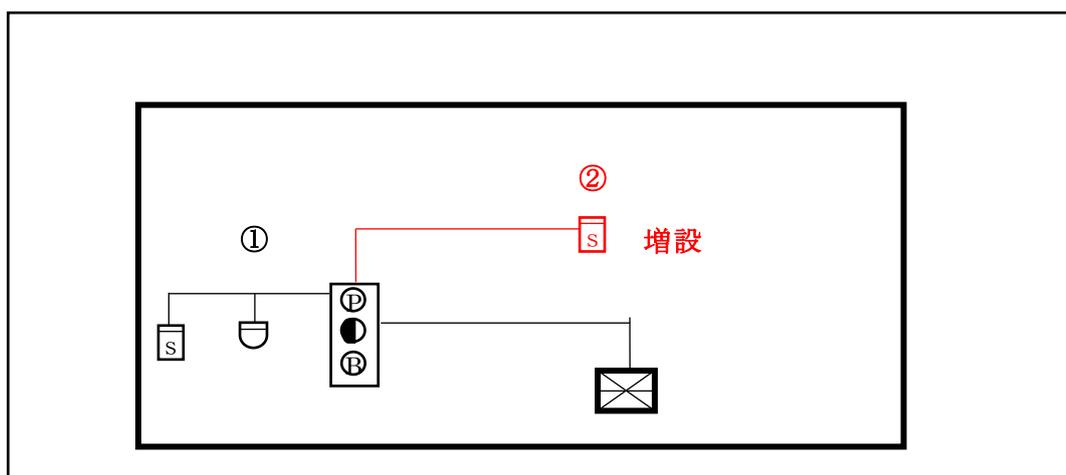
第12-5表「軽微な工事の範囲」の自動火災報知設備の感知器の増設等については、異なる工事区分を同時に行う場合であっても、それぞれの工事が同表の条件に適合する場合は、軽微な工事として取り扱うものであること。この場合において、感知器の数は、異なる工事区分の感知器の個数の合計ではないこと。

例1 自動火災報知設備の増設工事



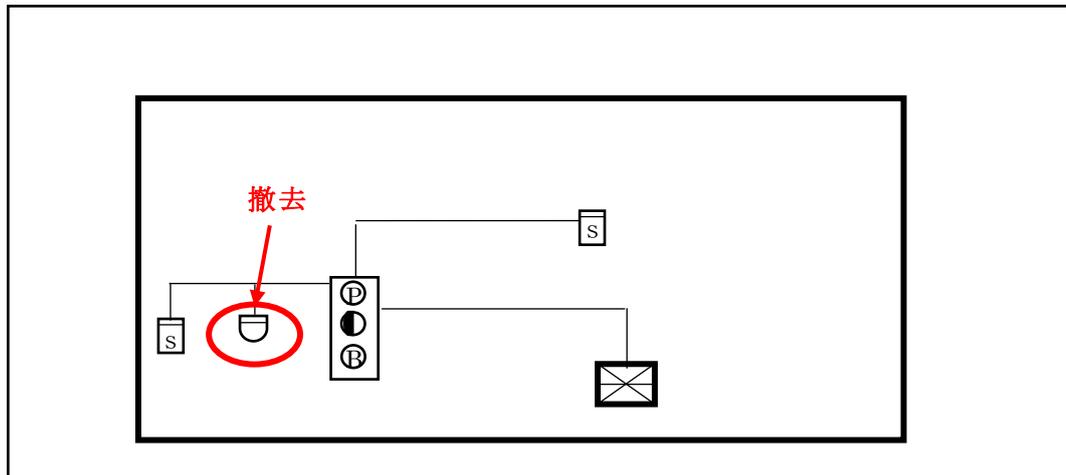
事務所に設置されている自動火災報知設備の警戒区域を増やし、倉庫に自動火災報知設備を自主設置する場合は、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。この場合において、感知器回路の配線について共通線を設ける場合は、1本につき7警戒区域以下であることを確認すること。

例2 自動火災報知設備の増設工事



警戒区域を増やし感知器1個を増設する場合は、自動火災報知設備の改造として取扱い、工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）の提出が必要となること。

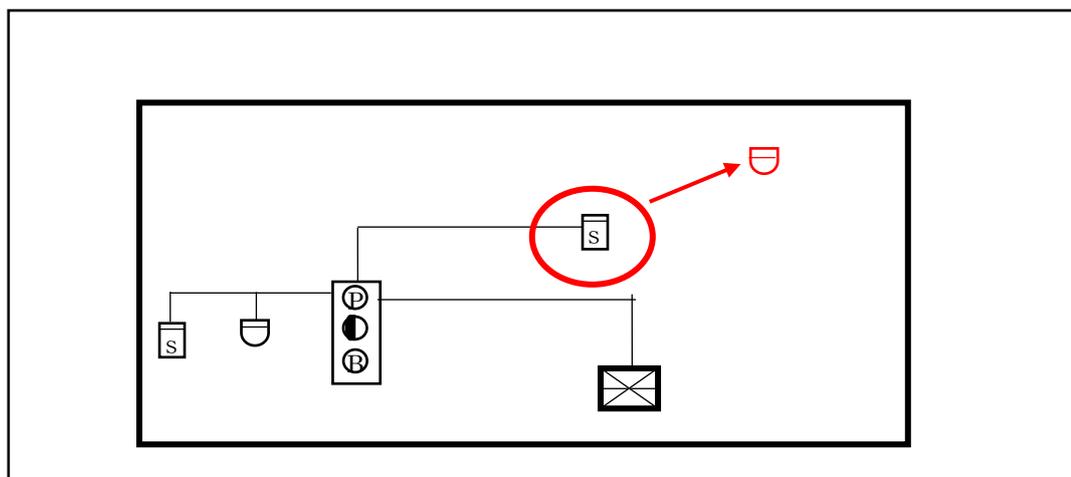
例3 自動火災報知設備の感知器の一部を撤去する工事



感知器を撤去する場合は、自動火災報知設備の改造として取扱い、撤去する感知器が10個以下に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

なお、感知器の種別に応じ、感知区域ごとに火災を有効に感知することができるように、感知器の必要数を確認すること。

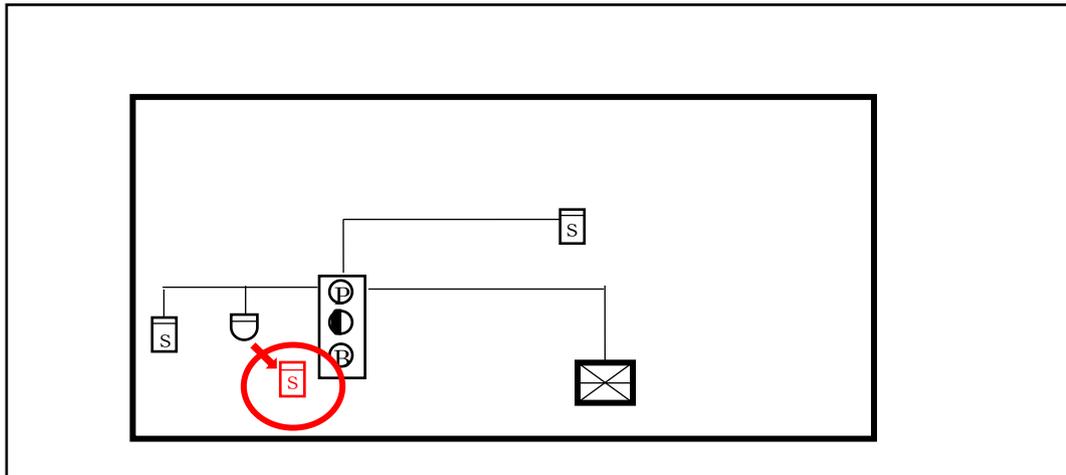
例4 自動火災報知設備の感知器の種別を変更する工事



感知器の種別を変更（煙感知器から差動式スポット型感知器）する場合は、自動火災報知設備の改造として取扱い、変更する感知器が10個以下に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

なお、種別の変更に当たっては、事前に取付け場所の適応性、警戒面積、取付け面の高さ等を確認すること。

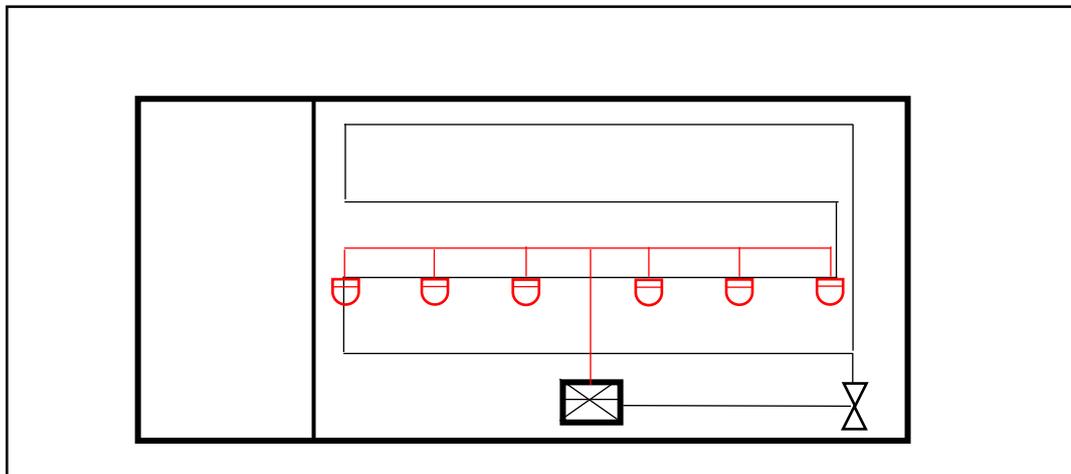
例5 自動火災報知設備の感知器の種別を変更する工事



感知器の種別を変更（差動式スポット型感知器から煙感知器）する場合は、自動火災報知設備の改造として取扱い、変更する感知器が10個以下に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

なお、種別の変更に当たっては、事前に取付け場所の適応性、警戒面積、取付け面の高さ等を確認すること。

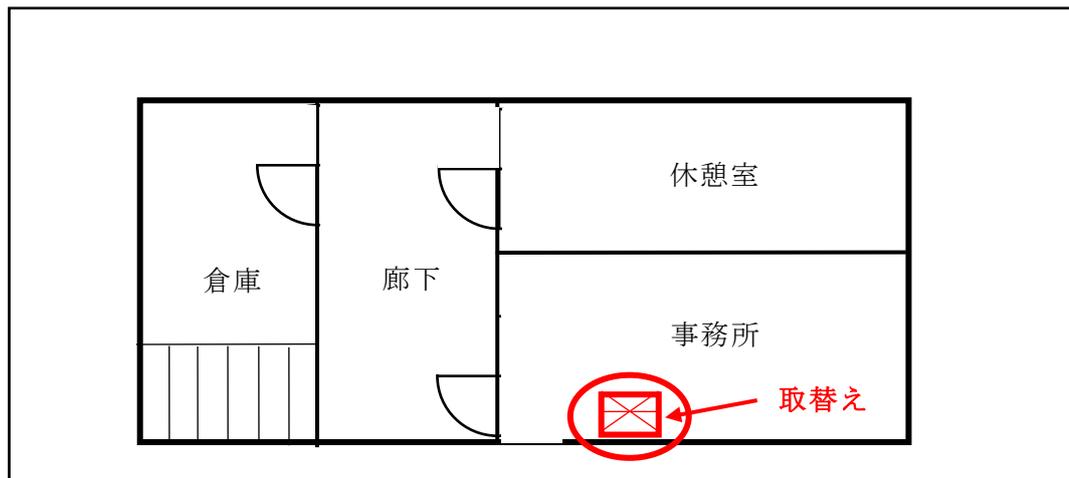
例6 自動火災報知設備の感知器の種別を変更する工事



感知器の種別を変更（差動式分布型感知器（空気管式）から差動式スポット型感知器）する場合は、自動火災報知設備の改造として取扱い、変更する感知器が10個以下に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

なお、種別の変更に当たっては、事前に取付け場所の適応性、警戒面積、取付け面の高さ等を確認すること。

例7 自動火災報知設備の受信機の工事



受信機を取り替える場合は、自動火災報知設備の取替えとして取扱い、既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するもので、使用回線が7回線以下のものに限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

なお、受信機を移設する場合は、軽微な工事に該当するものとして取り扱うことはできないものであること。

例8 自動火災報知設備の感知器の工事

感知器の増設、移設及び取替えの工事を同時に行う場合は、それぞれの工事区分における感知器の数が10個以下で警戒区域に変更がない場合に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。

例9 自動火災報知設備の感知器の整備

同種別の感知器の取替え（差動式スポット型感知器2種から差動式スポット型感知器2種）を行い、ベースや配線の変更（改修）を伴わない場合は、自動火災報知設備の整備に該当するものとし、着工届及び消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）の提出は不要であること。この場合において、消防用設備等点検結果報告書の点検票の備考欄には、感知器の取替えを行った旨を記載するよう指導すること。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備

例10 消防機関へ通報する火災報知設備の工事

防火対象物の名称変更等に伴うロムの取替えは、事前にメッセージ内容を協議した場合に限り、着工届の提出は不要とし、設置届の提出後、法第17条の3

の2に基づく検査を行うことができるものとして取り扱うこと。

## 2 消火設備

### (1) 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

#### 例11 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の消火栓箱の移設工事

消火栓箱の移設を行う場合は、同一の警戒範囲内での消火栓箱の移設に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。この場合において、「同一の警戒範囲内」とは、階に設置されている消火栓箱を移設しても未警戒が生じないものをいうものであること。

なお、階に設置されている消火栓の数が1の場合で、消火栓の増設が必要となる場合は、水源の容量及び加圧送水装置の性能、配管の摩擦損失等の再計算が必要なため、着工届の提出を行うよう指導すること。

### (2) スプリンクラー設備

#### 例12 スプリンクラー設備のヘッド及び補助散水栓の工事

スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の増設及び移設の工事を同時に行う場合は、それぞれの工事区分におけるスプリンクラーヘッドの数が5個以下、補助散水栓が2個以下の場合に限り、軽微な工事に該当するものとして取り扱うこと。この場合において、加圧送水装置等の性能（吐出量及び揚程）、配管の呼び径等に影響を及ぼさないものに限ること。

### (3) 消火器具

#### 例13 消火器の取替え

消火器の取替えを行う場合は、消火器の種類、本数、設置箇所等に変更がない場合に限り、設置届の提出は不要であること。この場合において、消防用設備等点検結果報告書の点検票の備考欄には、消火器の取替えを行った旨を記載するよう指導すること。

### (4) 泡消火設備

#### 例14 泡消火設備の消火薬剤の工事

ア ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS含有泡消火薬剤」という。）の補充を行う場合、最初の

補充については改造として取扱い、軽微な工事に該当するものであること。

なお、2回目以降の補充は、既に混合されている泡消火薬剤への補充であることから整備とみなし、着工届及び設置届の提出は不要であること。この場合において、消防用設備等点検報告書の点検票の備考欄にその旨を記載するよう指導すること。

イ 前アの軽微な工事の設置届の提出は、試験結果報告書に代えて、ウに適合することを確認した資料を添付するよう指導すること。

ウ P F O S 含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備について、点検や火災等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合、次の(7)及び(4)に適合することが確認されている泡消火薬剤に限り、補充する薬剤として用いることができることに留意すること。

(7) 補充する泡消火薬剤は、当該泡消火設備において使用している P F O S 含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）に規定する基準に適合することが確認されているものであること。

(4) 当該泡消火設備において使用している泡ヘッドは、当該泡消火設備において使用している P F O S 含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているものであること。

### 3 避難設備

#### 誘導灯

##### 例15 誘導灯の取替え

誘導灯の取替えを行う場合は、配線工事の有無にかかわらず、同機種を取替えに限り、設置届の提出は不要であること。この場合において、消防用設備等点検結果報告書の点検票の備考欄には、誘導灯の取替えを行った旨を記載するよう指導すること。